

歴史認識問題研究

(年2回発行)

創刊号

(平成29年秋冬号)

歴史認識問題研究会

目 次

〈創刊の辞〉

「歴史認識問題研究会」呼びかけ文	7
------------------------	---

特集1 歴史認識問題にどう立ち向かうか

〈論文〉

歴史認識問題とは何か	西岡 力	11
ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察	高橋 史朗	29

〈歴史認識問題研究会発足記念シンポジウム〉

歴史認識問題にどう立ち向かうか	41	
— ユネスコ記憶遺産「慰安婦」登録への反論 —	基調講演：渡辺 利夫	42
	高橋 史朗	
	西岡 力	
	進行役：杉田 水脈	

特集2 中国との歴史戦

〈論文〉

中国人と誣告—歴史問題化の手法	北村 稔	73
ファシズム概念と歴史戦	島田 洋一	79
「中国人慰安婦」研究上の問題点	勝岡 寛次	87
付表① 中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧		
付表② 中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表		

〈研究ノート〉

カイロ宣言の虚実	伊藤 哲夫	117
----------------	-------------	-----

〈歴史認識問題研究会役員名簿・活動概要等〉	129
-----------------------------	-----

〈インフォメーション・コーナー〉	131
------------------------	-----

〈編集後記〉	132
--------------	-----

CONTENTS

〈 Inaugural Statement 〉

Appeal from the Historical Awareness Research Committee	7
---	---

Feature Articles 1 How to counter historical awareness issues ?

〈 Essay 〉

What is Historical Awareness?	<i>Tsutom NISHIOKA</i> 11
An Analysis of Recent Developments on the Memory of the World at UNESCO	<i>Shiro TAKAHASHI</i> 29

〈 Transcription: The Inaugural Memorial Symposium 〉

How to counter historical awareness issues	41
a rebuttal to the registration of comfort women with UNESCO Memory of the World	
Keynote Speech : <i>Toshio WATANABE</i>	42
<i>Shiro TAKAHASHI</i>	
<i>Tsutom NISHIOKA</i>	
MC : <i>Mio SUGITA</i>	

Feature Articles 2 “History Wars” with China

〈 Essay 〉

The Chinese and “Bukoku”: The Process of Conversion to an Historical Issue	<i>Minoru KITAMUR</i> 73
The Concept of Fascism and “History Wars”	<i>Yoichi SHIMADA</i> 79
Issues in “Chinese Comfort Women” Studies	<i>Kanji KATSUOKA</i> 87
Attachment 1 : A list of Japanese documents in relation to Chinese Comfort Women and wartime sexual violence	
Attachment 2 : A List of testimonies of Chinese Comfort Women and victims of sexual violence	

〈 Research Note 〉

The Truthfulness and Falsehood of the Cairo Declaration <i>Tetsuo ITO</i>	117
---	-----

〈 HARC Executive Committees / Overview of Activities 〉

〈 Information Corner 〉

〈 Editorial Note 〉

Edited by

Historical Awareness Research Committee (HARC)

「歴史認識問題研究会」呼びかけ文

自国の歴史をいかに認識するかは、他国の干渉を許してはならない国家・民族の独立を支える支柱だ。ところが、事実無根の日本を非難する歴史認識が外交を阻害し、わが国の名誉と国益を大きく傷つけている。本来なら歴史認識問題は外交課題ではなく、学問的課題とされるべきことだ。国、民族が異なれば歴史認識が一致することはあり得ない。だから、近代国家は国家同士の利害が衝突する戦争が終わった後、条約を結び領土を割譲し賠償金・補償金を払って外交的に過去を清算してきた。わが国も大東亜戦争の清算を、7年間の占領後に結ばれた講和条約で終えた。東南アジア諸国、韓国、中国などとも条約・協定に基づき賠償や補償などを実施して過去の清算を終えた。

ところが、1980年代初めわが国マスコミの誤報を契機として「第一次教科書事件」が起き、歴史認識問題が新たに外交課題とされた。その後、首相の靖国神社参拝への干渉が始まり、ついに1990年はじめの「慰安婦問題」の勃発で、歴史認識問題でわが国が外交的に一方的に責められる構図ができてしまった。その結果、事実無根の日本を非難する反日歴史認識が外交を阻害し、わが国の名誉と国益を大きく傷つけてきた。

中国、韓国などが歴史認識問題を外交に持ち出すのはそれぞれの事情がある。しかし、彼らが使っている日本批判の材料の多くは最初に日本の反日マスコミ・学者・運動家が持ちだしたものだ。私たち心ある日本の有志はこれまで、国内の反日勢力に対して事実に基づく反論を行ってきた。その結果、朝日新聞が慰安婦報道の一部の誤りを認め謝罪するなど国内の論争ではそれなりの成果があった。しかし、国際社会ではまだ、反日勢力の影響力が強い。わが国政府は体系的かつ組織的な反論をいまだに本格化させていない。そこで私たちは、わが国の名誉を守る基礎研究をするために本研究会に集まった。

私たちは主として4つの事業を行う。第一に、歴史認識問題をめぐる今日の状況の研究を行う。それがいかなるプロセスでどのような勢力により表面化し拡散していったかについて、背景にある動きを含む体系的研究を行う。第二に、歴史的事実に関する実証研究を行う。それによって歴史認識問題にまつわる日本非難に対して、当時の歴史的事実に基づく反論の材料を提供することができる。若手研究者育成も進めたい。第三に、関係者の証言の整理や散逸している関係資料の収集を行う。事実に基づく反論のためには、まず第一次資料の収集が必要不可欠だ。第四に、これらの研究を土台にしてネット発信、外国語冊子発行、研究書翻訳事業など国際発信を行う。また、必要に応じて政府や関係機関などへの提言も行う。

以上4つの事業のため、公開シンポジウムと研究会の開催、研究誌『歴史認識問題研究』発行などを行う。わが国の名誉を守るための本研究会の活動に多くのご支援を頂ければ幸いだ。

2016年9月7日

特集 1

歴史認識問題にどう立ち向かうか

論文

歴史認識問題とは何か

西 岡 力（公益財団法人モラロジー研究所歴史研究室長・
麗澤大学客員教授、本研究会会長）

はじめに

私は1991年以来、慰安婦問題に取り組んできた。（註1）しかし、私は歴史学者ではなく、韓国・北朝鮮地域研究者である。なぜ、私が過去の歴史に関わる慰安婦問題に取り組んだのか。

私は1997年頃という比較的早い時期から「慰安婦という歴史的存在はあった、それを歴史学が研究することは出来る、しかし、未だに解決すべきことが残っているという意味での慰安婦問題は1992年まではなかった、したがって慰安婦問題は歴史の問題ではなく現在の問題だ」と主張してきた。（註2）

慰安婦問題は、単純に、過去に何があったのかを実証しその意味を探る歴史学の課題だけでなく、現在の日韓関係や北朝鮮の政治工作、日本国内の反日マスコミと運動家の虚偽発信、日本政府の謝罪し人道支援するが反論しないという対応のまずさ、国連や米議会など国際社会に拡散する誹謗中傷などなど、現代史の課題が複雑に絡み合っている複雑な問題だ。だからこそ、現在の韓国・北朝鮮を学際的に研究する地域研究の主要テーマと言えるのだ。

25年以上、慰安婦問題の研究に取り組み、さまざまな相手と激しい論争を繰り返してきた結果、少しずつ慰安婦問題の全体像が見えてきた。そして日韓関係だけでなく南京事件問題などで日中関係をもおおっている歴史認識問題の全体像にも、少しずつ近づくことが出来たと自負している。本稿は歴史認識問題の全体像に迫る私の試論である。本誌誌上などで大方のご批判を待ち、より議論を精緻にしていきたい。

1 定義

まず、歴史認識問題を定義する。私の定義では、単純に複数の国や民族間でお互いに関わる歴史認識が対立していることを歴史認識問題とは言わない。何々問題という言い方をするときには未だ解決していない課題がある、あるいは残っていることを指すが、通常の主権国家同士の間では、戦争や植民地統治などの過去に関わる清算は条約や協定で行う。それを結べば内政不干渉の原則により、いくら相手の歴史認識が自分たちと異なっても外交問題とすることはない。これが現代の国際法の原則だ。

本来、歴史教科書記述や戦没者追悼方法などは主権国家の内政に属する。したがって、歴史認識に関わる事象に対して他国政府が干渉し、外交問題化することは、一言で言うところ内政干渉だ。そのような内政干渉を私は歴史認識問題と定義する。（註3）

わが国における歴史認識問題は、1982年中華人民共和国と大韓民国が日本の検定済み歴史教科書の記述について修正を求めたことを嚆矢とし、1985年の中国による中曽根首相の靖国神社参拝抗議と1992年慰安婦強制連行プロパガンダ以降、本格化した。干渉を受けるわが国の内部に、それを助長する言論機関や学者、運動家らが存在し、かつ外交当局が内政干渉の不当さを指摘せず、ただ謝罪し人道的配慮をするという譲歩を繰り返すというわが国特有の構造のため、問題は悪化し続けた。その結果、国際社会にわが国に対する事実無根の誹謗中傷が拡散している。国連がでたらめな慰安婦調査報告書を出し、米国などの各国議会が事実と反する決議を行ない、各地に慰安婦像などが建ち、ユネスコ歴史遺産や記憶遺産などで事実と反する日本非難が公式化されるに至った。

2015年12月、日韓政府が慰安婦問題の「最終的な解決」で合意したが、その際、国連や国際社会で相互批判を自制すると約束し、反日キャンペーンへの事実に基づく反論がよりやりにくくなったのではないかと憂慮される。

2 前史

①先の大戦の背後にあった歴史認識の対立

前節で論じたように、わが国における歴史認識問題は1982年から始まり、1992年より本格化し現在も続いている。ここではその前史を先ず概観しておく。

第1に論じなければならないのは、わが国が戦った先の大戦は歴史認識を含む「国家総力戦」だったということだ。わが国は大東亜戦争と名付けた先の大戦を戦うにあたり、敵国米国、英国を「侵略者」と位置づけ、わが国は「自存自衛のために」開戦せざるを得なかったという歴史認識を提示した。

米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス（略）帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ〔下線西岡、以下同〕（「米英兩國ニ対スル宣戦ノ詔書」1941年12月8日）

1943年11月の「大東亜宣言」においては次のように記述されている。

米英ハ自國ノ繁榮ノ爲ニハ他國家他民族ヲ抑壓シ特ニ大東亞ニ對シテハ飽クナキ侵略擄取ヲ行ヒ大東亞隸屬化ノ野望ヲ逞ウシ遂ニハ大東亞ノ安定ヲ根柢ヨリ覆サントセリ大東亞戦争ノ原因茲ニ存ス

大東亞各國ハ相提携シテ大東亞戦争ヲ完遂シ大東亞ヲ米英ノ桎梏ヨリ解放シテ其ノ自存自衛ヲ全ウシ左ノ綱領ニ基キ大東亞ヲ建設シ以テ世界平和ノ確立ニ寄與センコトヲ期ス

一方、米英と蒋介石の中華民国の3国は、わが国の侵略を止めて罰することが対日戦の目的だと主張した。

1943年12月のカイロ宣言は「三大同盟国ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次

ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ」「満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ」「朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ^{やが}臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムル」とそのような歴史認識を開陳している。

このような歴史認識の相違を背景の一つとして、先の大戦は戦われた。これが総力戦の特徴だ。

②占領下の歴史認識対立、「連合国」の立場

そしてわが国は戦に敗れた。そして連合国軍、実質は米軍の占領を7年の長きにわたって受けた。占領下で連合国軍は彼らの歴史認識をわが国に強要した。それが総力戦の帰結だった。しかし、昭和天皇を先頭に、わが国も必死で自国の歴史認識を守る銃声無き戦闘を果敢に戦った。

その焦点は、わが国が先の大戦で世界征服を目指していたか否かということだった。

ボツダム宣言は、日本は世界征服を目指していたと主張した。

日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからである。(ボツダム宣言1945年7月)

この歴史認識は占領軍が英語原文を作成した憲法にも敷衍されている。

前文のこの部分に私は注目する。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、(resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(日本国憲法前文1946年11月)

ここで「政府」が英語で「government」と単数形になっている。つまり、再び自国政府が無謀な戦争を起こして国民に惨禍を与えないように誓っているのだ。他国政府は戦争を起こさない、日本国民を苦しめないという著しく偏った前提があると思えない。自国の政府のみを敵視する歪んだ歴史認識がそこにある。

9条にもその影響はある。

9条1項は、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄という現在の国際法の規定をそのまま書いたもので、日本国憲法の特徴ではない。フィリピン憲法にもイタリア憲法にも戦争放棄規定が存在する。(註4)

ただし、「陸海空軍その他の戦力」の不保持を明記している2項は日本だけの特殊な規定だ。(註5) この2項の裏には日本民族だけには戦力を持たせてはならないとする、日本民族性悪説というべき差別主義が存在する。日本民族は生まれつき暴虐で正義観念を持たないので、戦力を持たせると再び世界征服を夢想して大量虐殺をしでかしかねない、という連合国の戦争目的に通じる歴史認識だ。

東京裁判の判決では「1928年から1945年に於ける侵略戦争に対する共通の計画謀議」が存在したとして、いわゆるA級戦犯が平和に対する罪で「有罪」とされた（東京裁判判決1948年11月）。ただし、起訴状にあった「日本、イタリア、ドイツの3国による世界支配の共同謀議」は、証拠不十分のため訴因から除外された。

③ 占領下の歴史認識対立、昭和天皇の反論

これに対して昭和天皇は決然とわが国の立場を表明された。
終戦の詔勅を見たい。

抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所曩ニ米英二國ニ宣戦セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス（「終戦の詔勅」1945年8月）

開戦の詔勅で述べた、帝国の自存と東亜の安定という開戦目的を再確認し、世界征服どころか他国を侵略する意志がなかったことを明言している。

この立場は、占領下でご自身が戦犯として処刑される恐れさえあった1946年1月にも微動だにしなかった。

1946年1月に出した「新日本建設に関する詔書」を見よう。

朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。（「新日本建設に関する詔書」1946年1月）

連合国軍が求めた（あるいは、強要した）天皇の神格化否定の表現の中で、世界支配など考えていなかったという主張をしっかりと織り込んでいる。

④ サンフランシスコ講和条約で対等な同盟国となる

この連合国とわが国との先の大戦の戦争目的をめぐる歴史認識の対立は、冷戦の激化により大きく様相を変えた。米国は、わが国を自由陣営の一員として確保することを最優先として対日講和条約交渉を進めた。詳しくは伊藤哲夫氏の論考（註6）などに譲るが、最終的にサンフランシスコ講和条約と日米安保条約で、米国はわが国を主権を持つ対等な同盟国として認めた。講和条約のどこにも「世界征服」、「侵略」などという歪んだ歴史認識は含まれていない。

サンフランシスコ講和条約（1952年）の前文に次のように記されている。

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安

全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望する。（「サンフランシスコ講和条約」1952年）

少なくとも、米国をはじめとする旧西側諸国とわが国の先の大戦をめぐる歴史認識上の対立は、ここで外交的に決着をみた。米国が一時、強要したいいわゆる東京裁判史観は、サンフランシスコ講和条約の時点で彼らの公式見解ではなくなったとみるべきだ。問題はわが国の中に、それに拘束され続けている多くの国民が存在することだ。それはまさに国内問題だ。なお、講和条約11条でわが国が東京裁判の歴史認識を受容したとする一部の主張については有力な反論があるが、ここではそのことには触れない。

3 歴史認識問題の起源と構造

①なぜ、歴史認識問題が解決できないのか

歴史認識は他国の干渉を許してはならない、国家・民族の独立を支える支柱だ。ところが、1980年代初めから以下のような4つの要素が絡み合って、事実無根の日本を非難する反日歴史認識が外交を阻害し、わが国の名誉と国益を大きく傷つけてきた。

すなわち、第1に日本国内の反日マスコミ・学者・運動家が事実反する日本非難キャンペーンを行なった。第2にそれを中国と韓国両政府が正式な外交問題にして「内政干渉」的要求を押しつけた。第3にわが国外交当局が反論をしなかったことで事態を悪化させた。不当な要求に対して事実を踏み込んだ反論をせず、まず謝罪して道義的責任を認め、人道支援の名目で、すでに条約・協定で解決済みである補償を再び中途半端な形で行なったため、問題をさらに悪化させることとなった。第4に、内外の反日活動家が事実無根の日本非難を国際社会で拡散した。その結果、わが国とわが先祖の名誉が著しく傷つけられ続けている。

第1要素については多くの研究がある。そのうち、1982年の第1次教科書問題、1992年の慰安婦問題について私も多数の論文や単行本を書いた。詳細はそちらにゆずることとする。（註7）

また、第4要素については、国連人権委員会（現在の人権理事会）に慰安婦問題を持ち込んだ戸田悦郎弁護士の活動などについて私も調査してきた（註8）が、本格的な研究が不足している。ここではそのことを指摘して今後の課題としたい。

本稿では第2要素である中国と韓国の反日外交と、第3要素のわが国の対応について詳しく論じ、今後の課題を探ることとする。結論を先に書くと、中国と韓国の反日外交はそれぞれ彼らの内政上のそれを必要とする事情があった。したがって、いくらわが国が繰り返し謝罪しても解決しない構造的なものだった。

ところが、わが国の外交はそのことに気づかず、こちらが誠意を見せれば通じるはずだという安易な姿勢に立ち、事実に基づいた反論を行わなかった。そのため、国連や米欧など国際社会にまで事実無根の誹謗中傷が広がる事態を招いた。

②中国と韓国の反日外交の背後にある内政上の理由

第2要素の中国と韓国の反日外交は1982年の第1次歴史教科書問題から始まり、90年代に本格化した。中国政府、韓国政府が国交正常化後、外交交渉に歴史問題を持ち出したのはこの時が初めてであった。中華人民共和国政府は1972年の国交回復から10年間、韓国政府はやはり1965年の国交回復から17年間、歴史問題を外交に持ち込むことはなかった。また、中華民国政府は日本と国交があった期間に一度もそのようなことはしなかった。通常の状態関係においては過去の歴史は条約や協定により清算され、その後は外交問題にはならない。

わが国と中国は1972年9月に「日中共同声明」を出して国交を正常化した。そこでは「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」とする歴史認識が表明されている。反面、同じ声明で今後の両国関係について明確に「内政不干涉」で合意している。

六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干涉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。（「日中共同声明」1972年9月）

日韓両国はサンフランシスコ講和条約でわが国が独立を回復した後も、国交を持つことができなかった。紆余曲折の末、1965年に日韓基本条約と諸協定により日韓は対等な主権国家同士として国交を持った。条約と協定には歴史認識に関わる条文はない。

ただ、1965年2月に訪韓した椎名外相は声明で「両国の長い歴史の中に不幸な期間があったことは、まことに遺憾な次第でありまして、深く反省するものであります」と述べた。これが歴史認識に関する唯一の言及だった。

そもそも、歴史教科書記述や戦没者追悼方式などは純然たる内政問題だ。声明、条約で過去の清算をすませた後は、対等な主権国同士として内政不干涉という原則を守るのが現在の国際関係だ。ところが、中国と韓国は1982年の教科書問題以来、継続して歴史教科書記述や戦没者追悼方式等のわが国の内政問題に対して干渉している。その背景には、中国と韓国の内政上の理由があった。

③中国の理由、共産党独裁の正統性を反日民族主義に求めた

中国人と韓国人の反日感情は戦争や統治の経験のない世代がむしろ強い。これは反日感情が歴史的経験よりも、80年代以降、中国と韓国が以下のような経緯で行ってきた政治宣伝に、より多く起因するからだ。（註9）

中国共産党は、80年代、改革開放政策に必要な多額の経済協力資金を得るために反日を外交交渉に使った。その一方で、共産党独裁を覆すような風潮が蔓延することを防ぐため、この時期からいわゆる「南京大虐殺」や靖国神社A級戦犯合祀を突然問題にし始めた。

南京大虐殺紀念館（正式名称は「侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館」）は1985年に開館した。中国政府は1985年8月、中曽根康弘首相の靖国神社参拝に対してA級戦犯合祀を理由に抗議した。しかし、1979年4月にA級戦犯の合祀が公になってから1985年7月までの6年間、大平正芳、鈴木善幸、中曽根が首相就任中に計21回参拝をしたときには、全く抗議を行わなかった。

90年代に入り、反日の主な目的が日本からの資金獲得よりも共産党独裁維持のための政治宣伝に重心が移った。天安門事件やソ連東欧共産圏の崩壊で独裁体制維持に危機感を深めた中国共産党は、市場経済を導入したため階級敵（地主、富農、右派など）を国内に作り出して糾弾する手法が使えなくなり、日本（軍国主義）を糾弾すべき敵として設定する政治宣伝を本格化した。（註10）天安門事件後の90年代、江沢民時代に国内で組織的な反日教育を開始するとともに、歴史問題で日本を外交的に責め続けることを国策として決め、世界規模の反日組織ネットワークを構築した。

中国共産党は1994年8月、「愛国主義教育実施綱要」を発表した。これは学校教育分野だけでなく、映画やTV、記念建造物や博物館など社会全体で反日政治宣伝を行うことを定めたものだ。

同年12月、日本の戦争責任を追及する米国、カナダ、香港を中心とする30余の中国系、韓国系、日系の反日団体が結集して「世界抗日史実維護連合会（Global Alliance for Preserving the History of WW II in Asia）」、略称「抗日連合会（Global Alliance）」が結成された。江崎道朗氏はこの組織が「愛国主義教育実施綱要」と軌を一にするものだと主張している。（註11）

1998年8月には、外国に駐在する特命全権大使など外交当局者を集めた会議で江沢民主席が「日本に対しては、台湾問題をとことん言い続けるとともに、歴史問題を終始強調し、しかも永遠に言い続けなくてはならない」と指示を出した。（註12）

④韓国の理由、全斗煥政権の甘えの反日と北朝鮮の反日民族主義工作

韓国は80年代初め、全斗煥政権が冷戦下での軍事協力を名目に日本に多額の経済協力を申し込み拒否された中、初めて歴史問題を外交化し、経済協力獲得の圧力として使った。（註13）盧泰愚政権も中国共産党と足並みをそろえつつ、反日を外交カードとして使って日本から資金や技術援助を受け取った。

盧泰愚政権の反日外交の目的が経済協力を得ることだった点については当時、日本経済新聞ソウル特派員だった鈴置高史氏が「韓国の経済閣僚にインタビューした際に『技術移転や、貿易赤字問題に日本が協力しないと、韓国人の反日意識が高まろう』と経済閣僚が述べた。私が『そろそろ反日は経済面では逆効果になる』と意見を述べると、その部分の発言を撤回した」というエピソードを伝えている。（註14）

同じ頃、北朝鮮は経済開発で韓国に負けたことが明白化したので、対南工作の政治宣伝を共産主義の優位から反日民族主義に移した。すなわち、韓国は親日派を処断せず、親日派だった朴正熙が権力を握り、過去清算をうやむやにしたまま日本と国交を結んだ一方、北朝鮮は抗日運動の英雄・金日成が建国し、親日派を処断し、反日民族主義をつらぬいたから、民族としての正統性は北にあるという「反韓史観」を韓国に拡散させた。

「反韓史観」については1996年に北朝鮮研究の泰斗であった李命英成均館大学教授（当時）が指摘している。（註15）

2004年、前年まで国定だった中学、高校の国史（韓国史）教科書が検定に変わると、「反韓史観」に基づく歴史教科書が多数でまわるようになった。それに対して2005年1月、教科書の健全化を目指す「教科書フォーラム」が良識派学者らによって組織された。（註16）

同フォーラムの中心メンバーの一人である李栄薫ソウル大学教授はその歴史観を次のように要約した。（註17）

誤った歴史観は、過去百三十年間の近現代史を汚辱の歴史として子供たちに教えています。宝石にも似た美しい文化を持つ李氏朝鮮王朝が、強盗である日本の侵入を受けた。それ以後は民族の反逆者である親日派たちが大手を振った時代だった。日本からの解放はもう一つの占領軍であるアメリカが入ってきた事件だった。すると親日派はわれ先に親米事大主義にその姿を変えた。民族の分断も、悲劇の朝鮮戦争も、これら反逆者たちのせいだった。それ以後の李承晩政権も、また1960～70年代の朴正熙政権も、彼らが支配した反逆の歴史だった。経済開発を行ったとしても、肝心の心を喪ってしまった。歴史においてこのように正義は敗れ去った。機会主義が勢いを得た不義の歴史だった、ということです。

90年代に入り、金泳三政権が竹島問題での一方的な日本非難を開始し、「反韓史観」に汚染された世論に迎合して支持率を上げる手段として反日を使い始めた。（註18）この頃から日本からの支援を得る手段ではなく、国内の世論に迎合して支持率を上げる手段に反日が利用されるようになった。李明博大統領が任期末、支持率が下がってきたタイミングで竹島上陸を強行し、反日外交を展開したのもその文脈だ。

盧武鉉大統領は弁護士時代に「反韓史観」に触れて衝撃を受けたという。盧武鉉は大統領に就任後の2004年7月30日に、「反民族行為特別調査委員会を解体して以来、誤った歴史を正すことができず、これまで遅延されている。誰かが、同問題を解決しなければならない」などと述べて、自身の歴史観を披露した。（註19）

その歴史観に立って、盧武鉉は大統領直属の「大韓民国親日反民族行為真相糾明委員会」を作った。同委員会は親日反民族行為者として1006人の名簿を公表した。親北左派は朴槿恵大統領の父、朴正熙元大統領をその名簿に入れたかったが、多くの論難の末、それは実現しなかった。しかし、朝鮮戦争の英雄である白善燁将軍はそのなかに含まれ、保守派から強い反発を受けた。

この歴史観は90年代以降、各界各層に浸透し、現在使われている韓国の小、中、高校で使われている歴史教科書も、この歴史観にもとづき書かれている。

2005年以降、教科書フォーラムの流れを汲む一部の実証主義学者らが教科書改善運動を開始したが、彼らが執筆した歴史教科書は採択率ゼロだった。

朴槿恵大統領が就任後、慰安婦問題にこだわる反日歴史認識外交を続けた背景には、国内で「親日派の娘」と非難されることを恐れたことがある。反韓史観に正面から挑戦せず、逃げたからそのような結果になった。

ただ、朴槿恵大統領は歴史教科書を国定化するという強硬政策をとった。その点は肯

定的に評価できるが、弾劾が成立し7カ月早く実施された大統領選挙で当選した文在寅は、大統領就任の日、担当長官の人選すらしないまま、国定教科書廃止を決めた。

4、わが国外交の根本的欠陥、事実に基づく反論の不在

①教科書問題、靖国参拝、慰安婦問題

第3要素である、わが国外交当局の対応について概観したい。わが国は中国と韓国が歴史認識問題を外交課題として持ち出してきたときに、その不当な要求に対して事実には踏み込んだ反論をせず、まず謝罪して道義的責任を認め、人道支援の名目で、すでに条約・協定で解決済みである補償を再び中途半端な形で行なったため、問題をさらに悪化させることとなった。

1982年の教科書問題では、日本のマスコミの誤報についてきちんと説明せず、謝罪し検定基準を改定し、韓国と中国が問題にした教科書記述について事実上の改定を行った。具体的には慰安婦問題、強制連行などについて検定意見をつけなくなり、その結果、左派学者らがこれらの問題についてほぼ自由に教科書記述をおこなうという状況となり、1997年から使用される中学校歴史教科書のすべてに「慰安婦強制連行」記述が入るという驚くべき事態となった。

首相の靖国神社参拝についても、中曽根首相が1985年の参拝を最後にそれまで毎年行っていた参拝を取りやめ、その後の首相もそれにならうこととなった。

1986年に中曽根内閣は後藤田正晴官房長官の談話を出し、「昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある」ため、「内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした」と公表した。

その後、橋本龍太郎首相が1回参拝し、小泉純一郎首相が中韓の反対の中、6年連続で参拝し、2013年12月26日に安倍晋三首相が参拝した。小泉首相の参拝、安倍首相の参拝について、外務省高官らは中韓の批判に対して正面から反論しなかった。

慰安婦問題については、私はこれまで多くのところで指摘したが、1992年1月、宮沢喜一首相が訪韓したとき、女子挺身隊としての朝鮮人慰安婦の強制連行があったかどうか、調べることをしないまま、総理に8回謝罪させたのが、当時の外務省だった。

私は同年2月、外務省アジア局北東アジア課の幹部に面談したが、「総理の謝罪は権力による慰安婦強制連行に対するものなのか、それとも貧困の結果売春業に就かざるを得なかったことに対する人道的立場からの謝罪なのか」と尋ねたところ、「これから調べる」という衝撃的回答を得た。(註20)

ほぼ唯一、外務省が事実関係に踏み込んだ反論を試みようとしたのが、1996年の慰安婦問題に関するクマラスワミ報告に対する長文の反論文書を配布した事例だ。しかし、関係国連代表部に文書が配布された後、突然その文書は取り下げられ、事実関係の反論を除いて日本はすでに謝罪し償いをしているという内容の文書に差し替えられた。(註21)

その後も第2次安倍政権成立までは、わが国外交当局から事実上踏み込んだ反論はなされなかった。

②外務省関係者の弁明

問題の根源は、事実関係に踏み込んだ反論を外務省が一切してこなかったことにある。安倍政権になって、首相とその周辺は本格的な反論をする体制を作ろうと努力してきた。しかし、その状況は少しずつしか変わっていない。

なかなか政府内の体制が変わらない理由は、反論をしない方が外交上、有利だと考える勢力が政府や与党内にもまだ相当残っているからだ。

外務省に近い専門家は、自分たちが調べもせず先に謝罪しておきながら、その責任を回避して、「相手がゴールポストを動かしているため問題が解決しない」などという言い訳を繰り返している。

日中・日韓関係の現状の比喻としての「ムーブ・ザ・ゴールポスト」論は、2013年に外務省OBの宮家邦彦氏が初めて提唱したものと見られる。(註22) その後、この議論は拡散し『21世紀構想懇談会報告』の日韓関係の論述部分にも採用された。

しかし、この議論は歴史認識問題発生メカニズムを正確に見ていない。事態の推移を最初から見れば、まず外務省がゴールポストを相手陣営近くに動かしたのだ。国益の対立の場である外交において先に謝罪すれば、弱点となり相手国はそこを継続して狙ってくる。

複数の外務省OBは、南京事件や慰安婦問題に対する反論を「歴史を否定する開き直り」などとして、以下のように公然と非難している。

「河野談話」「村山談話」作成過程に深く関わった外務省高官OBである谷野作太郎氏は、「日本の名誉を取り戻す」動きについて次のように批判している。(註23)

歴史をどう解釈するか。そこには色々な見方があってよい。しかし、近年、国内の一部の風潮として「日本の名誉を取り戻す」として否定しがたい「歴史」を否定したり、これに正面から向き合わず「慰安婦など、皆、カネ目当てだった」「南京事件などでっち上げ！」などと開き直ったりする。近現代史について史料を渉猟しようとすると、「自虐史観だ。怪しからぬ。止めておけ」とも。

このような発言が、国際社会から見れば、実は「日本人の名誉」を最も深いところで傷つける結果となっているということを、分かってほしいと思います。

2012年まで駐韓大使だった武藤正敏氏は、2015年に出版した単行本『日韓対立の深層』で慰安婦問題に関して事実に基づく反論をしてはならないという主張を、以下のごとく明記した。(註24)

日本が注意すべきポイントは、「狭義の強制性はなかった」という主張は決してしないことです。なぜならその主張は、かえって国際社会に「過去の非人道行為を反省していない」との不信感を植え付け、ますます韓国側に同情を集めてしまいかねないからです。こ

の問題の対応は、世界がどう見ているかという視点で考える必要があるのです。

武藤氏はその上で、資料はないが軍による強制連行があったかもしれないとさえ主張している。(註25)

そもそも、軍による「強制性」がなかったと言い切れるかどうか。資料がないというのは理由になるのか。軍人による強制連行を資料として残すとも考えられません。また、「絶対になかった」と明確に否定できる証拠にしても見つかることはないと思います。

前出の宮家邦彦氏も、慰安婦問題や南京事件で事実に基づく反論を政府が行うことを以下のように否定して、外務省を擁護している。(註26)

過去の「事実」を過去の「価値基準」に照らして議論し、再評価すること自体は「歴史修正主義」ではない。しかし、そのような知的活動について国際政治の場で「大義名分」を獲得したいなら、「普遍的価値」に基づく議論が不可欠だ。いわゆる「従軍慰安婦問題」や「南京大虐殺」について、歴史の細かな部分を切り取った外国の挑発的議論に安易に乗ることは賢明ではない。

過去の事実を過去の価値基準に照らして再評価したいなら、大学に戻って歴史の講座をとればよい。逆に、過去の事実を外交の手段として活用したければ、過去を「普遍的価値」に基づいて再評価する必要がある。歴史の評価は学者に任せればよい。現代の外交では普遍的価値に基づかない歴史議論に勝ち目はないのだ。

外務省OBの岡本行夫氏も、2007年米下院での慰安婦決議当時、民間人が事実に基づく反論の意見広告を出したことに對して、次のように否定的に述べている。(註27)

慰安婦問題について米下院で審議されている対日謝罪要求決議案。4月末に安倍首相が訪米した際の謝罪姿勢によって事態は沈静化し、決議案成立はおぼつかない状況になっていた。しかし日本人有志が事実関係について反論する全面広告をワシントン・ポスト紙に出した途端、決議案採択の機運が燃えあがり、39対2という大差で外交委員会で可決され、下院本会議での成立も確実な状況になった。

正しい意見の広告だったはずなのに何故なのか。それは、この決議案に関しては、すでに事実関係が争点ではなくなっているからである。過去の事象をどのような主観をもって日本人が提示しようとしているかに焦点があたっているからである。日本人からの反論は当然あるが、歴史をどのような主観をもって語っていると他人にとられるか、これが問題の核心であることに留意しなければならない。

③第2次安倍政権下での変化

安倍晋三首相は2016年1月18日、参議院予算委員会で慰安婦問題に関して歴史的な答弁を行った。そこで首相は次のように明快に答弁した。

- 1、慰安婦問題に関して海外に正しくない誹謗中傷がある、
- 2、性奴隷、20万人は事実でない、
- 3、慰安婦募集は軍の要請を受けた業者が主にこれに当たった、
- 4、慰安婦の強制連行を示す資料は発見されていない、
- 5、日本政府が認めた「軍の関与」とは慰安所の設置、管理、慰安婦の移送に関与したことを意味する、
- 6、政府として事実でないことについてははっきり示していく

その日、中山恭子議員が前年12月の日韓慰安婦合意（共同発表）によって、国際社会に著しい日本誹謗が拡散しているとして、次のように質問した。

日本が軍の関与があったと認めたことで、この記者発表が行われた直後から、海外メディアでは日本が恐ろしい国であるとの報道が流れています。日本人はにこにこしているが、その本性はけだもののように残虐であるとの曲解された日本人観が定着しつつあります。今回の共同発表後の世界の人々の見方が取り返しの付かない事態になっていることを、目をそらさずに受け止める必要があります。

外務大臣は、今回の日韓共同発表が日本人の名誉を著しく傷つけてしまったことについて、どのようにお考えでしょうか。

これに対して岸田文雄外相は、日本の名誉を守るという強い姿勢の見られない通り一遍の答弁をしたので、中山議員が次のように安倍総理の見解を質した。まず中山議員の鋭い質問を議事録から引用する。

中山 今の外務大臣のお答えだけでは、今ここで、世界で流布されている日本に対する非常に厳しい評価というのが払拭できるとは考えられません。明快に今回の軍の関与の意味を申し述べていただきたいと思っております。

安倍総理は、私たちの子や孫、その先の世代の子供たちにいつまでも謝罪し続ける宿命を負わせるわけにはいかないと発言されています。私も同じ思いでございます。しかし、御覧いただきましたように、この日韓外相共同記者発表の直後から、事実とは異なる曲解された日本人観が拡散しています。日本政府が自ら日本の軍が元慰安婦の名誉と尊厳を深く傷つけたと認めたことで、日本が女性の性奴隷化を行った国であるなどとの見方が世界の中に定着することとなりました。

今後、私たちの子や孫、次世代の子供たちは、謝罪はしないかもしれませんが、女性にひどいことをした先祖の子孫であるとの日本に対する冷たい世界の評価の中で生きていくこととなります。これから生きる子供たちに残酷な宿命を負わせてしまいました。安倍総理には、これらの誤解、事実と反する誹謗中傷などに対して全世界に向けて正しい歴史の事実を発信し、日本及び日本人の名誉を守るために力を尽くしていただきたいと考えます。

総理は、この流れを払拭するにはどうしたらよいとお考えでしょうか。御意見をお聞かせいただけたらと思います。

これに対して安倍首相は、次のように明確に答弁した。

安倍 先ほど外務大臣からも答弁をさせていただきましたように、海外のプレスを含め、正しくない事実による誹謗中傷があるのは事実でございます。

性奴隷あるいは二十万人といった事実はない。この批判を浴びせているのは事実でありまして、それに対しましては、政府としてはそれは事実ではないということはしっかりと示していきたいと思いますが、政府としては、これまでに政府が発見した資料の中には軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったという立場を辻元清美議員の質問主意書に対する答弁書として、平成十九年、これは安倍内閣、第一次安倍内閣のときでありましたが閣議決定をしております、その立場には全く変わりがないということございまして、改めて申し上げておきたいと思います。

また、当時の軍の関与の下にというのは、慰安所は当時の軍当局の要請により設営されたものであること、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送について旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与したこと、慰安婦の募集については軍の要請を受けた業者が主にこれに当たったことであると従来から述べてきているとおりであります。

中山議員はやり取りの最後にだめ押しの確認質問をし、首相もその意図を理解してきちんと答えた。そのやり取りを引用する。

中山 総理の今の御答弁では、この日韓共同記者発表での当時の軍の関与の下にというのは、軍が関与したことについては、慰安所の設置、健康管理、衛生管理、移送について軍が関与したものであると考え、解釈いたしますが、それによろしゅうございますか。

安倍 今申し上げたとおりでございます、衛生管理も含めて設置、管理に関与したということでございます。

ここで安倍首相が「海外のプレスを含め、正しくない事実による誹謗中傷があるのは事実でございます。」と答弁したことの意味は重い。「事実に反する誹謗中傷」が海外に広がっていることを、首相が国会で公式に認めたものだからだ。もう一つ、首相は「政府としてはそれは事実ではないということはしっかりと示していきたい」と明言した。事実でないことに対しては、政府として反論すると宣言したのだ。

実は、この1年前にも安倍首相はほぼ同じ答弁を行っていた。しかし、その後も外務省は事実に基づく公開的反論を行わなかった。

2014年11月3日の産経新聞の報道により、米大手教育出版社「マグロウヒル」（本社・ニューヨーク）が出版した高校の世界史の教科書に、慰安婦問題などで重大な事実誤認に基づく記述があることが分かった。「日本軍は14～20歳の約20万人の女性を慰安所で働かせるために強制的に徴用し、慰安婦になることを強要した」「逃げようとして殺害された慰安婦もいた」「日本軍は慰安婦を天皇からの贈り物として軍隊にささげた」との内容が含まれていた。

この報道を受け、外務省も訂正のため動いた。11月7日、在ニューヨーク総領事館が出版社に記述内容の是正を申し入れ、12月中旬に正式な話し合いの場が持たれた。しか

し、2015年1月15日、同社は文書を発表して、日本政府の関係者が「慰安婦」に関する記述を変更するよう求めてきたが、「『慰安婦』の歴史的事実に対する学者の意見は一致している。われわれは執筆者たちの記述、研究、表現を明確に支持する」と訂正要求を拒否した。

また、外務省は同記述の執筆者である米国歴史学者にも訂正を求めた。ハワイ大学マノア校の准教授を務めるジークラー氏は「出版社と私は日本政府の関係者から個別に連絡を受け、不愉快な書き方に何らかの修正を求められた。出版社も私もそのような考えは一切受け入れていない」と、ウォール・ストリート・ジャーナル2015年1月15日付で述べている。

その後、米国歴史学者らが2回にわたって声明を出し、私を含む日本の学者がそれらに反論を出した。安倍首相は2015年1月29日の衆議院予算委員会で、稲田朋美議員の質問に答えて以下のように答弁している。

安倍 マグロウヒル社の教科書を拝見いたしまして、私も本当に愕然といたしました。主張すべき点をしっかりと主張してこなかった、あるいは訂正すべき点を国際社会に向かって訂正してこなかった結果、このような教科書が米国で使われているという結果になってきた。

国際社会においては、決してつつましくしていることによって評価されることはないわけでありまして、主張すべき点はしっかりと主張していくべきであり、(略) 外務省におきましても、外交におきましても、国際社会の正しい理解を得るべく、今後とも我が国の国益の実現に資するよう、戦略的かつ効果的な発信に努めていきたい、このように思います。

ところが、外務省は現在に至るまで、マグロウヒル社の教科書のどの記述を日本政府として問題にしているのかについて、公表していない。ただ、同社に働きかけたことだけを認めるだけで、その訂正要求の具体的内容を明らかにしていない。外務省のホームページにはこの問題についての外務省の見解を示す文書は存在しない。

首相は国会で「外務省におきましても、外交におきましても、国際社会の正しい理解を得るべく、今後とも我が国の国益の実現に資するよう、戦略的かつ効果的な発信に努めていきたい」と答弁したが、外務省は発信をしていなかった。

しかし、2016年1月の前記安倍答弁を受け、ついに外務省が反論をはじめた。杉山晋輔外務審議官（当時、本稿執筆の2017年現在外務次官）が2016年2月16日、ジュネーブの国連女子差別撤廃条約委員会で堂々たる反論を行った。主要部分を外務省ホームページから引用する。

書面でも回答したとおり、日本政府は、日韓間で慰安婦問題が政治・外交問題化した1990年代初頭以降、慰安婦問題に関する本格的な事実調査を行ったが、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」を確認できるものはなかった。

「慰安婦が強制連行された」という見方が広く流布された原因は、1983年、故人になった吉田清治氏が、「私の戦争犯罪」という本の中で、吉田清治氏自らが、「日本軍の命令

で、韓国の済州島において、大勢の女性狩りをした」という虚偽の事実を捏造して発表したためである。この本の内容は、当時、大手の新聞社の一つである朝日新聞により、事実であるかのように大きく報道され、日本、韓国の世論のみならず、国際社会にも、大きな影響を与えた。しかし、当該書物の内容は、後に、複数の研究者により、完全に想像の産物であったことが既に証明されている。

その証拠に、朝日新聞自身も、2014年8月5日及び6日を含め、その後、9月にも、累次にわたり記事を掲載し、事実関係の誤りを認め、正式にこの点につき読者に謝罪している。

また、「20万人」という数字も、具体的裏付けがない数字である。朝日新聞は、2014年8月5日付けの記事で、「『女子挺身隊』とは戦時下の日本内地や旧植民地の朝鮮・台湾で、女性を労働力として動員するために組織された『女子勤労挺身隊』を指す。(中略) 目的は労働力の利用であり、将兵の性の相手をさせられた慰安婦とは別だ。」とした上で、「20万人」との数字の基になったのは、通常の戦時労働に動員された女子挺身隊と、ここでいう慰安婦を誤って混同したことにあると自ら認めている。

なお、「性奴隷」といった表現は事実と反する。

まさに先に見た安倍首相の参議院予算委員会答弁とほぼ同じ内容であり、外務省が事実関係に踏み込んだ反論をしたという点で画期的なものだった。その点は肯定的に評価したい。

ただし、杉山発言は国連女子差別撤廃条約委員会の委員からの質問に口頭で答えたものであり、文書で提出された政府の正式回答や杉山審議官が同委員会の冒頭で行った政府見解ステートメントにも、このような内容は含まれていなかった。内容は画期的だが形式が消極的だった。その上、このような質問への口頭回答も、官邸の衛藤晟一補佐官らが首相の意向を組んで外務省に強く求めた結果、実現したものだった。

そして外務省は、この杉山反論を国際広報の道具として活用しはじめた。実は私は杉山反論が外務省のホームページに掲載されていないと批判し(註28)、掲載された後も掲載場所があまりにもわかりにくく、5回クリックしなければたどり着けないと批判してきた。(註29)

しかし、2016年8月にホームページ「歴史問題Q&A」コーナーに杉山反論のリンクが張られ、同反論を前面に出す広報が開始された。2017年7月本稿執筆の時点では、「慰安婦問題に関する日本の考え方や取組に対し、国際社会から客観的な事実関係に基づく正当な評価を得られるよう引き続き努力していきます。」という表現が入り、そこからすぐ杉山反論にリンクが張られるなど、改善がある。

5 おわりに

内外の反日勢力は、30年以上の年月をかけて虚偽まみれの反日キャンペーンを展開してきた。悪意を持って国家次元で大規模に展開されてきたキャンペーンの悪影響を払拭するには、わが国も国家次元で事実に基づく反論を、体系的かつ持続的に展開すべきである。国際誤解を正す国民運動をおこし、国会や地方議会にも議員連盟をつくって、反日勢力の虚偽宣伝と戦うべきだ。少なくとも今後10年以上、対外広報の柱に歴史認識に

おける反論をすえるべきだ。

私たちが民間で「歴史認識問題研究会」を発足させたのも、まさにそのためだ。事実に基づく反論を行うためには、なによりも実証的かつ総合的な研究の積み重ねが必要だ。本研究会を通じて、そのために微力を尽くしていく覚悟だ。

- (註1) 西岡力『日韓誤解の深淵』(亜紀書房、1992)
- (註2) 西岡力『従軍慰安婦論は破綻した』(日本政策研究センター、1997) なお本書は後に、西岡力『日韓「歴史問題」の真実―「朝鮮人強制連行」「慰安婦問題」を捏造したのは誰か』(PHP研究所、2005)に収録された。
- (註3) 狭義の歴史認識問題の定義というべきかもしれない。わが国が米軍の占領下でいわゆる東京裁判史観を強要されたことなども、広義の歴史認識問題と言えるだろう。
- (註4) 比較憲法学の権威である西修氏によると、世界の189の憲法典のうち159(84%)に9条1項のような平和主義規定がおかれているという。たとえばイタリア憲法第11条には「イタリアは、他国民の自由に対する攻撃の手段としての、および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し」とあり、フィリピン憲法第2条は「(2) フィリピンは国家政策の手段としての戦争を放棄 (renounce) し」と規定している。
- (註5) 世界の憲法は自衛のための軍の存在を明記している。イタリア憲法は第52条で「(1) 祖国の防衛は、市民の神聖な義務である (2) 兵役は、法の定める制限および限度内において、義務的である (3) 軍隊の編成は、共和国の民主的精神に従う」と定めている。フィリピン憲法第2条も「(3) フィリピンの軍隊は人民と国の防御者である。その目標は国家の主権と国家の領域の統合にある」と軍の存在を明記し、ドイツ基本法や韓国憲法では侵略戦争禁止規定と軍の保持規定が並存している。
- (註6) 伊藤哲夫「カイロ宣言の虚実」(本誌所収)を参照されたい。
- (註7) 1982年の第1次教科書問題については前掲『日韓誤解の深淵』を、慰安婦問題と日本国内の虚偽キャンペーンについては『朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告』(同委員会、2015) <http://www.seisaku-center.net/sites/default/files/uploaded/dokuritsukensyouiinkai20150219-C20150227.pdf>などを参照。
- (註8) 「性奴隷(セックススレーブ)」という用語は、戸塚弁護士が1992年国連人権委員会に慰安婦問題を提起する際に最初に使った。西岡力『増補版よくわかる慰安婦問題』(草思社文庫、2012)などを参照。
- (註9) 岡部達味は2001年に「(激しい反日キャンペーンの結果)、現在三〇歳以下の人々の反日感情は、それ以上の高い年齢層より強いという結果になってしまった」(『外交フォーラム』2001年2月号)と書いている。韓国の「反日感情」が作られたものであるという点については、現代コリア編集部「韓国における「反日感情」の実態は何か」(『現代コリア』2001年9月号、10月号、12月号、2002年1・2月号)に詳しい。
- (註10) 中国共産党による反日政治宣伝については、鳥居民『「反日」で生きのびる中国』(草思社、2004)が以下のような鋭い分析をしている。中国共産党は大躍進や文化大革命などの失政で人民に多大な被害を及ぼした際、共産党への批判が向かないように「過去の苦難を思い出せ」という政治宣伝を行った。そこでは主として「階級の敵」として地主や資本家、国民党反動政権、米帝国主義が設定された。ところが、天安門事件後の政治宣伝では改革開放政策を進めるため「階級の敵」設定はできなくなり、過去の苦難の元凶として「民族の敵」として「日本軍国主義」が設定された。
- (註11) 江崎道朗『コミンテルンとルーズベルトの時限爆弾』(展転社、2012)
- (註12) 『江沢民生文選』(2006)
- (註13) 全斗煥政権の経済協力を得るための手段としての反日外交については、西岡力「韓国版極左史観が生む反日と嫌韓の連鎖」(『月刊正論』2015年7月号)に詳しい。
- (註14) 『現代コリア』1993年1月号

- (註15) 李命英「韓国の「反韓」史観」『現代코리아』1996年12月号
- (註16) 教科書フォーラムについては、西岡力『韓国分裂』（扶桑社、2005）が詳しい。
- (註17) 李栄薫『大韓民国物語』（文藝春秋、2009）330～331頁
- (註18) 金泳三大統領の反日については、西岡力『코리아・タブーを解く』（亜紀書房、1997）参照。
- (註19) 『中央日報』（電子版）2004年7月30日
- (註20) 前掲『増補版よくわかる慰安婦問題』
- (註21) 幻の反論文書の主要部分は、西岡力『朝日新聞「日本人への大罪」』（悟空出版、2014）に収録されている。
- (註22) 宮家邦彦「【宮家邦彦のWorld Watch】参院選後の安倍外交」（『産経新聞』2013年7月25日）
- (註23) 「『村山談話』を書いた元官僚・谷野作太郎氏、その誕生秘話と意義を明かす」『ダイヤモンド・オンライン』2015年8月13日 2017年7月19日閲覧 <http://diamond.jp/articles/-/76616/>
- (註24) 武藤正敏『日韓対立の深層』（悟空出版、2015）23-24頁
- (註25) 同54頁
- (註26) 宮家邦彦「中韓の広報戦略は限界に 日本は世界の共感を得る広報文化外交を」WEBマガジン『WEDGEInfinity』2015年5月25日 2017年7月19日閲覧 <http://wedge.ismedia.jp/articles/-/4993>
- (註27) 『産経新聞』2007年7月23日
- (註28) 『産経新聞』2016年2月26日正論欄
- (註29) 『月刊正論』2016年7月号

論文

ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察

高橋 史朗（明星大学特別教授・
モラロジー研究所特任教授）

一昨年10月、ユネスコの国際諮問委員会（IAC）は「世界の記憶」（記憶遺産の日本語訳改称）の登録手続きや基準を定める「記録遺産保護のための一般指針」及び「登録の手引き」の見直しを行う事を決定し、各国ユネスコ国内委員会などから意見書が提出された。

そして昨年3月25日、レイエスIAC議長のイニシアチブの下に、レビューグループによる専門家会合（注1）が決定され、15項目（注2）の見直しを行う旨の文書をユネスコのHP上で公表した。同文書には、改訂された新しいルールは「次回審査」から適用されることが記載された。

同年3月から8月まで、同文書に対するコメントを募集し、各国に意見照会が行われ、9月にレビュー・グループの会合を開催、制度改善案について国際諮問委員会（IAC）メンバーに意見照会が行われ、最終案をユネスコ執行委員会に提出。

本年2月26・27日にIACの下部機関である登録小委員会（RSC）が開催され、3月1～4日、IAC委員及びレビュー・グループによる専門家会合が開催され、制度改善案が合意され、IACが制度見直しに関する進捗報告書を作成し、第201回執行委員会文書として公表された。

1 第201回ユネスコ執行委員会文書（国際諮問委員会進捗報告書）

同文書によれば、「世界の記憶」プログラムの主な目的は次の三点である。

- (1) 世界の過去、現在、未来に関する記録遺産を保存する。
- (2) 記録遺産への普遍的なアクセスを補助する。
- (3) 記録遺産の存在と重要性の世界的な認知を高める。

これらの目的を達成するために、「世界の記憶」プログラム（MoW）の関心は、「一次史料の保存とアクセスであって、解釈や歴史的論争の解決ではない」。また、「歴史的出来事の解釈に関する論争に関与することでも、一方の側に立つことでもない」と明記されている。

この点を踏まえ申請プロセスについて、以下の提案が行われた。

- (1) 申請の募集に関し、MoW事務局はウェブサイトにおいて、最低でも4カ月の猶予を置いて、締め切りと選考基準を明確にして告知する。申請の提出の際、MoW事務局は、法的、技術的その他の側面から予備審査を行い、結果を告知する。申請フォームはユネスコの「世界の記憶」ウェブサイトにはアップロードされ、登録小委員会の審査目的で送付される。申請に関する反論、賛成、または選考基準に関する他の情報

等のコメントは即座に受け付けられる。MoW申請審査の全プロセスは、ユネスコ手続き規定とMoW倫理規定の両方にのっとって実施される。

- (2) MoW事務局は受け取ったコメントを登録小委員会に提出する。登録小委員会はそれらのコメントを勘案し、示唆される状況やノミネートされた書類遺産の背景に関して適切な対処をする。
- (3) 登録小委員会は寄せられた全てのコメントを考慮し、申請の予備審査を行う。その結果を提出者に告知し、提出者は予備的審査結果に反応する機会を与えられる。
- (4) 登録小委員会（RSC）は最終的な審査結果を国際諮問委員会（IAC）に提出する前に、提出者からの反応に鑑みて審査結果を見直すことができる。
- (5) IACはRSCの審査結果とともに申請を検証し、最終判断をボコバ事務局長に提出する。
- (6) 疑義が呈された申請は交信のための猶予期間が関連団体に与えられる。RSCに提出される前でも、調停の対象となりうる。可能な調停結果として、下記が考えられる。
 - ① 共同申請
 - ② 申請された書類に反映された事実や出来事に関し、異なる見解を示す意見を含んだ登録への合意
 - ③ 関連団体間で合意が達成されなかった場合、対話プロセスを繰り返すことが奨励され得る（次回登録申請サイクルが終了するまで対話を継続…申請後最長4年間）。その後、RSCはIACに審査結果を例出し、IACはユネスコ事務局長に対して最終審査結果を提出する。
- (7) ボコバ事務局長はIACによる専門的な助言その他の情報に鑑みて最終決定を行う。

さらに、「透明性」について、次のように指摘している。

「RSCとIACメンバーの選出方法について透明性を高める必要があることが提起された。申請に関する決定、検討会議へのオブザーバーの出席等の問題である。最終決定に関わる会議のアジェンダやレポートは公開すべきとの見解が合意された。権限、審査プロセスのルール、関連団体のメンバーシップの公開も合意された。これらすべての側面は改定された法規に反映されており、手続き規定、ガイドライン、倫理規定などに適切に反映されることになる。」

2 申請案件への予備的勧告と応答 —「政治的案件」に対する二重基準

この制度改善案の一部が今年度の「世界の記憶」申請案件の審査に適用され、4月10日付けのメールで登録小委員会の予備的勧告が事務局から申請者に伝達された。この予備的勧告に対する申請者の応答（反論を含む）は5月8日に締め切られ、各申請者からの応答に基づいて、6月1日に開催された登録小委員会でも再検討したが結論が出ず、継続審議となった。

5月4日にユネスコ執行委員会が開催され、制度改善に関するIAC進捗報告書が提出され、執行委員会はIACの作業の進捗を歓迎するとの決議を全会一致で採択した。慰安婦の

共同申請に対する審査への影響を懸念してか、韓国は新ルールの適用は次期審査サイクルからであることを主張し、決議阻止に向けて巻き返しを図ったが成功しなかった。

今回「世界の記憶」に登録申請している文書で政治的申請案件が少なくとも3件ある。8カ国・地域14団体が申請した「日本軍『慰安婦』の声」文書と日本の保守系民間団体が申請した「慰安婦と日本軍規律に関する記録」文書と「通州事件・チベット」文書である。

「慰安婦と日本軍規律に関する記録」の申請者は、慰安婦の真実国民運動、なでしこアクション、日本再生研究会、メディア放送政策研究所であり、「通州・チベット」（『20世紀の中国大陆における政治暴力の記録—チベット、日本』に改称）文書（注3）の申請者は通州事件アーカイブズ設立基金とGyari Bhutukである。

前者は米国立公文書館と日本政府が保有する公文書を申請し、慰安婦制度は日本軍の厳しい規律によって管理された公娼制度であったと主張。後者は通州事件とチベット侵略に関する文書を申請し、申請文書によれば、「この合同申請では、日本国民に対するケースと、チベット国に対するケースを時系列に並べ、東アジアの負の歴史資産として新たな視点を提供する」としている。

後者の申請案件への予備的勧告は、「世界の記憶」事業の基準に合わず「不合格」であった。申請団体が公表した資料によれば、「不合格の理由」は以下の通りであった。

「申請者はドキュメントを特定しておらず、保管機関に関する詳細な特定、歴史、起源、明確さなどが欠如したまま、単に文献に言及しているに過ぎない」「申請者は二つの関係のない出来事を、『東アジアの近代史に新しい視点を示唆する』ことを意図して提案している。しかし、『世界の記憶』事業の目的は、記録遺産の保存と提供である。ユネスコの見解は、平和を建設し、対話と理解を育てるということであり、これに従って『世界の記憶』事業は歴史の審判や解釈は行われたいとしている。この点に関して、もし申請の目的が特定の歴史の見方を提示することにあるとすれば、『世界の記憶』事業はその場ではない。さらに、申請の文体は主観的で、ユネスコの加盟国に関する特定された批判を行っている。」

ここで注目されるのは、「世界の記憶」事業の目的は「記録遺産の保存と提供」であり、「対話と理解を育てる」ということがユネスコの見解であり、「ユネスコの加盟国に関する特定された批判」は許されないことを明らかにしている点である。

この観点では8カ国・地域14団体が共同申請した「日本軍『慰安婦』の声」文書の審査にも当然適用されなければならない。また、一昨年に「世界の記憶」に登録された「南京大虐殺」文書は2年たった今日においても公表されておらず、アクセスできない。前述した第201回ユネスコ執行委員会文書は、登録済み記録遺産の保存、アクセス状況のフォローアップ（4年に1回の定期報告）を謳っており、資料の保存状況やアクセス確保状況を確認できない場合は、登録資料は削除（注4）すべきである。

また、この共同申請文書と日本の団体の「慰安婦と日本軍規律に関する記録」文書に含まれている公文書には同一の文書が含まれているが、軍の関与などについて、全く相反する説明、主張が行われている。

前述した制度改善案の新ルールに従えば、「政治的濫用から枠組み」として「疑義が呈された申請案件への対応—調停結果の三つの可能」として提示された次の三つの調停の可能性がある。

- (1) 共同申請
- (2) 申請案件に記載された事実や出来事に関し、異なる見解を含んだ登録への合意
- (3) 合意が得られない場合、対話を繰り返し、次期登録申請サイクルが終了するまで対話を継続（申請後最長4年間）

日本の保守系団体と日本政府、8カ国・地域14団体の共同申請者が対話をして、(1)の共同申請も(2)の異なる見解を含んだ登録で合意することもできないと思われるので、(3)の選択肢しかなく、次期登録申請サイクルが終了するまで対話を継続するしかない。そこで、「慰安婦と日本軍規律に関する記録」の申請者は8月23日、ユネスコ関係者に対して、「2団体によって申請された同一文書の分類に関する協議要請」の open letter を送付し、協議の場を設定するよう申し入れたが、返答はなかった。

6月24日付朝日新聞は「ユネスコ『世界の記憶』『政治案件』一部除外へ」と題して、ユネスコが通州事件など日本関連候補の一部の「政治的案件」を審議対象から外す方針であることが分かったと報じた。その理由は、「世界の記憶」は保存が目的であり、「歴史的な判定や解釈はしない」「政治的党派性を有するとの非難を受けてはならない」からであるという。

同報道によれば、8カ国・地域14団体の共同申請は問題視しておらず、ユネスコ事務局の対応がダブルスタンダード（二重基準）であることが明らかになった。同共同申請文書には政治運動の記録が多数含まれており、「政治的党派性」を有する「政治的案件」であることは疑う余地がない。にもかかわらず、一方のみを審議対象から外すのは明らかに不公平である。

「政治的案件」を審議対象から外す方針は4月に通告されたが、2月末に開催された登録小委員会（RSC）の審議を踏まえたものと推察される。RSCが「政治的案件」と判断した案件について申請者に通告し、その応答（反論を含む）内容についてRSCが再検討し、国際諮問委員会（IAC）に勧告を提出。それをIACが審査して、ユネスコ事務局長に勧告することになる。

IACへの勧告を決定するRSCがいつ開催されるかは不明であるが、ユネスコ事務局が夏季休暇に入る前か9月初旬に開催される可能性が高い。一昨年の「南京大虐殺」文書の登録は、RSCのIACへの勧告が事実上の決着となってしまった。対応が後手に回ってしまった失敗を繰り返すことは絶対に許されない。

RSCが近日中に出す結論を注視し、ユネスコ「世界の記憶」事業の趣旨に反する決定が行われた場合には、政治的濫用から「世界の記憶」事業を保護するという普遍的観点から日本政府は直ちに反論し、IACの慎重な審査を求める必要がある。また、RSCが不当な勧告を決定し、前述した open letter の協議要請に対して、誠意ある回答がない場合には、ユネスコへの拠出金凍結を含む厳しい対応策を検討する必要がある。

ユネスコの「世界の記憶」事業の目的は、記録遺産の一次資料の保存と提供であり、歴史の解釈、審判や歴史的論争の解決ではない。申請の目的が特定の歴史の見方を提示し、ユネスコ加盟国に対する特定された批判にあるとすれば、同事業の趣旨に反する。同事業は加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の趣旨と目的に資するべきものだからである。

「世界の記憶」登録の手引には、複数の国の複数の機関の協力による共同提案には、ユ

ネスコは国際協力を促進する旨明記されており、関係国の協力を強く促している。8カ国・地域14団体は、日本をはじめとする関係各国政府や専門家と情報を共有し、丁寧に対話を行うべきであったにもかかわらず、そうした努力は払われなかった。こうした問題点を踏まえ、政治的濫用から「世界の記憶」を保護するという普遍的観点から、同共同申請文書の登録は先送りすべきである。

3 共同申請文書の3分類の問題点

ところで、8カ国・地域14団体の申請文書は、①日本軍「慰安婦」の制度に関する公的・私的文書 ②「慰安婦」に関する文書 ③「慰安婦」問題解決のための市民団体の活動に関する文書に分類されているが、それぞれの問題点は以下の通りである。

(1) 日本軍「慰安婦」の制度に関する公的・私的文書

日本政府が調査し、公開してきた日本政府の公文書が網羅されていないことは、重大な欠陥である。公文書については、日本政府と情報を共有した上で申請すべきであるにもかかわらず、一昨年末の日韓合意に反対する市民団体が申請したために、日本政府に事前に連絡せず、国立公文書館の許可も得ずに一方的に申請したことは問題である。申請者と所蔵先が異なる場合、申請者は所蔵先の事前承認を得る必要がある。

(2) 「慰安婦」に関する文書

市民団体が聞き取り調査した元慰安婦の口述記録や記録物は客観的に検証されていないものが多い。申請書は「慰安婦の証言は歴史的な文書と照合した」と明記しているが、矛盾する証言もあり、信憑性に乏しい証言もある。

(3) 「慰安婦」問題解決のための市民団体の活動に関する文書

「慰安婦」問題解決のためのアジア女性基金などの活動資料は含まれておらず、日韓合意に反対する反政府運動団体の資料しか申請されていない。「1990年代初頭以来制作された社会運動と支援団体の活動に関する資料は、歴史的価値と真正度に基づいて選択された」と申請書には書かれているが、資料選択が恣意的で、バランスを欠いている。現在も継続中で歴史的評価が定まっていない市民団体の活動資料は、「世界の記憶」遺産としてふさわしくない。

4 ユネスコ憲章と米議会調査報告書

次に、ユネスコ憲章の趣旨の視点から問題点を明らかにしたい。ユネスコ憲章の前文には、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」と書かれている。加盟国間の友好、協力、相互理解の促進（36C/Resolution59）がユネスコ設立の本来の趣旨、目的である。

しかし、「平和のシンボル」として、慰安婦像の世界的意義を申請書は強調しているが、実際には、各地で地域社会を分断し、無用の混乱と軋轢をもたらし、在外邦人が原告となった複数の訴訟が起き、友好、協力、相互理解を阻害する「紛争のシンボル」と化している。

具体例を挙げると、「慰安婦は天皇からの贈り物」と書かれたマグロウヒル社の歴史教科書で学んだ高校生（米ニュージャージー州在住）は、級友から「テロリスト」「レイビスト」と呼ばれて唾をかけられた。韓国人が多い地域の学校で、そうしたいじめについて教師に訴えたが、「事実だから仕方ない」と一蹴された（注5）。

慰安婦像・碑への遠足を子供たちは強いられ、碑文に書かれた「慰安婦20万人」「日本軍の強制連行」「性奴隷」説をすり込まれるが、これらは日本の大手新聞社である朝日新聞社の誤報記事（朝日新聞社も誤報を認め、謝罪した）に基づくもので、いずれも歴史的事実に反するというのが日本政府の公的見解である。

2007年7月の米下院決議121号「慰安婦問題に関する対日非難決議」が同碑文の根拠になっているが、同決議は日本軍の慰安婦制度を「強制軍事売春」と位置づけた上で、「その残酷さと規模において前例を見ないものとされるものであるが、集団強姦、強制中絶、屈従、またやがて身体切除、死や結果的自殺に至る性暴力を含む、20世紀における最大の人身売買事件の一つ」として、日本政府に「世界に『慰安婦』として知られるようになった若い女性たちに対し日本軍が性奴隷制を強制したことに対し、明瞭且つ曖昧さをとどめない形で公的に認め、謝罪し、歴史的責任を受け入れるべきである」と勧告した。

同決議案は、抗日連合会の支援を受けたマイク・ホンダ議員ら6名の共同提案者によって、同年1月31日に米下院外交委員会に提出されたもので、机上には2006年4月10日付のラリー・ニクシュ調査員がまとめた米議会調査報告書が配布されていた。

同米議会調査局報告書によって、同決議の最大の根拠（“the greatest impact”）を与えたのは、朝日新聞の1992年1月11日の誤報記事であったことが判明している。

同記事は一面トップで「軍閥与示す資料」と大々的に報道されたが、ここで取り上げられた資料は、内地で民間業者が慰安婦募集を行うときに、誘拐まがいのことをしないように統制を強めよという内容であり、朝鮮人慰安婦の強制連行を立証する資料ではなかった。

しかし、朝日新聞は同じ記事の中の用語解説で、「太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万ともいわれる」と書いた。そして、翌日付社説で「挺身隊の名で勧誘または強制連行され、中国からアジア、太平洋の各地で兵士などの相手をさせられたといわれる朝鮮人慰安婦」と述べ、事実無根の「92年1月強制連行プロパガンダ」（注6）を完成させた。

同米議会調査報告書によれば、日本軍の慰安婦制度の根拠として吉田清治証言が取り上げられ、「詳細の暴露は、『私の戦争犯罪・朝鮮人強制連行』という本を書いた元日本軍憲兵の吉田清治によってなされた。吉田は同書で日本軍に対する性のサービスを提供する『慰安婦』として韓国内で千人以上を強制徴用することに自ら加わったことを描写している」と明記している。

また、「日本軍の慰安婦制度」というタイトルを付け、吉田清治証言を削除して修正した2007年4月3日の米議会調査報告書では、下院決議の主な根拠の一つとして、「田中ユキ著『日本の慰安婦』に記載されているアジア諸国出身の200人近い元慰安婦の証言や400人以上のオランダ人の証言」を挙げている。同書は第1章で慰安婦制度の由来、第2章で中国などでの慰安婦の調達と性奴隷としての生活について詳述しているが、上海師範大学の蘇智良教授の調査を取り上げ、「日本軍とその協力者は市民の家庭を襲撃して

約300人の女性を拉致し、その内の約100人が慰安婦として働かせるために選ばれた。…『敵性地区』の多くは山西省と河北省にあり、そこでは日本軍が『焦土作戦』という戦略を採用した。中国人はこの残虐行為を『三光作戦』と呼んでいた」と述べ、多くの元慰安婦の証言を紹介している（注7）。

同米議会調査報告書が下院決議のその他の根拠として列挙している史料は、①前述した朝日新聞の誤報記事、②台湾の歴史学教授Chu Te-Janによって1990年の終わりに発見された資料、③米国立公文書館所蔵のOWI報告書（1994年10月1日）、④同公文書館所蔵の在韓米人宣教師Horance H. Underwoodによる韓国における慰安婦募集に関する報告書（米国政府に提出された）⑤同公文書館所蔵のOSS報告書（1945年5月6日）中国Kunmingの23人の韓国慰安婦へのインタビュー、⑥韓国外務省関係者の1992年の報告。韓国における慰安婦組織に関する日本軍資料を引用、⑦1994年に公表された日本占領下のオランダ領東インドで強制されたオランダ人売春婦に関する蘭政府資料の研究報告と蘭国立公文書館所蔵文書AS5200、⑧河野談話の元になった1992年～1993年の日本政府の研究、である。

米下院決議の可決を導いた2007年4月3日の米議会調査報告書が吉田証言に代わって、1992年1月11日付朝日新聞報道を慰安婦制度の歴史的根拠の筆頭に挙げていることは、同報道が同決議の可決に主要な役割を果たしたことを示しており、注目に値する。この朝日新聞の誤報に基づく慰安婦碑文が紛争を招き、対立を激化させているのである。

さらに、前述した田中ユキについて同米議会調査報告書は次のように述べている。「韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダの元慰安婦数百人の証言。これらの証言の多くは、2002年に出版された田中ユキ著『日本の慰安婦』に書かれていて、400人以上の女性の証言を引用している。」

2007年4月13日付しんぶん赤旗は、同報告書が日本軍の「従軍慰安婦」に対する「強制性」の根拠として、田中ユキの著書を挙げていることに注目し、次のように報じている。

「米議会調査の報告書『日本軍の「慰安婦」制度』は、…400人以上の『慰安婦』の証言にもとづく2002年出版の田中由紀氏の著書『日本の慰安婦』など9件を列挙。…報告書は『強制』とは『暴力的な行動で無理強いすること』だとして、田中氏の著書で200人以上の元『慰安婦』が日本軍や憲兵、軍の代理人による暴力的な拘束について述べていると指摘しています。」

この「田中由紀」という著者は広島市立大学の田中利幸元教授で、オーストラリア国内で記事を書く場合には「赤坂まさみ」の名前も使用しているようである。

ところで、この米議会調査報告書が出た2007年4月に、米政府の各省庁作業班（IWG）が7年間、3千万ドルを費やして840万頁に及ぶ機密資料を調査し、ナチスドイツと日本の戦争犯罪の立証を試みたが、日本軍が慰安婦を強制連行したことを示す文書は皆無であったことを報告書で明らかにした。同報告書の前文には、「大変申し訳ないことであるが、私たちは日本の戦争犯罪については何も見出すことができなかった」という異例のお詫びの文章が記載されていることは極めて注目される。また、議会調査委員会の議事録には、「どうしよう。何もない。困ったもんだ。彼らに何と言って説明すればいいのだ」という、この調査のために巨額の資金を提供した抗日連合会への懸念があらさまに表明されている。このIWG報告書と米下院決議及び米議会調査報告書との関係は不明であ

るが、同時期に行われたものであるので、何らかの影響関係があると思われるが、今後の研究課題である。

なお、日本政府は国連で3回、朝日新聞の誤報の国際的影響について指摘し、昨年2月のジュネーブでの杉山審議官（現外務次官）の同発言（注8）は外務省のホームページで公開している。

5 共同申請文書の具体的問題点

関係国、関係者が重大な懸念を有する潜在的議論のある機微な案件や、申請書の内容などに合意の得られていない案件については、関係者間の対話や相互理解が必要不可欠であり、「日本軍『慰安婦』の声」文書はこの案件に該当する。同共同申請文書では、学術的な評価に未だ一致点が見られない様々な論点に関して、一部の団体の独自の立場に基づく一方的な主張がなされている。そのような意味で偏った歴史見解を有する団体による本件申請の背景には、特定の政治的な思惑がある可能性が高い。また、申請対象文書についても、当該思惑に合致する文書のみが恣意的に選定されているとの批判を免れないと考える。具体的な問題点を例示すれば、以下の通りである。

- (1) 本件申請書には、「性奴隷」という表現が繰り返し使用されているのに加え、「8万人から20万人が強制的に隷属させられた」等の記述が見られる。

他方、これらの点について、日本政府は以下の見解を有している。

- ① 慰安婦が「性奴隷」であるとの表現は事実と反し不適切である。
- ② 日本政府は、1990年代初頭以降、事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等である。当該調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。
- ③ 慰安婦総数の確定は困難であり、「20万人」というのは具体的裏付けがない数字である。

また、本年8月、韓国ソウル大学の李栄薫教授は、慰安所は事実上の公娼制として運営されていたこと、「強制連行」という主張は大部分が口頭記録で、客観的資料としての信憑性が貧弱であること、慰安婦性奴隷説について再検討がなされる必要があること、朝鮮人慰安婦20万人説も根拠がなく、最大5000人程度と見るのが合理的であること等につき指摘している（注9）。

- (2) 申請書の要旨の冒頭に明記されている「慰安婦とは1931年から1945年にかけて日本軍によって性奴隷を強制された婦女子を指す婉曲表現である」という慰安婦の定義は不適切である。ベトナム戦争時の性暴力や朝鮮戦争時の韓国軍慰安婦などは不問に付し、「日本軍慰安婦」を特別視し、その徴募方法について具体的証拠を示さず、「性的奉仕を強制された」「強制的に奴隷にされた」などと強制性を強調し、慰安婦と性奴隷を同一視していることは歴史的事実に反する。

「性奴隷を強制」したというのは、日米両政府の公式見解・報告に反する。米政府

が7年の歳月と30億円をかけ、CIA、FBI等の省庁間作業部会が機密情報を機密解除して調査したが、慰安婦の強制連行や性奴隷化を裏付ける米政府・軍の文書は皆無であった。

- (3) 申請書は、「慰安婦制度」を「ホロコースト」に匹敵する戦時の悲劇である旨を主張している。この点に関し、あるユダヤ系団体は、そのような表現は「ホロコースト」の意味をねじ曲げているとした上で、ユネスコ設立本来の趣旨に回帰することの必要性を訴えている（注10）。
- (4) 本件の共同申請者は、「慰安婦」問題解決のための市民団体の活動に関する文書を登録申請しているとしているが、例えば、「慰安婦」問題解決のために日本政府と日本国民が資金協力等をして設立したアジア女性基金の活動に係る資料は申請資料には含まれておらず、申請書にも記述が見られない。右は、本件共同申請者による資料の選択が恣意的でバランスを欠いていることを示している（注11）。
- (5) 慰安婦問題に類似するものは、第二次大戦中または戦後に他の国においても存在していたとされているにもかかわらず、本件申請は、ことさら日本に関する慰安婦問題をプレイアップしようとしている。
- (6) 本件申請は、日韓両国政府それぞれが2015年12月の日韓合意を誠実に実施している中で行われた。すなわち、2015年12月、両政府は、多大な外交努力を払って、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した。この合意を受け、現在韓国の財団は、日本政府の予算をもって、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の癒しのための事業を行っている。このような中、本件の共同申請者は、日韓合意を批判する立場を明らかにしている。

また、本件申請は、「平和のシンボル」としての慰安婦像の世界的意義を強調しているが、実際には、慰安婦像の設置を含め、慰安婦問題を政治的な意図をもってプレイアップしようとする種々の動きによって、地域社会における様々なコミュニティの平穏な共生が妨げられる事例が生じている。日韓合意への批判と平穏な共生への妨害の観点から問題がある。

以上により、本件申請は、加盟国の政府や国民の間の関係に大きな負の影響を及ぼすおそれがある、非常に機微な案件であると言わざるを得ない。本件申請は、ユネスコの政治化を招きかねず、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に反するものである。

6 共同申請の技術的問題点

第一に、「世界の記憶」の一般指針では、登録選考基準の一つとしての真正性（4.2.3）や法の支配（2.5.4）について規定されている。したがって、申請資料の真正性が然るべく担保されているのか、所有権や著作権の問題が解決されているのかについて、精査する必要がある。前回中国が申請した資料の中には、上海の「楊家宅慰安所」の写真がある。中国は、「写真の現物と著作権は、中国にある」と主張している。他方、この写真は、福岡市在住の産婦人科医、天児都さんの父である麻生徹男氏が同慰安所で軍医とし

て勤務していた折に撮影したものであり、天児都さんは東京都内で記者会見を行い、「父（徹男氏）が撮影した写真が、無断で『世界の記憶』に登録申請されている」と抗議している。また、今般の申請資料の中に、下関慰安婦訴訟のような上級審で否定された下級審判決資料が含まれているとすれば、このような文書が登録に値する資料かどうか十分慎重に検討されるべきである。ついては、①個別具体的な申請資料の開示、②複数の第三者専門家による検証及び現地調査の実施を要請したい。

第二に、「世界の記憶」の一般指針では、資料の完全性（integrity）（2.5.2）について規定されている。他方、それ自体が一件綴りの中から部分的に抽出されている可能性のあるものも存在する。この点も含め、個々の資料の完全性が満たされているのかについて、慎重に精査する必要がある。

第三に、オーラルヒストリー、特に戦後40年以上経過した90年代以降に記録された口頭証言という形態が「世界の記憶」としてふさわしいものなのかについては、I A C（国際諮問委員会）及びR S C（登録小委員会）として、証言の対象となっている事象の真正性の確認が困難である等の論点も踏まえ、慎重に検討を行うべきではないかと考える。

仮に、一般論として、オーラルヒストリーという形態が「世界の記憶」の要件を満たしうるとしても、本件共同申請者が各オーラルヒストリーの真正性は検証済と主張しているものの、元慰安婦／元日本兵の証言者の証言内容は時期により変遷している、との研究もあることに留意する必要がある。

また、一般指針2.6.2においては、絵画や手工芸品等のnon-reproducibleなものは記録遺産に含まれず、また定義の一要素としてthe product of a deliberate documenting processである旨規定されている。かかる規定に照らして、元慰安婦の絵画や手工芸品等の申請対象資料が「世界の記憶」としての要件を満たすのかについても、慎重な検討を要する。

第四に、「世界の記憶」事業の倫理規定において、I A C及びR S C（登録小委員会）委員は、特定の申請について個人的支援をするような言動は差し控えることが求められている。したがって、審査する委員は、申請者との接触について慎重であることが求められる。他方、本件申請には、一部の委員が共同申請者に加担していた疑いが持たれている。仮に右が事実であれば、本件プロセスに重大な瑕疵があったと言わざるを得ない。ユネスコ事務局および関連委員は、厳正中立の立場から、審査にあたる必要がある。

以上の理由により、本件申請は、非常に機微な案件であり、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に反するものと言わざるを得ない。また、本件申請が「世界の記憶」事業の関連規定が定める基準を満たしているにつぎ、慎重な検討を要することを含め、様々な技術的な問題を内包している。したがって、本件申請をユネスコ「世界の記憶」としての登録することは、見送られるべきである。

注

- (1) 構成員は、IAC副議長（豪）、ラッセル元IAC議長（RSC委員、豪）、カミンス元IAC議長（元ユネスコ執行委員長、バルバドス）、スプリングーRSC委員（バルバドス）、エドモンドソンRSC委員（豪）
- (2) ①事業のビジョン、使命、目的②目的を示している程度③登録基準の妥当性④登録手続きと基準の調和⑤健全な運営基盤の提供⑥指名形式の改善⑦国際諮問委員会、登録小委員会の手続き・決定・勧告の透明性の導入⑧明確な追加要素の確認⑨ユネスコの他の事業や条約との関連性の改善⑩登録小委員会と他の小委員会の役割、機能、協力の再考⑪申請書の文言の客観性、内容の適切性、申請意図の中立性に関する基準の設定⑫潜在的議論のある申請と登録に関する機微な案件の取扱い⑬利益抗争、陳情活動、誘導に関する倫理的議定書⑭マーケティングと世界記憶ロゴの使用⑮地域社会との事業契約（拙稿「米議会決議の根拠とされた『田中ユキ』氏の著書」後述、参照）
- (3) 藤岡信勝・三浦小太郎編著『通州事件 日本人はなぜ虐殺されたのか』勉誠出版、平成29年、参照
- (4) 記録遺産保護のための一般指針4.8（リストからの削除）「記録遺産は、劣化したりその完全性が損なわれたりしてその登録の根拠となった選考基準に適合しなくなった場合、リストから削除されることがある。新たな情報によって登録の再評価が行われ、非適格性が証明された場合も削除の根拠となり得る。（4.8.1）
見直しのプロセスは、事務局に対し書面で懸念を表明することによって、誰でも開始することができる。問題はRSCに付託され、調査と報告が行われる。懸念が裏付けられた場合、事務局は原申請者（連絡が取れない場合は他の適切な機関）に連絡を取ってコメントを求める。RSCは、次にそうしたコメント及びそれまでに集められた追加データの評価を行い、IACに対し、削除または登録維持、または何らかの是正措置を勧告する。IACが削除を決定した場合は、コメントを寄せた機関に通知される（4.8.2）。
- (5) 拙稿「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」（『Will』平成28年11月号）参照
- (6) 朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書（平成27年2月19日）日本政策研究センター、参照
- (7) 拙稿「米議会決議の根拠とされた『田中ユキ』氏の著書」（藤岡信勝編『国連が世界に広め「慰安婦＝性奴隷」の嘘—ジュネーブ国連派遣団報告』平成28年、自由社、106-123頁）参照
- (8) 拙稿「ユネスコ記憶遺産登録と女子差別撤廃委員会への政府報告に関する一考察」（明星大学大学院教育学研究科年報第一号、平成28年3月、1-16頁）参照
- (9) 西岡力「ソウル大学教授が『慰安婦性奴隷説』を全否定」（月刊『Hanada』セクション第2弾『絶望の韓国、悲劇の朴槿恵』272-285頁）参照
- (10) カナダ・イスラエル友好協会からユネスコ「世界の記憶」事務局への意見書（日本語と英語、2016年12月10日付）
- (11) 拙稿「やっぱりひどい世界記憶遺産の申請文書」（『正論』平成28年10月号）参照

歴史認識問題研究会発足記念シンポジウム

歴史認識問題にどう立ち向かうか —ユネスコ記憶遺産「慰安婦」登録への反論—

平成28年11月30日 於文京区民センター

開会挨拶 高橋 史朗（歴史認識問題研究会会長・明星大学特別教授）

皆さん、こんばんは。今日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠に有難うございます。

昨年10月に皆さんご承知の通り、ユネスコの世界記憶遺産に南京虐殺の資料が登録されるという事態がございました。実際はIAC（国際諮問委員会）というところが最終決定したんですけれども、ここには14人のメンバーがいますが、誰一人としてこの資料を見た人はいないのであります。誰一人見ないで最終決定するという、制度の在り方そのものが問題ではないか、そんなことを感じるわけであります。この資料を唯一見た方は、登録小委員会のレイ・エドモンドソンという方でありまして、国際諮問委員会で決定する前に、下部機関である登録小委員会が勧告を出すんですね。ここで事実上決定していたというのが実態でございます。

ところが日本は、日本の文化遺産、明治産業革命も含めて、この情報戦に敗北してきた。もしこのままであれば、今共同申請されている慰安婦の資料は、おそらく登録が決定されることはほぼ間違いない。南京の二の舞を踏むことになるのは間違いない情勢でございます。

そういう中で、どういう風に日本として対応していくかということも考えてまいりましたが、実はユネスコのウェブサイト上でまだ公開されていないんですね。申請された資料の全貌が、本来であればもう各国別の資料がどういうものであるかということが、ウェブサイト上で公開されて然るべきであります。それに基づいて議論が始まるわけですが、残念ながらまだ資料が公開されていません。一時期、総論にあたる資料は公開されましたので、今日はサブタイトルに「反論」ということを掲げておりますが、個々の資料に対する反論までは、まだ時期尚早でございます。おそらく年内には間違いなく公表されると思いますが、それを見た上で別個対処したいと思っておりますけれども、今日の段階ではこの問題については総論的な反論にとどめたいと思います。

さて、いきなりユネスコの世界の記憶遺産の話をしました。その背景には単に南京虐殺問題とか慰安婦問題だけではなくて、教科書問題、あるいは首相の靖国参拝問題、その背景にある基本構図が出来上がっておりまして、それはこの後お二人の先生からお話しいただけると思いますが、反日のマスコミあるいは学者、弁護士、あるいは市民運動団体等がマッチポンプ的に歴史認識を広めて、そして騒ぎ立てて、国連や外国政府が日本に対する攻撃をしてくると、こういう構図が出来上がってしまっているんです。

そういった、歴史認識問題とは何かということを、今日はじっくりと渡辺利夫先生、西岡先生からもお話をいただいて、後半にはこのユネスコの世界の記憶遺産の問題にも反論していきたい、と思っております。

最後に皆さんからのご質問も受け付けますので、是非短く端的にご質問いただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。(拍手)

基調講演

「歴史認識問題の起源—問題は日本人にある」

渡辺 利夫 (拓殖大学学事顧問・前総長)

皆様こんばんは。私どもの歴史認識問題研究会が発足しました。発足記念シンポジウムが今日です。基調講演者としてご指名を賜りまして、大変光栄に思います。有難うございます。

早速ですけれども、ご案内のようなタイトルで40分間、話をさせていただきます。中国と韓国、これを合わせて中韓としますが、中韓と日本の間では歴史問題、あるいは歴史認識問題が、戦後70年を過ぎてもなお解決されない問題として残されている。こういう風によく言われますけど、こういう言い方には大きな嘘が含まれている、と私は見ております。歴史問題、もしくは歴史認識問題をもって中韓が日本に厳しく迫るようになったのはいつかといいますと、実に1980年代に入ってからのことなのです。

1980年代というのは、戦争が終わって30数年経っているわけですが、そこに至るまで、歴史認識問題という言葉は存在していませんでした。従ってこれが外交問題になるということも全くなかったのであります。日本と中韓との間には、70年以上にわたって解決されない問題が残されているという多くのジャーナリズムの発言は、大きな嘘です。

このことは、今からお話ししますけれども、大変不思議なことではあります。人間社会におきましては、戦争などがその典型でしょうけれども、さまざまな目を覆いたくなるような悲劇というものがあります。人生においても、民族においても、国家においても、通常その悲劇に近い時期において記憶は鮮やかです。しかし時間の経過とともに、記憶はだんだんと薄れていって最後には消滅する。神様はそうように人間、あるいは人間社会を作ってくれたのであろうと私は思うのです。だけでも日中韓の現実、直近に至れば至るほど、悲劇の記憶が鮮やかに掘り起こされてきている。まことに不思議なことだと言わざるを得ません。実は不思議だというよりは、これはまぎれもなく政治的なテーマであります。つまり歴史認識問題は、特異な政治性を持ったテーマである、といわねばなりません。

一昨年、10月26日のことでありますけれども、私は日本の最高の戦略思想家だと考え、その発言にはいつも注目していた岡崎久彦さんがなくなられました。岡崎先生は、逝去される直前まで、ものを書いておられました。それらの諸論文の中で、遺稿といいます

かね、絶筆といいますかね、一番最後に書かれた力を込めた論文は何かなあと思って、ファイルをひっくり返してみても、これだというものに気が付きませんでした。PHP研究所から『VOICE』という総合雑誌が出ておりますが、その2014年5月号に「歪められた戦後の歴史問題」というタイトルで発表された論文、これが絶筆ではないかと思うんです。

バックナンバーをひっくり返すのは大変であると思いますが、遺稿を集めた岡崎久彦著『国際情勢判断・半世紀』が育鵬社から出て、書店にも並んでおります。その中に今言った論文が収録されておりますので、ご関心の方はそれを見ていただきたいと思います。そこで、私もつくづくそうだなあと思う表現が使われておりますので、それを読んでみようと思います。こう言っているんですね、岡崎さんは。

《現在、歴史問題は、日本が戦後七十年間放置して解決をしなかった問題だといわれている。ところが、1970年代は、それはもう過去のこととなっていた。

1980年という年、一年間を取ってみると、私は、外務省から防衛庁に出向し、その間、国会で300回は立って答弁したが、日本の戦争の過去の歴史問題が取り上げられたことは皆無である。それは、議事録を取り出してみればわかる話である。

その後、日本は歴史問題を解決していないとか、十分に謝罪していないとか論じているアメリカ、欧州、韓国、中国の政治家、評論家、学者に対して、私は何度も国際会議で、設問を試みた。すなわち、「皆さんの中で、たとえば、1980年という一年間を取ってみて、一人でも一言でも日本は戦争の歴史を清算していないという趣旨の発言をした人がいれば証拠を示してください」と。いまに到るまで、誰一人、反証を挙げていない。》

次がポイントなのですが、《つまり、歴史の前例の通り、戦後一世代を経て、戦争の記憶は過去のこととなっていたのである。そして、こうしていったん過去となった問題が復活した発端は、すべて、日本人の手によるものである。》

これが岡崎さんの意見ですが、私は全く同感であります。今日のディスカッションの言わばテキストとして、このことを私の言葉でパラフレーズしてみたいと思います。

歴史認識問題と言われるものの発端はいつかと言いますと、これは明らかに、1982年6月、旧文部省の教科書検定により、華北、中国の北部ですね、おそらく盧溝橋事件のことを言ってるんだらうと思いますけれども、華北への「侵略」が「進出」に書き換えさせられたという、日本の時のジャーナリズムの誤報に端を発し、その報道に中韓が猛烈に反発したこと、これが発端です。もう一度言いますと、1982年6月、これが発端です。

これは明らかに日本のジャーナリズムの誤報です。どうしてそんな誤報が一挙に、すべての日本のジャーナリズムを覆ってしまったのか。実に不思議なことでありますけれども、おそらく当時の日本の思潮、社会の思潮というものがそういうものであったと考えられます。つまり権力者であるならば、侵略を進出に書き換えさせるぐらいのことをやるであろうというセンチメントが社会に厚く蓄積されていて、裏を取って報道することが仕事であるはずの新聞記者さえそう信じ切ってしまった。それがゆえに、この誤報が全てのジャーナリズムを巻き込む大問題になったのだらうと思います。これに中韓が、いい球が日本から飛んできたと考えて、飛びつかない筈はありません。それを契機に、中韓のジャーナリズムが大騒ぎをするようになったということでもあります。

日本政府としては、「人間のやることですからたまには間違いもありますよ。今回は、完全に誤報なんです。人間は時にこういう過ちをやります。誠に遺憾なことでありますけれども、事の次第はそのようなことでありますからご勘弁ください」と言って、ことを納めればよかった。にも拘らず、むしろ問題はその後にあります。

政府がいわばこれを追認した、誤報を追認したということでもあります。中韓の反発を受けて、近現代史の記述においては近隣諸国への配慮を求める、このいわゆる「近隣諸国条項」といわれる新しい検定基準を設定したということです。これが当時の鈴木内閣の宮沢喜一官房長官の長官談話として発出されてしまった。誤報に端を発したテーマですよ。これに対して中韓が反発し、その反発に対して政府が近隣諸国条項というものを出してしまったのです。

もうちょっと詳しく言いますと、近隣諸国条項というのはこういう風に書いているわけです。「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」、というものです。真実よりも、国際協調とか友好善隣の方が大事であるとは言っていないんですが、そう言わんばかりであります。真実など、どっちでもいいと言わんばかりであります。誠に慙愧に堪えない発言を、官房長官がやってしまったということでもあります。これが第一です。これが歴史認識問題の発端です。

次に大きな問題として挙げられたのが、皆さんもご想像の通り、首相の靖国参拝問題であります。近隣諸国条項に現れているように、歴史認識問題の発端はメイドイン・ジャパンでしたが、引き続いて起った靖国参拝問題もメイドイン・ジャパンなのです。お集まりの方であればもう既にご存じのことかもしれません。1985年8月に中曽根康弘元首相が靖国を参拝されたんですが、そこに至るまで、首相の靖国参拝は恒常的に、コンスタントに行われておりました。外国からこれはけしからんという発言を聞いたことは、一度もないのであります。ひょっとすると皆さんの中には、A級戦犯合祀問題が中韓を反発させている理由じゃないかという風にお考えの方がいるかもしれませんが、それは間違いです。A級戦犯の合祀の事実が日本の新聞で明らかになったのは、1979年4月19日のことです。それから85年の中曽根さんの靖国参拝に至るまで、二十数回の首相による靖国参拝がコンスタントになされているわけであります。

靖国問題が歴史認識問題として俎上に上げられるようになったのは、85年の中曽根さんの靖国参拝以降のことです。靖国懇と通称された有識者懇談会をつくり、そこで出された見解を内閣の統一見解として、首相が靖国に公式に参拝できるというメカニズムを作ろうとしたわけであります。そのために有識者会議が報告書を出す。その報告書が事前に漏れまして、まあ有識者懇談会というのは大体賛成派、反対派、中間派の人々を三分の一ぐらい集めてやるんですけれども、その反対派の意見を朝日新聞が拡大照射して、首相の靖国参拝反対の大キャンペーンを始めたわけです。

その大キャンペーンは、要するに日本は軍国主義への道を歩んでる。防衛費GDP1%の枠も超えそう。戦前回帰を始めたというふうな報道が連日のように流されるようになったということでもあります。中曽根さんが1985年8月15日に参拝される直前に、そういうキャンペーンがなされた。しかし、中曽根さんは8月15日に参拝されたんですが、ことはそこで収まらず、益々大きな問題になっていきます。8月15日に首相が参拝され、8月26日に、当時の社会党の田辺誠をトップとする訪問団が中国にまいりまして、いよいよ日

本は危ないぞ、軍国主義化するぞというキャンペーンを、向うの副首相の目の前でやってくるわけですね。

それで中国が黙っているわけじゃないです。8月27日の人民日報が、日本は軍国主義化への道を本格的に歩み始めたという中国のプロパガンダをやりました。こういう経緯を辿っております。今言ったことから解っていただけるように、これはメイドインチャイナではありません。メイドインジャパンそのものです。靖国問題が中国に輸出され、それが付加価値を与えられて、より鋭い矢になって日本に返ってきた。こういうメカニズムを、是非ご理解いただきたい。これは誰もウェブを調べればわかることであります。

それから、もうこれは多言を要しないところかもしれませんが、三番目。これがいわゆる従軍慰安婦の問題であります。お集まりの方であればご存じのように、一昨年の8月5日と6日の朝日新聞による検証記事が、二日間にわたって合計4面にわたって縷々出たことは、ご承知の通りであります。朝日が自分で作って、自分で勝手に拡大させてきた記事を、自分で終に取り消したということでもあります。ひとまずのけりはついたという問題であるかもしれません。しかし朝日にとってけりがついたことかもしれませんけれども、日本という国の威信と権威を失わせた、国益を失わせたという事実は厳然として残っているわけです。

朝日は職業的パテント師といわれた吉田清治証言を論拠としてプロパガンダをやってきた。このプロパガンダはひどいプロパガンダで嘘だということは、その後、秦郁彦先生や今日ご出席の西岡力さんやら、その他何人かの志の高い言論人によって、この嘘はばれてしまったわけですが、つまり根拠不明の論であることは明らかになったわけですが、にも拘らず朝日新聞は、長い間、記事の取り消しとか訂正は一切しなかったのです。逆に慰安婦問題の本質は広義の強制性、女性の人権問題であるという風に、問題を次々とすり替えていくわけです。自分がプロパガンダをやってきたことが世の知識人に知られてしまったために、すり替えをやっているわけです。なんとこのすり替えは、今申し上げた一昨年の8月5日と6日の検証記事においても、依然としてなされているのであります。

そういう意味で朝日新聞の最大の問題は、根拠の乏しい報道によって、先ほど申し上げましたが日本の名誉、威信、総じて国益をいかに深く貶めたかにあるのです。朝日新聞も、自分の検証によって記事を出しただけでは、国民も本当には納得しないと考えるとしくて、朝日新聞の指名によって第三者委員会が組織されて、検証をしました。その検証は、半分ぐらいはまあまあ正しい指摘だと思うんですが、肝心の日本の威信、名誉、総じて国益がいかに貶められたかという一点については、その第三者委員会はそれらしき結論を出していない。殆ど出していないということです。つまり一番肝心のテーマに答えることをしてないのです。

それに業を煮やした日本の知識人がおられます。中西輝政さん、西岡力さん等が加わって、独立検証委員会を組織した。つまり朝日と全く無関係に、独立した機関として検証するということをやりました。昨年の2月にその報告書が出されました。その報告書は、今日もご厄介になっている日本政策研究センターのウェブに今なお掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。非常に見事な検証をしておりますですね。朝日新聞の慰安婦報道の原型が完成したのは、勿論80年代からですが、原型が確定したのは、

1992年1月12日付の社説「歴史から目をそむけまい」という社説にあると特定化しております。

独立検証委員会は、朝日による従軍慰安婦問題に対して「92年1月強制連行プロパガンダ」と名付けたのであります。このネーミングといいますか、名称はまことに的確なものだと私は考えます。注目すべきことは、その報告書の中でこういうことをやっているんですね。荒木信子さん、韓国語の大変な使い手でありますけれども、彼女が韓国の東亜日報以下主要七紙を検証いたします。今ではウェブで過去の新聞記事が拾えますから、それを使っていつから慰安婦問題が韓国で大きな問題になったかがわかる。それから島田洋一さん、福井県立大学の先生ですけれども、彼がニューヨークタイムズをはじめとする、所謂アメリカのクオリティーペーパー三紙について、徹底的な検証をしました。その資料解析を通じて、韓国と米国のジャーナリズムが慰安婦問題を言い募るようになったのは、「1992年1月強制連行プロパガンダ」以降に集中しているということ、誰にも反駁できないような形で論証した。私は刮目すべき報告書だと見ているのであります。対照的に、日本の国益の毀損をどう償うかという、重大な責任が朝日新聞にはあるわけですが、口を拭ったままというのが現状であります。

かような次第でありまして、いずれの歴史認識問題、今日は南京事件については高橋先生がおりますからそこでまた言及してほしいのですが、少なくとも歴史認識問題として世に知られている教科書問題、靖国問題、慰安婦問題、この三つはすべてメイドインジャパンであるということは明らかだと私は見ております。歴史認識問題にどう立ち向かうかというのが今日のテーマであります。我々が立ち向かうべき相手は、勿論中国や韓国や国連でしょう。しかしまずは何よりも日本の中にいる日本人こそが問題なんだ、ここを外していって韓国や中国や国連に異論を唱えてみても、私は埒があかないというふうに思います。この問題の解決の基本にあるのは日本人だ、日本人を変えなければどうにもならない。また逆に言えば、日本人が変えることができるのは日本だけだ、というふうにも言うことが出来るわけです。日本は韓国を変えることもできません、中国を変えることもできません。ましてやアメリカを変えることなんか、出来っこないわけです。我々に与えられた選択肢は日本であります。

今も一寸触れたことでありますが、この歴史認識問題の主要ないわば歴史戦の舞台は、段々日本から外れて欧米に行き、国連等にシフトしつつあるということは、皆様ご承知の通りであります。特にアメリカです。ここのところ少し静かなようではありますが、一年くらい前までのアメリカのニューヨークタイムズ、ワシントンポスト、ウォールストリートジャーナル、ロンドンのフィナンシャルタイムズ等の、日本の歴史認識問題に対する社説とか報道は、実に慙愧に堪えないものでありました。「リビジョニスト安倍」と言ったり、「リビジョニズムの国日本」、こういう表現が多用されておりました。このリビジョニズム、「修正主義」でよろしいんですけれども、これはナチスによるホロコーストという絶対許すことのできない、しかもすでに検証された事実です。もちろんドイツ内には、こんな事実はなかったという人間もいるわけです。そういう人たちに向かって発せられる表現が、リビジョニズムなんですね。だからリビジョニズムを「修正主義」と訳して、まあ日本人なら歴史は新しい資料が出てきたり、なんやかんやがあれば修正して当たり前だという風に考えますけど、この言葉には途方もないほどの蔑視論、つまりナチス

のホロコーストに類する行為を日本はやってきたというインプリケーションが含まれているということに気づく必要があります。最大限の侮辱の表現であります。そういう意味では自由と民主主義、法治と市場経済を価値信条としているアメリカやイギリスが、なぜ日本に対してこんなことを言うのか。不思議なことですよ、考えてみれば。それはどうしてかということ、もう私はその答を言っているのではないかと思います。

欧米のメディアに日本＝悪というイメージを浮かび上がらせたものは、中韓の日本に対する反発であります。その反発を受けて、さっき宮沢談話で申し上げたように、日本政府そのものがその反発をゆえなきものだとしないで、実に謝罪をしているわけですね。これを第三国の人から見たら、やっぱり道義は中韓にあって日本にはないんだという印象を持つのは、私は当然のことだというふうに思います。今日は宮沢談話のことだけを申し上げましたけれども、皆さんよくご承知のように河野談話がありますね。それから戦後五十年の村山談話。最大限の言葉を使った謝罪を、日本のトップが世界に向けて、中韓を頭において謝罪をしているわけです。中国や韓国の主張が、ゆえなきものだという一言が言えずに、深みにズブズブ沈んでいったというのが歴史認識問題なのだろうと、こういうふうに私は考えています。

問題は日本人にあるということでもあります。韓国や中国にしてみれば、日本は押していけばどこまでも引いて、最後には政府までが謝罪をするというメカニズムを、彼らは成功体験としてもう持ってしまったわけですね。このことは怖いことだと思うんですね。南京事件の問題についてのお話もあるわけですが、彼らは引き続きいろんなカードを使って、過去の成功体験に基いて日本に迫ってくるのであろうと私は思います。

今日は高橋先生と西岡先生、プロ中のプロの話を少しでも多く私は聞きたいと思っておりますので、もう少し用意はしてきたんですけども、言いたいことの大体90%ぐらいは言えたような感じがしますので、以上にしたいと思います。

最後に一言。歴史認識問題の本質は、日本人の中にある反日的日本人をどうするかというテーマである。歴史認識問題にどう立ち向かうかというテーマに対する私の一つの答えを、以上のような形で申し上げたわけであります。

ご清聴、有難うございました。(拍手)

パネル・ディスカッション

「歴史認識問題とは何か？」

渡辺 利夫（拓殖大学学事顧問・前総長）

高橋 史朗（歴史認識問題研究会会長・明星大学特別教授）

西岡 力（歴史認識問題研究会副会長・東京基督教大学教授）

進行役：杉田 水脈（元衆議院議員）

杉田 はい、皆さん改めましてこんばんは。

ここからは、この大先生三人の進行をしると仰せつかりまして、私杉田水脈^{みお}の方で進行を担当させていただきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。（拍手）

まずは、やはり今日は歴史認識問題研究会の発足記念シンポジウムということでございますので、それぞれの先生方に、この会にかけの思いというものを、まずは語っていただきたいと思います。西岡先生から、お願い致します。

西岡 ご紹介いただきました西岡でございます。

まず、寒い中こんなにたくさんの皆さんに集まっていたいて、大変感激しております。実は、スキスキだったらどうしようかと、一番それを心配していたんです。本研究会は、サイトがサイバー攻撃を受けるぐらい、シンポジウムをしないうちから悪名が高いのかもしれませんが、けれども、同志がこんなにいるということを思って、まず感謝して頑張らなくてはいけないと思っていますし、長く続けたいと思っています。今、渡辺先生のお話で、1980年代から始まり、90年代の初めに本格化したのが歴史認識問題だとありましたが、私はそれには三段階、あるいは四段階があると言っているのです。

第一段階が、日本の反日活動家と反日マスコミによるキャンペーン。渡辺先生が仰った通り、日本そして世界にもいる反日活動家と反日マスコミが、事実無根の日本批判キャンペーンを始める。第二段階は、中国と韓国政府が、条約協定で歴史の清算が済んでいるにもかかわらず、もう一度歴史認識問題を外交問題に持ち出すという、近代国家の国際観点では有り得ない、内政干渉的な外交をしている。そして第三段階が、それに対して外務省を中心とする日本政府が、内政干渉だと言って跳ね返さないで、そして事実認識に踏み込んだ反論をしないで、足して二で割る譲歩をする。日本発で材料が提供され、それを中韓政府が外交に利用し、日本政府が一定の譲歩をする。というこの三つの歯車が、グルグル回っているのです。そして四つ目に、その結果、国際社会に誤解が広まっていく。

それが80年代、第一次教科書問題から始まった。私実は第一次教科書問題の時、ソウルの日本大使館に勤務していたんです。私の原体験はそこにあるんですが、外務省の専門調査員というもので、実は渡辺先生の下で大学院生やっていたんですが、大学院に籍がありながら次の行くところがなかったこともあって、ソウルに行き

ました。1982年7月に行った。

私に与えられたテーマは韓国人の日本観というもので、教科書問題が始まって新聞の切り抜きをしていたら、毎日の新聞の切り抜きの量が大変なことになってしまった。調べていったら、事実でないということを、日本と韓国のマスコミが書き始める。私はその時、誤報のキャッチボールと言ったのです。そもそも先ほどの話で思い出して、こういうことを言うときりが無いのですけど、「華北への侵略が進出に書き換えられた」というのが、最初の日本のマスコミの誤報だったのですが、華北だったら韓国は関係ないんですね。なんで韓国が取り上げるのか。華北というの、そのうち「中国への侵略から進出に書き換えられた」と変わった。それを韓国紙が「中国・韓国への侵略が進出に書き換えられた」と書いたら、日本のある大新聞が社説で、「中国・韓国への侵略が進出に書き換えられた」と書いてしまって、いつのまにか、元々「韓国への侵略」という言及はなかったのだけど、もともと韓国はテーマではなかったのに追加されてしまった。このようなことが起こっていました。

①反日マスコミの誤報、②中韓政府の内政干渉、③日本政府の安易な謝罪と譲歩というサイクルが繰り返し起きているということを、まずは解らなくては行けないのです。もう一つ、今四つ目の国際社会への誤解拡散という要素を申し上げました。

我々が今考えている、歴史認識問題というのは何か。広い意味での定義はもっと広いと思いますが、狭い意味で考えると、本来主権国家の内政に属する自国史に関する認識に関して、他国政府が干渉し、外交問題化することが歴史認識問題だと定義しています。歴史認識が各国で違うというのは、当然のことです。韓国と日本の歴史認識が違うことを我々は問題にしているのではない。一方的に日本の認識だけが問題だと、外交問題になっていることが異常だと主張しているだけです。そして干渉を受ける国の内部に、それを助長する言論機関や学者・運動家らが存在する。

1982年の日本の検定済み歴史教科書記述について、中国と韓国が修正を求めたことを嚆矢として、「1992年1月慰安婦強制連行プロパガンダ」以降本格化したというのが、私が今考えている、狭い意味での歴史認識問題であります。

イギリスとフランスの間でも、認識の対立はあります。日本とアメリカの間でも、例えば先の大戦を我々は大東亜戦争と呼んでいますが、その戦争の評価についても認識の違いがあります。しかしそれは認識の違いであって、認識問題ではない。アメリカ政府は日本を占領していた時には日本の歴史認識に介入しましたが、日本が独立した後、外交問題で教科書を変えろとは言っていない。戦没者の追悼方式について干渉してこなかった。ところが、安倍総理が3年前になりますか、靖国に行った時に「失望した」というアメリカ大使館のコメントが出てしまった。これは、三つのサイクルが終にアメリカまで拡散してしまった、ということだと思います。基本的にあり得ないことが起きているのに、我々はこれは普通のことだと思っている。「王様は裸だ」と言わなくては行けないと思う。「内政干渉だ」と。「外交問題にしないで下さい」と。「日本人の歴史問題、日本人がどのように戦没者を追悼するかは、我々が決めます」。この一言で終わらせるべきなのです。

ところが、今のこの三つの中で、①と③が日本にあるために、こんな異常なことが起き続けているということでもあります。

今、①の日本発の部分については、渡辺先生から詳しく話があったのですね。そこで私は③の、反論をしない外務省の体質について申し上げます。これは司会の杉田さんが、一番現場で体験されていることです。まさに第一次教科書問題の時も、誤報だったのに誤報という説明をしないで、検定基準を変えてしまったのです。靖国参拝についても、79年からA級戦犯の合祀が明らかになり、そのあと21回も総理大臣が参拝していたのに、中国は問題にしなかった。ところが中国が問題にできたら、こちらが自粛してしまう。

そして慰安婦問題でも、これ本当に悔しいんですけども、調べもしないで先に謝った。私は月刊『文藝春秋』に頼まれて、1992年1月から2月に慰安婦問題の調査をしたんですね。韓国にも行きましたし、植村元記者の義理のお母さんにも会って、本当にあなたの娘が朝日の記者と結婚しているんですか、と聞きました。その時外務省にも行きました。なかなか会ってくれなかったのですが、完全オフレコだということで北東アジア課の幹部に会いました。その時私の質問は一つです。宮沢総理が訪韓して、盧泰愚大統領に8回謝った。これは、権力による強制連行を認めて謝ったのか、それとも貧困の結果そのような職業につかざるを得なかった女性がいたことについて、道義的に謝ったのか。もしも後者なら、戦前吉原のようなところで働かざるを得なかった日本人女性に何で謝らないんだ、そのことだけを聞きました。そしたら、「これから調べる」と言いました。これが宮沢総理訪韓の一か月後、92年2月の外務省の返事でした。

そして2014年、安倍政権が河野談話の作成経緯を検証する報告書を出したんですが、それを丹念に読むとそのことが書いてあります。しかし結論は、悪いのは韓国がゴールポストを動かした、要求を変えてきたということになっています。あと、河野官房長官が記者会見で変なことを言った、というようにはなっているのですが、調べもしないで総理大臣に謝らせたということが物事の始まりだったのに、そのことについてきちんと書いてない。

よく外務省の人は、あるいは外務省系のOBの評論家の人たちは、韓国がゴールポストを動かしている、と言う。だから問題解決しないんだと言いますが、私に言わせるとそんなことない。外務省がゴールポストを先に動かしたのです。調べもしないで謝ったら、向こうはこれは使えると思うんです。誤報を基にして検定基準を変えたら、ああ日本は歴史認識を使って要求すれば受け入れると思われてしまう。こちらが先に謝罪して要求を受け入れたことにより、ゴールポストを動かしているのです。ところがそのようなことについて、問題意識が全然ない。

今でも、例えばこれは名前をあえて出しますけれども、2010年から2012年まで中韓大使だった武藤正敏さんは、2015年に出した本の中で、『そもそも、軍による「強制性」がなかったと言い切れるかどうか。資料がないというのは理由になるのか。軍人による強制連行を資料として残すとも考えられません。また、「絶対になかった」と明確に否定できる証拠にしても見つかることはないと思います』《日本が注意すべきポイントは、「狭義の強制性はなかった」という主張は決してしないことです。なぜならその主張は、かえって国際社会に「過去の非人道行為を反省していない」との不信感を植え付け、ますます韓国側に同情を集めてしまいかねないからです。この

問題の対応は、世界がどう見ているかという視点で考える必要があるのです》（『日韓対立の真相』 悟空出版、2015年、54頁、23-24頁）と書いている。

著名な外交評論家の宮家邦彦氏も、日本の敵は日本国内の「民族主義的衝動」だと言って、慰安婦問題での反論を控えよと次のように説いている。

《過去の「事実」を過去の「価値基準」に照らして議論し、再評価すること自体は「歴史修正主義」ではない。しかし、そのような知的活動について国際政治の場で「大義名分」を獲得したいなら、「普遍的価値」に基づく議論が不可欠だ。いわゆる「従軍慰安婦問題」や「南京大虐殺」について、歴史の細かな部分を切り取った外国の挑発的議論に安易に乗ることは賢明ではない。

過去の事実を過去の価値基準に照らして再評価したいなら、大学に戻って歴史の講座をとればいい。逆に、過去の事実を外交の手段として活用したければ、過去を「普遍的価値」に基づいて再評価する必要がある。歴史の評価は学者に任せればよい。現代の外交では普遍的価値に基づかない歴史議論に勝ち目はないのだ》（『WEDGE』2015年6月号）

《日本の生き残りにとって最大の障害は中国や統一後の朝鮮ではない。日本の最大の敵は「自分自身」である。新民族主義時代における日本民族のサバイバルのためには、日本自身が普遍的価値を掲げ、自らの民族主義的衝動を適切に制御する必要がある》

《最も重要なのが、日本の誇りある伝統を普遍的価値の論理で説明する能力を獲得すること、すなわち「保守の進化」である。日本が国際社会において守りたい価値があれば、それらを自由、民主、人権、人道、法の支配といった普遍的価値のロジックで説明していくことだ。日本が世界各国と競争しているのは国際政治であり、過去の歴史の事実関係ではない。

そのことを正確に理解しない限り、国際政治で日本の影響力を高めることは難しい。イルカ、捕鯨、慰安婦……ナショナリズムは時に普遍的価値と対立するが、これを日本人にしか理解できないロジックで何度説明を試みても、結果は生まれない》（『日本の敵』 文春新書、2015年）

彼らはだから謝りなさい、と言うんです。今から見ればそれは、貧困の結果売春に就かざるを得なかった人は同情に値しますよね。それは普遍的価値観です。しかし当時どういう時代だったかということも、同時に説明しなければならない。それは大学だけでやりなさい。外交に出すな。勝ち目はない。公然とこういうことを言っている。だから負け続けているんじゃないか、というのが今日の私の本音です。以上です。

杉田 有難うございます。実際に私も去年、今日いらっしやっている山本優美子さんと一緒に国連に行きました。慰安婦強制連行はなかったと、蟻の一穴を開ける思いで発言をしてきました。それがきっかけで「強制連行がなかったという意見を聴取したけれども、これに対しての日本政府の意見を述べよ」という質問が、国連の女子差別

撤廃委員会から日本政府に来たんですよ。これに対してきちんとしたことを書いてくれば、この問題は一気にボンと進むんじゃないかと思って、一生懸命外務省にも行きましたし、官邸にも行きましたし、そのところ、ちゃんとしたことを書いて下さいと言いました。その結果、途中までちゃんとした報告書ができていたんです。

でも結局、その報告書は引っ込められてしまいました。年末に日韓合意があって、全然違う報告書が出されて。これは事実として高橋先生の本にも、詳しく経緯は書かれているんですけども、いつもそうなんですよね。クマラスワミ報告書だって、出た時には日本政府はちゃんとした反論文を書いた。作った。にも拘わらず、出さずに引っ込めた。出したけど引っ込めた。この時も私、外務省の担当の方から直接言われました。日韓合意をしたと。韓国はこのままほっとけばまた約束を破るだろう。でも世界中の国々が日韓合意したってわかってるから、先に約束を破った韓国はとんでもない国だということで、韓国が袋叩きにあう。日本はそれを高見の見物で待ってればいいんだと。でもこのタイミングで、今年の2月のタイミングで、国連の女子差別撤廃委員会があって、ここでもし日本の方が強制連行はなかった、性奴隷は嘘だって強硬に言ったら、日本の方が先に約束を破った、日韓合意を破ったと言われかねない。だから、今回はこの報告書は出せないんだって、そのように外務省の方が説明したんですよ。

でも、それって今まであなたがたが反論もしないで謝ってばかりだったから、そういうことになっているんでしょう、と言いつつ返したかったんですけども。もうそのように外務省が決めて官邸が決めたのであれば、我々がいくら言ったところで動かないわけですよ。だから反日日本人が作って、反日日本人が外に出して、それでマッチポンプで返って来たのを、またこれを外務省が打ち返すというね、そういうことをずっと続けてきているというのが実際にあると思います。その辺りのことを、今度は高橋先生、今回のこの歴史認識問題研究会の創立と併せて、今までのこの日本の流れも含めてお話いただければと思います。お願い致します。

高橋 有難うございます。まず、教科書誤報事件から渡辺先生の話が始まったんですけども、あれは日本テレビの記者が、文部省記者クラブの勉強会で、中国華北への侵略を進出に書き換えたというレポートを発表したということが、全ての誤報につながったということが明らかになっております。当時渡部昇一先生が「万犬虚に吠える」という論文をお書きになって、そこからスタートしたことがもう今は判っているんですけども。

私は30の時にアメリカに留学をしまして、GHQのC I E文書を240万頁、ななめ読みですけども、調査研究しました。当時はまだ年間100枚しかコピーが許されなかったのが、私が筆写した資料だけで、段ボール10箱を超えているんですけども、私は第一次史料を客観的に検証するというのが一番大事だと思っておりまして、世界中に、日本に対する大きな誤解が広がっていますけれども、国際的な誤解を唯一晴らす道は、この第一次史料を淡々と示すしかないという風に思っております。

ロサンゼルスで何度か講演をさせていただいたんですが、その時に家庭教育の話もさせていただいたんです。ところが終わった後、一時間質問攻めにあいまして、皆

さん家庭教育の質問じゃなくて、全員が歴史の質問でした。そして慰安婦像がグレンデール市にできて子供がいじめにあっていて、そのことについてのお話がずいぶんございました。いじめの実態について、三時間ほどお話をうかがいました。大変びっくりしたというのが私の数年前の体験ですが、そこで私の心に火が付きしました。

どういう事例があるかということ、国会議員の皆様にも書いたものもあります。これは皆さんにはお見せできないんですが、2014年に預かったものです。「国会議員の皆さまへ」ということで、日本の子供たちがどういう状況に置かれているか、膨大な量で詳細な事実が書いてあります。そして今年9月2日にはその改訂版を頂きました。総理にも嘆願書が出されました。

しかし一方で、「都市伝説」にすぎないと。日本のマスコミも海外の方も、本当にイジメがあるならなぜ訴えないんだと、なぜ学校に届け出ないんだと、そういう批判があります。それはあまりにも現実を知らない方の話です。私は情けないと思っています。私はじかにその話を聞きました。三時間、涙ながらの話も聞きました。あるいは子供からも直接聞きました。最近論文にも置かせていただきました。これは『WiLL』という雑誌の11月号ですね。「米国の慰安婦問題 総領事なぜ子女を助けてくれないのですか」と、とこういう題で書いたものがございます。ここには、総理への嘆願書も掲載しております。

例えば、最近起きたことですが、公立中学校で韓国人劇団による戦争劇の公演が行われて、全校生徒の前で日本軍による異常なまでの残虐行為が演じられた。終わった後、日本人として恥ずかしくないのかと、日本の子供たちが糾弾された。

今日の私の資料を、皆さんちょっと見ていただけますか。これは「ユネスコ『世界の記憶』遺産「日本軍『慰安婦』の声」共同申請の問題点」ということで、私が要点をまとめたものでございますが、今日、開会の挨拶でお話し申し上げたように、個々の史実に対する反論ではなくて、大きな観点からの問題点を、私としては問題提起したい。その一番のポイントは、ユネスコ憲章の趣旨であります。ユネスコ憲章の前文には、こう書いてあります。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」と書かれております。つまりユネスコ設立の趣旨は、加盟国間の友好、協力、相互理解の促進にあります。そしてこの共同申請書を見てみますと、「慰安婦像の世界的な意義」というものを強調しております。それは「平和のシンボル」だと、こう書いてある。しかし現実はどうか。実際にはそこに書いてありますように、各地で地域社会を分断し、無用の混乱と軋轢をもたらし、在外邦人が原告となった複数の訴訟がおき、友好、協力、相互理解を阻害する「紛争のシンボル」と化しています。

今度はニュージャージー州の具体例ですね。「慰安婦は天皇からの贈り物」と書かれた、マグロウヒル社の歴史教科書で学んだ高校生は、級友から「テロリスト」「レイピスト」と呼ばれて唾をかけられた。韓国人が多い地域の学校で、そうしたいじめについて教師に訴えたが、「事実だから仕方ない」と一蹴された。こういうことが、今現実には起きているわけであります。

碑文に書かれているのは「慰安婦20万人」、勿論その場所によって多少違いますけれども「日本軍の強制連行」「性奴隷」、三点セットと言っておりますが、それが一体

何を根拠に書かれているのか、ということでございます。第一次史料が大事だと申しましたが、この碑文の根拠になっているのは、アメリカの議会調査局のラリー・ニクシュという調査員が書いた報告書、2006年4月10日付と2007年4月3日付があります。で、その最大の根拠となったのは、朝日新聞の1992年1月11日の記事であります。これは、私どもが独立検証委員会報告書で明らかにしたことでございますが、そして2007年4月3日付の記事にも、朝日の誤報というものがいかに最大の根拠になったかということが書いてあります。

そしてもう一つは、IWGという省庁間作業部会で、アメリカ政府が7年の歳月と30億円をかけて、元々ナチスの戦争犯罪を調べたんですが、抗日連合会の援助もあって、日本の戦争犯罪も調べよということになりまして、ところが実際には慰安婦の強制連行や、性奴隷化を裏付ける史料はなかったわけであります。そういう第一次史料に基づいて、きちんと事実を発信していくことが大事だと私は思っております。

先ほど、外務省がなかなか事実に踏み込んで反論しない、ということがございました。事実、クラマスワミ報告書の場合には反論書を用意していましたが、ここでそれを出すと大変なことになる、というふうに配慮したわけです。私も、今政府の男女共同参画会議の議員をしておりますので、毎年連続してニューヨークの会議に出席しております。ニューヨークで3月になりますと、国連の女子差別撤廃委員会等の関連の行事がございます。そこに行きますと、どういう雰囲気かはよく分ります。ジュネーブも、杉田さんも行かれて、よく分っておられる。私はニューヨークには毎年行っておりますから、よく分っております。ジュネーブもニューヨークも、国連の雰囲気というのは、反政府的な雰囲気が溢れている。でそういう中で、日本が事実に踏み込んで反論をすべきなんですけども、史実に踏み込んで反論すると袋叩きにあらうとおそらく思ったんでしょう。しかしそのことが実は国益を損ね、日本の誤解を広めてしまっていることになっている。

ただ、3回外務省は国連で、事実に踏み込んで反論したんです。それはあまり知られていないんですが、2014年9月15日の国連人権理事会と、2015年8月31日の自由権規約委員会と、今年の2月16日の女子差別撤廃委員会なんですね。そこでは、前半2回は日本の大手新聞社、朝日とは言いませんでしたが、日本の大手新聞社の誤報から始まったんだと、はっきり述べました。2月16日には朝日新聞ということをはっきり述べた上で、何故こういう国際的な誤解が広がったのかということ、明確に述べたわけであります。

次に、制度改革の見直しの視点から、問題提起をさせていただいて、第一回目の発言を終わりたいと思いますが、制度改革の見直しの視点からの問題点というところをちょっとご覧いただきたいんですね。これは、なぜ今問題提起をするかと言いますと、文化遺産と違って記憶遺産という制度は、登録の是非の議論に関係国は参加できないわけです。手続きも決定過程も、非常に不透明であります。

昨年10月に国際諮問委員会は、制度を根本的に見直すということを決めました。皆さんもユネスコのウェブサイトで公開されていますから、見るができます。今、15項目の見直しが行われている。そして、ユネスコ関係国に全てコメントを求

めています。今、二回目のコメントを求めているんですけども、各国がこの制度についてどういう意見かということを集約して、今の大きな流れを説明しますと、来年(2017)1月中にユネスコが加盟国からコメントを集めて、2月には制度改革案をまとめます。そして4月に執行委員会というところで、制度改革を決定します。58か国が関係しておりますが、何故この話をするかということ、今回慰安婦の共同申請が登録決定されるかどうかということは、この制度改革にかかっているわけなんです。制度改革が適用されなければ意見を表明できない、関与できないわけですから、通ってしまう可能性が非常に強い。

そこで、その制度改革はどういう観点で見直されているかというのが、今日の私の資料の先ほどの続きでございます。ちょっと専門的なのですが、今、ユネスコが制度改革の議論をしているのは、まず「潜在的議論のある申請と登録に関する機微な案件の取扱い」、これは慎重にやると。慰安婦問題はまさにこの、「潜在的な議論のある機微な案件」に該当するんですね。もう一つは、「議論や用語の適格性」、或いは「申請意図の中立性」「客観性」「透明性」、こういうものが大事だと、こういう視点でございます。

そこでそういう観点から、つまり普遍的な観点から、日本が問題提起をする必要があるんですけども、このユネスコ加盟国になるほどそうだと、日本は民族主義とかナショナリズム、歴史修正主義の立場から言っているのではなくて、普遍的な観点から意見を言っているんだという説得力が必要なのであります。先ほどホロコーストの問題は出ましたので、今日私は今申し上げませんが、カナダ・イスラエル友好協会が意見書をユネスコに提出したことは、産経新聞にも取り上げられました。

資料の「真正性」という、これが制度改革の大事なキーワードであります。真実であるかどうかという真正性です。これは一般指針、ガイドラインというんですが、その中には「作成者の意図を超えて歪曲または変更してはならない」と書いてあります。つまり、資料を作った人の意図を超えて、それを歪曲したり変更してはならない。これに反すると真正性に反するとこういうことになるんですね。

或いは「登録の手引き」ですが、ここにも真正性という基準がありまして、それは主張通りのものであるかどうか、その資料は歴史的に検証している事実と申請者が主張しているものに齟齬がないか、ということがポイントであります。

申請書は、アメリカの国立公文書館の所蔵文書の真正性というものを強調しています。しかし、申請書に記された申請要旨とアメリカの国立公文書館所蔵文書が立証している歴史的事実とは、全く矛盾しております。あとで時間があれば説明しますが、申請要旨を否定する内容の資料が含まれていて、申請書の主張通りのものではありません。或いは申請書の主張は、作成者の意図を超えて歪曲または偏向するものでございます。

最後に倫理問題でございますが、これはレイ・レッドモンドソンという方が、唯一南京の資料を見て、ある意味で中国側と癒着関係にあったわけですけども、その方が今回も慰安婦の共同申請に関わってこられました。しかしそれは、レフリーがコーチを兼任するような行為であって、これは山田宏議員が国会でこの問題を取り上げた通りでございます。

私の最後の問題提起は、この慰安婦の共同申請が決まるか決まらないかのカギを握っているのは、登録小委員会なんです。ここで議論が行われるのが1月と4月であります。この1月と4月でどういう方向になるかが正念場なんですけれども、先ほど申し上げたように制度改革の決着がつくのか4月でありまして、2月に制度改革の案ができて4月の執行委員会で決定する。この流れと登録小委員会の議論というものが、どういうふうにかみあってくるかが分れ道になるということだけを申し上げて、取り敢えず私の問題提起とさせていただきます。

杉田 有難うございます。今、先生のお話を聞いて、まだまだお尋ねしたいことがたくさん出てきました。次の時間がきた時に西岡先生、そして高橋先生には質問をしていきたいと思えます。

では、次は渡辺先生にお尋ねしたいんですが、実は今日先生の最初の基調講演の中で、反日の日本人が巣くって、海外でも広がっているというようなお話がありました。私、実は今月に入ってカナダのバンクーバーに行ってみいました。そこで反日集会が行われているということで、実際に行ってみたんですよ。どういう人たちが、どんな活動をしているのかということを見てきました。

すると、なんか沖縄の基地反対問題を正当化するような、日本名でいうと「うりずんの雨」という映画があるんですが、その映画を上映してました。これ、アメリカ人の監督が撮った映画なんですね。沖縄の本土決戦の話から集団自決の話、そして沖縄に一番たくさん慰安所があったという慰安婦問題の話、それから今の米軍の女性に対する性暴力に関する話、これらの問題を並べ立てて、いかに基地の反対運動に正当性がある素晴らしいものかということ、二時間のドキュメンタリー映画にしているんですね。沖縄の方も日本人のインタビューも取ってますから、日本語でも十分見れました。

バンクーバーにはバンクーバー九条の会というのがありまして、その人たちが世界抗日連合の支部、カナダBCAという団体とつながって、そういうウソをばらまいているわけです。私はそのちょっと前、西早稲田にある、先ほど先生の話にも出てきました、女性国際戦犯法廷を行った「女たちの戦争と平和資料館」(wam)というところに実際に行ってきました。そこで売ってる資料が、『軍隊は女性を守らない 沖縄の日本軍慰安所と米軍の性暴力』というもののなんですが、戦時中の慰安婦と米軍の性暴力は全く次元の違う問題なんですが、こういう風に一冊の本にして、一緒くたにして全部を論じてしまっているというようなことで。

これ、wam という団体なんですが、カナダで配られていた英語の資料にも wam が出てくるんですね。それから映画の中でも wam が出てきて、資料館の中とかも全部映ってるんですね。この人たちが連携していることは、火を見るより明らかなんです。そういう形で広がっていった。具体的に話をすると、そういう話なんですけれども、なぜ彼らはそこまでできるのか。資金的にもマインド的にも、人がたくさんいるわけですね。私たち保守の人間がそういうことを出来るかっていったら、中々できないわけです。国連に行っても、カナダに行っても、アメリカに行っても。その辺りを含めて、先生のお考えをお尋ねしたいなと思うんですけれども。

渡辺 話を伺えば伺うほど、厄介だなあという感じがしますね。歴史戦ですね、これは産経新聞が作った用語で、見事な用法だと思うんですが、この歴史戦に負けるわけにはいかない。おそらく高橋先生や西岡さんのそういう強い思いがあって、この研究会も発足することになったんだろうと思うんですね。

通常の戦争であれば、敗者と勝者の間に戦争が終われば講和条約が必ず結ばれる。この講和条約によって、敗者はおそらくは戦争前に占領した領土を返還するか、膨大な賠償金を支払うというふうな形で決着することが出来るわけですね。そして次の新しい歴史のステップに歩むことができるわけですが、歴史認識問題に関する戦争ってのは、そういう形で片の付かない問題なわけなんですよ。

例えば、首相の靖国参拝の話をさっき出しましたが、死せる者の魂を鎮めるために、一国の長である首相が靖国神社に参拝するというのは、日本の風習であり風俗であって、伝統そのものであるわけです。これを日本人が駄目だと言うのであれば、首相が靖国にいけないというのなら話は解るんですけども、中韓の反対によって日本の伝統的行為が毀損されるということを許したら、どういうことになるんだろうか。そういう問題ですよ。

慰安婦問題について言えば、日本人だけが性的に卑劣で卑猥な存在であると、こういう貶め方をされているわけですね。これにもし負けるとしたら、どういうことになりますでしょうか。グローバリゼーションの時代だと言い、個としてグローバルに大いに活躍してほしいというような教育を、私の大学でもやっているんですけども、こういう印象を持たれたグローバルな社会の中で、日本の若者がこれから海外でどう仕事をしていくのか、これ考えると厄介ですね。しかもこういう議論を、先ほど西岡さんも仰ったように、元大使であるとか有名な評論家であるとか、そういう謂わばエスタブリッシュメントが言っているということになれば、大変なことですよ。

こんな日本を、私にも二人の子供と五人の孫がいますけれども、将来の子孫に残したくはない。くどいようですが、物量戦であれば講和条約によって決着をして、次のステップに入れるんですけど、歴史戦というのはそういう簡単なものではない。

さてそうすると、なんで日本のエスタブリッシュメントがそんな反日的な存在になってしまったのか、ということを我々考えないと、日本人の敵は日本人にあると私言っただんですけども、その日本人に我々は立ち向かうことが出来ないと思うのです。以下は私の抽象的な考え方ですが、こういうことだろうという風に考えております。再び岡崎久彦さんの、先ほど申し上げた論文の中にこういう一節があって、この時代を生きた私としては、痛いほどよく解る一文があります。一寸、簡単な文章ですので読ませていただきたいと思います。

《軍事占領は七年間続いた。七年というのは恐るべき長い期間である。二十一世紀初めに日本社会の指導層であった六十歳代（1930～1940年生れ）の人々は、ことごとくその少年期の人格形成期の中にこの七年間を体験していることになる。

しかもその影響はこの世代に限られなかった。現在、日本の社会で活動しているすべての日本人の人格形成に深い影響を与えている。

それはアメリカの初期占領政策を、アメリカが早々に放棄したにもかかわらず、日本の左翼マルキスト勢力がその後、半世紀あるいはそれ以上に現在に至るまで、温存したからである。》

こう岡崎さんは仰っておられるわけですがけれども、私にはこの表現がよく解ります。

私は昭和14年、1939年に山梨県の甲府というところで生まれまして、どういうわけか山奥の小さな、当時人口8万人のあの都市が大空襲を受けまして、大変な死傷密度の地域でした。燃え盛る火の中を逃げて、私の体の中にはあちこちにやけどが残っているわけですが、そしてその空襲を避け、母の里に行って、そこで小学校一年生を迎えた。そういう世代の人間からすると、この岡崎先生の言っていることはよく解ります。日教組の生れた年でありまして、しばらくして反日的な教育が始まったわけであります。

まあ長い話は出来ませんが、大学に入ったのは昭和34年。38年に卒業して、翌年はオリンピックだったんですけれども、この時代の日本は正に左翼マルキストの全盛時代でした。私と同世代の人間たちは、正にそういう時期に人格形成をしてきたのです。そういう人々が長じて、社会的地位を得たのが大体1980年ごろなんですね。ジャーナリズム、アカデミズム、官僚、教育界、労働運動、そういった人たちの指導者がポジションを得たのは、ちょうど1980年ごろなんですよ。

1980年代がこの歴史認識問題の出発点にあるというのは、実は世代論からしてもよく当てはまっている、というふうに私は思います。そういう意味で、歴史認識問題の淵源というものがそこにあるんだという自覚を我々は持って、今幾つか言ったソサイエティの、オーガニゼーションの、特に指導者、エスタブリッシュメントの発言、先ほど西岡さんの方からも出ましたけれども、これにやはり焦点を当てて、怯まず、カウンターアタックをやっていくということを、これから続けていく必要があるというふうに私は思いますね。反日が日本のエスタブリッシュメントの中に、脈々と生き続けているということです。

私はアカデミズムの世界にいるものですから、最後にそのことを言えば、憲法学会とか日本近代史の学会というものは正に、今言ったようなメンタリティ、センチメント、これが構造化しております。そうでない人間は、その学会の中でポジションを得ることが出来ないようなメカニズムが、冷戦が終わってはるか時間が経っている今なお続いている。こういう日本のアブノーマルなありように、ぜひ自覚をもってほしい。出来るだけ勇敢に、彼らに反論していくということが重要です。今杉田さんがかなりビビッドな、反日の、カナダですか、アメリカの実情を教えて下さいましたが、やはり起因は日本にあるわけですから、その水栓の元を、やっぱり我々は絶つことがまず必要なのではないかと思います。

両面が必要なんでしょうけれども、私は老い先短いものですから、前者のテーマを追いかけていく。そして出来るだけきちんと発信していきたいと考えています。

杉田さんの質問には、一寸答えられませんでしたけれども、先ほど言い残したことを申し上げた次第です。

西岡 「反日日本人」という言葉は、実は私が作ったんです（笑）。1992年に出した私の処女作が、『日韓誤解の深淵』という本なんですけど、そこで高木健一弁護士らのことを「反日日本人」と書いたら、名誉毀損だと最近訴えられまして、最高裁まで行って勝ちました。渡辺先生の仰った左翼マルキストの影響というのはあると思いますが、しかし左翼マルキストも50年代、60年代、70年代までは、自分たちを進歩勢力と呼んでいて、自分たちが歴史の勝者だと思ってたんですね。だから、あまり過去の日本の「罪」を荒立てることをやってないのです。

そのように、今も日本の軍国主義批判とか言ってますよね。1960年の安保条約の時から言っていますが、歴史認識問題を正面から取り上げてはいなかった。自分たちは進歩派で、歴史は進歩するから日本でも革命が起きて、自分たちが勝つと本当に信じていた。中国では文化大革命は勝利してる、革命の首都モスクワは理想郷だと、本当にそう思っていたわけです。そういうふうにいる人たちがたくさんいたのですが、まず中国が文革を否定した。毛沢東が死んで、鄧小平の改革開放になって、こちらの軍門に降るわけです。渡辺先生の専門分野ですけれども、鄧小平の中国が社会主義計画経済を捨てて市場経済に来てしまう。市場経済をやるけれども、一党独裁をしなければいけない。これは矛盾しているわけです。

一党独裁をする理由は、資本主義の復活を許さない、というのが彼らの理論だったのですが、資本主義の復活をさせておきながら共産党の一党独裁をすると。じゃあなぜ共産党が一党独裁していいのか。悪い帝国日本主義と戦って勝ったからだ、というふうな論理の転換をするわけですね。

歴史認識問題における80年代は微妙な時期で、80年代の中韓の反日は、金を取るためなんですよ。鄧小平が日本から大規模な経済協力を貰う。しかし、共産党の一党独裁を続けるので、理論的な引き締めが必要だと。韓国も同じなんです。82年の教科書問題の時、先ほど内政干渉的なことを韓国が言ったとお話しましたが、韓国は全斗煥政権でした。全斗煥政権と朝日新聞と中国共産党が組んで、反日キャンペーンをやったのです。ちょっとおかしいコンビネーションですね。実はその直前に全斗煥政権は日本に対して、安全保障問題で経済協力を要求したんです。冷戦と一緒に日本は戦っているのだろう。当時レーガン政権が軍拡をすると、韓国も軍拡をしろということになって、韓国軍の近代化には200億ドルぐらい必要だった。そのうち3分の1ぐらい日本が持てよと言われて、60億ドルの経済協力の要求になったのです。

日本の鈴木善幸内閣は、軍事協力は絶対できないと言って拒否した。そしたら、日本の新聞が先ほど言った教科書検定報道で誤報をした。これは使えると韓国政府の日本通が考えた。机を叩いて、日帝36年（日本の支配36年）と言ってどなりながら、テーブルの下で手を出す、という歪んだ反日外交が、そこから始まった。

朴正熙大統領は、アメリカに行って記者会見して、私は親日か反日かと言われたら反日だ、と言ってます。しかし、その反日というのは、今度は日本に負けないという健全なナショナリズムだった。日韓国交正常化を戒厳令を布いてやって、学生の反対運動に対して、日本と交わったら負けるっていうのは一種の敗北意識じゃないか。今度は独立国になったんだから、日本を利用して強くなればいけないかと言って

ます。

そういう健全なナショナリズムがあったんですが、全斗煥政権になって甘えの反日に変質した。反日というなら日本を遠ざけなければいけない。これは私の師匠の一人である田中明先生が言ってるのですが、全斗煥の反日は「引き寄せる反日」だと。助けてくれと言うんです。

例えば反共というのは、共産主義を滅ぼすことを目標としている。共産主義者に謝らせて、賠償・補償金を取ることを目標にしていないわけですね。ところが全斗煥の反日というのは、「抱き着く反日」「甘えの反日」。助けてくれて当然だと机をたたき、歪んだ反日です。

台湾と韓国の対日姿勢に違いがある。台湾は事実を踏まえた批判をするが、韓国は「甘えの反日」だ。だから韓国は嫌いだという人が多いんですが、それに対して私は、最近このように考えています。台湾には日本が冷たかった。日本の外務省も台湾を守らなかった。経済協力もしなかった。だから甘えの構造ができなかった。歪んだ関係がなくて、戦前からのそのままの意識が続いている。ところが全斗煥政権の時に、本来なら冷戦と一緒に戦っている日本が、共産主義を滅ぼすために一緒に軍事の面でも協力すると言っていればよかったのに、それを拒否したものだから、全斗煥政権が禁じ手を使ったんですよ。

その結果、韓国が今こんな風におかしくなったのです。禁じ手を使った結果、何が韓国で起きたかということ、今度は左翼が、韓国の中に韓国版自虐史観を広めたのです。韓国は生まれた時から汚れた国だと。なぜなら親日派が作った国だから。李承晩大統領は銃一発撃っていない。李承晩政権の軍隊も警察も全部、日本時代に教育を受けた親日派だ。朴正熙大統領は満州軍官学校出身で、日本の陸士に留学している親日派の権化だ。そういう国だから汚れているんだという自虐史観です。

北朝鮮は貧しいけれども民族主義を貫いている。民族の正統性は北にあり、という歴史観が広まったのが80年代です。その背景には、日本の無原則な謝罪があった。謝ったということはひどいことをやったんだろう、と誤解された。ひどいことをやった日本に、なんで戦わなかったんだと。親日派は民族の裏切り者で、その集団を建国に使った李承晩も民族の裏切り者、日本の士官学校で学び、日本の傀儡政権である満州国の軍隊の士官となった朴正熙こそが民族の裏切り者だ、そのような親日派が政権を握った韓国は、生まれたときから汚れていたという認識が広まっていった。

それが朴槿恵大統領の置かれていた状況です。韓国社会がうんと左にいったのは、そのせいなんです。だから歴史認識がおかしくなると、本当に国がおかしくなるといえるのは、今の韓国を見ているとよく解るんです。これは他人事ではない。だからこそ我々は、日本の歴史認識問題にちゃんと取り組まないといけない。

91年になると、先ほど渡辺先生が、我々の独立検証委員会が主張した朝日の慰安婦報道における「91年1月強制連行プロパガンダ」に言及して下さいましたが、91年に何が起きたか。冷戦が終わったんです。中国共産党が倒れていないから、我々からすると第一次冷戦の終結だと思いますが、第一次冷戦は自由主義陣営が勝利した。

本来だったら日本でも、マスコミや学会のマルクス主義者に対して、批判が高ま

らなくちゃいけない。嘘ついたじゃないかと。なんで朝日新聞は自分たちの文革報道を批判しない、検証しないのか。そういうことをしないで、過去の日本の「犯罪」告発を精力的に始めた。私のいう「反日砦」に立て籠もった。過去の日本は反論しませんから。自分たちが正しいのは、過去の悪辣だった日本について批判しているからだ。中国共産党と同じことを日本の左翼も主張し、だから自分たちこそ「良心的」なんだと自己主張し始めた。それを本格的に始めるのは、91年からです。

冷戦が終わった時、いや正しく言うなら冷戦に勝った時、我々は勝者と敗者を分けるべきだった。それは私が最近言っている「冷戦勝利史観」というんですが、冷戦を勝利に導いたのはレーガン大統領でした。

レーガン大統領はソ連が崩壊した時、既に退任した前職大統領だったんですが、共和党の大会に呼ばれて演説した。レーガンが「我々は勝ったんだ」と語ると、聴衆は「そうだそうだ」と叫んだ。レーガンはその時、「ちょっと待ってくれ、その我々というのは誰か」と聴衆に聞いた。そしたら、「レーガン、お前だ」とか「共和党だ」とか、「民主党じゃないぞ」とか、「ニューヨークタイムズじゃないぞ」とかいう声が出たというわけです。

我々も91年に冷戦が終わった時、サンフランシスコ講和条約と日米同盟を結んで、自由主義陣営を選択した側が勝った、日韓国交正常化をやった側の政治勢力が勝ったのだ、と宣言すべきでした。左派知識人や朝日新聞などに「負けたじゃないかあなたたちは。負けた側が大きな顔をするな」と言っておけばよかったのに、それをしないですましてしまったために、負けた側が「反日砦」に立て籠もってしまった。そして中国も韓国も北朝鮮も、自分たちの政治的必要性のために反日を本格化させた。

だからさきほど基調講演で渡辺先生が仰ったように、なぜ戦後すぐ歴史認識問題が起きなかったのかという問いへの答は、共産党や左派は自分たちが勝つと思っていたから、反日はそれほど必要じゃなかった。しかし、冷戦が終わって反日が必要になったから本格化したんだ。そして日本の左翼も、それが必要になった。まさに彼らの事情なんで、我々は勝った側なんだから、勝ったということをはっきりさせれば勝てる。それが「冷戦勝利史観」であり、私の主張です。

杉田 はい。渡辺先生と西岡先生のお話を聞いて、渡辺先生は私の父親と同じ世代なんですけれども、左翼マルキストの人だけじゃなくて、私はどうも日本が謝ってばかりだというのは、日本人の気質に原因があるんじゃないかと。

というのは日本人、優しいじゃないですか。日韓併合の時、韓国の人がいっぱい、朝鮮半島から日本に働きに来ています。西洋の植民地と違って、そんなにひどいことはしてないんですけれども、労働力として使う時に、貧しい方って低い賃金で働くから、日本人がきついと思われる仕事とかを色々やっているわけですよね。炭鉱であるとか、鉄道の敷設であるとか。怪我した方もいるし、亡くなった方もいる。それを見ている世代の方々っていうのは、やっぱりなんかどっかで、朝鮮の人たち可哀相とか、日本人も一寸悪いことしたんじゃないかって、根底でなんとなく、皆さんそういうのを持っている世代がある。だからそのところで強いことが言えない。なんか可

哀相なことしたんだから謝っとうって。

これ、左翼の人たちが先頭を引っ張ったかもしれないけれども、大衆の中の意識として、ほんわりと日本人の心の中に、その世代の人たちの中にあるものなんじゃないかなというような気が、私は非常に最近しております。それから、最近アメリカやカナダに行って思うことは、アメリカやカナダの日系人の人たちに反日が多いんですね。これは、自分たちがアメリカとかカナダとかに渡って行って、一生懸命開拓して土地を耕して自分たちの財産を築いてきたのに、あの戦争が始まって全部没収されて収容所に入れられたことに起因しています。本来ならばアメリカかカナダの政府を恨むのが筋ですが。

日系人の人たちの中には、変な戦争を日本が始めたから我々がこんなひどい目に遭ったんだと思っている方がいらっしゃいますし、天皇陛下が悪いと思っている方もいらっしゃるんですね。そういうところに、日本の反日の人たちが働きかけていく、ということもあります。また、収容の補償問題を一所懸命やっていた方々が、その問題が一旦決着ついてますから、次の活動のネタがいるんですよ。そこに慰安婦像の話なんかが、ガチっとマッチしてしまって、その方々が一生懸命活動しているというような状況も見えてきました。

実際に行ってみて思うこと、これは山岡先生の方がよくご存知だと思うんですが、私はカナダにもオーストラリアにも行きました。グレンデールも実際に行っておりますが、こういうところに行って、まず慰安婦像が建つぞってなったら、先ほど高橋先生が仰ったような、子供たちがいじめに遭うんじゃないかと思う母親たちが、反対運動とかを始めるわけですよ。署名活動をしたり。それを領事館とか大使館とかに、なんとかして下さいとお願いに行くと、大概そこで止められるんです。ことを荒立てないようにって。そういうことすると余計に刺激してしまうから、みんな黙りなさいと言われるんですね。それでもやっていると、今度は危ない活動家みたいな感じの見られ方をして、もう総領事とかに出入り禁止になってしまう。これがどこでも同じような形で表れていて、本当に今そこに住んでいらっしゃる方々っていうのは大変な思いをしています。また短い期間だけ会社から出向に行ってる人たちは、外務省と同じように事なかれ主義なので、同じ日本人の中でもやっぱりそこに対立が生まれてしまうという。そういう中でも非常に苦労して、一生懸命私財をつぎ込んでやっていらっしゃる方がいるというのを、見てまいりました。

その辺りのこととですね、あと最後高橋先生に色々お聞きしたいんですけど、先ほど高橋先生のお話の中で、国連で3回反論の機会があった。私はよく存じております。特に今年の2月、本当に真実を杉山審議官が女子差別撤廃委員会で語られましたが、これは世界中が殆ど、マスコミは報じてないんです。あの日韓合意があった時は世界中のマスコミが、アメリカもカナダもヨーロッパもオーストラリアもアジアもですね、あの日本がとうとう軍の関与を認めて謝ったぞと。やっぱり日本はひどいことやってたんじゃないかって、世界中が騒いだわけです。世界中のマスコミが報じた。にも拘らず、2月の国連で正式な形で杉山審議官が発言した時は、全くこれ、世界中のマスコミが報じてないんです。報じないように外務省が手を回した、ということも判ってるんですけども。

その辺りのお話と、あと先ほどの制度改革のエドモンドソンという方が、実はこの、先ほどから私が言っています、逆に慰安婦を登録しようとしている wam とか、そういう人たちが最近活発に活動しているんですが、その人に招かれて反日の日本の集会にやってきて、シンポジウムでお話をされたりとかしたりしてるんですよね。そういう実態があります。だから、本当は公正を期して、ちゃんとその制度改革をやらないといけない人が、実は反日で慰安婦を登録したい日本人とつながってしまっている、という事実があるわけです。その辺り、一番詳しく高橋先生がご存じだと思いますので、それを含めて最後のお話をいただければと思います。

高橋 レイ・エドモンドソンさんのお話が出ましたが、この方は日本にやってきて、慰安婦の共同申請の団体と一緒に行事をやり、基調講演をしたんですね。その中で制度改革の議論をしているけれども、それは慰安婦の共同申請の審査には適用されないと発言をしたわけです。

それはいかにも不適切であります。つまりレフリー役である筈が、コーチ役になってしまっているわけですから。しかも、ソウルで開かれた3回の国際会議にも出席して、そしてそこで助言をし、リードしており、はっきり言えば癒着関係にあるわけですね。その癒着関係にある状況が変わらない限り、中々難しいというのが現実でございましょう。

もう一つ、外務省の問題がございました。これは2月16日に杉山審議官、現在外務次官でございしますが、外務次官がはっきりと事実を踏み込んで発言をしました。しかし、外務省は英語で発信しなかったわけです。それは日韓合意があるから、一応日本においては、ちゃんと発言しましたよと言いながら、恐らく韓国を意識して、英語では発信しないという配慮をしたんだろうと思うんですね。しかし、それは結果的には国際的な誤解を解くことが出来なかったわけですから。しかし、8月9日に、外務省のホームページに公開されました。今はもう公開されています。ですから、これまでの外務省の事なかれ主義的なものをなんとか超えようという動きがあるということは、お話をしておきたいと思います。

それからもう一つ私が今日、渡辺先生の話聞きながら思いましたのは、それから西岡先生の反日日本人と言ったのは私じゃないかと仰った話を受けましてね、私はこれまで「日日問題」と言ってきました。日韓問題、日中問題だけじゃない、日日問題だと。その原点は占領政策だと私は思ってるんですね。これは元々アメリカでGHQの資料を調べている時に、“friendly Japanese” というタイトルのペーパーがありました。どんな日本人が占領政策に友好的かを分析した文書です。それは戦争に反対し、日本の歴史文化伝統に批判的、そういう方たちをリストアップしたわけです。

そして最近、日米を含んで様々な歴史家論争が起きましたが、その出発点は歴研という団体が声明を出した。それを受ける形で、アメリカの学者たちが色々動いた。つまり原点は、日本の歴史学研究会の声明を受けて、外国、特にアメリカの学者たちが動き始めたわけですね。何故そのことを言いたいかというと、占領政策の中で占領軍はどういうことを考えたかと。ウォーギルト・インフォメーションプログラムを実行しました。ブラッドフォード・スミスという方が、このプログラムを実行

した作戦課長で、実際に陣頭指揮をとった方です。彼が「日本精神」という論文と、「日本 美と獣」という論文を1942年に発表しているんですね。私が注目しているのは、『菊と刀』という本を書いたベネディクトと、「美と獣」を書いたブラッドフォード・スミスの問題意識は共通しているんです。何かというと、美しいものを美しいと感じる、菊を愛でる日本人の美しい心を持ちながら、一方で南京虐殺をし、慰安婦を強制連行し、性奴隷にするという、そういう二面性が日本人にあるんだと。それをどういう風にレッテル張りしたかということ、「伝統的軍国主義」というキーワードを使ったんです。

ドイツは一時的にナチズムになった。だからそれを排除すればいい。しかし日本は、日本人が元々持っている精神的伝統、道徳心、あるいは国民精神そのものが病んでいると。それは伝統的に軍国主義なんだと。それをブラッドフォード・スミスは「日本精神」という論文の中で、日本の神話にまで遡りまして、お父さんが子供の首を切るという神話の物語に、日本の南京虐殺の予言があるというような主旨のことを書いている。これは象徴的な事例なんですけどね。

『菊と刀』について、山折哲雄さんはこう分析しました。ルース・ベネディクトは重心を低くして、獲物に狙いを定めていた。その獲物は何かということ、日本の伝統的な精神、国民精神、道徳精神ですね。それが病んでいるんだというレッテル張り、日本の伝統的精神が軍国主義なんだというレッテル張りをしたのです。そのことが、実は日本人の自信喪失につながっていったと私は思っているわけですが、その影響というのは計り知れないものがあると思っています。そしてもっと衝撃的なのは、ウォーギルト・インフォメーションプログラムについて、今、中国共産党が一所懸命研究しているそうです。その中国共産党の、毛沢東の軍隊の八路軍の日本捕虜洗脳教育、これは大成功したんです。ここにヒントを得て始まったのが、ウォーギルト・インフォメーションプログラムだということも判っています。

西岡 中国が先なんですか。

高橋 先なんです。例えば、頭山満の直弟子がいました。その方が、洗脳教育ですっかり変りました。なぜ変ったかということ、捕虜になったら辛く当られると思っていたわけですね。ところが、あなた方と私たちは同志だと。敵は日本の国家、或いは軍人、或いは政治家。一緒に我々人民が共闘して、それを倒しましょうと。つまり、国家と国民を乖離させるというのが、ウォーギルト・インフォメーションプログラムですから、その洗脳が見事に成功して、多くの日本人の戦犯が供述書を書いていますよね。前回の南京虐殺の登録の資料の中にも、千人の戦犯日本人の証言が挙がっています。なぜ千人もの、こんなに虐殺をしたという証言が出てきているのか。それは見事な洗脳教育の結果であります。

そういうことが中国の八路軍の日本人捕虜洗脳教育から来て、ウォーギルト・インフォメーションプログラムになってきているという歴史的な経緯、これも明らかでございませう。現在そのことを、中国は一生懸命研究している。今日本の左翼の学者たちは、ウォーギルト・インフォメーションプログラムなんて昔の話で、今の日本には全

然影響ない指摘しています。まったく解っていない。今日西岡先生や渡辺先生が詳しく仰ったように、一つの基本的な構図として歴史認識が出来上がってしまっているわけですね。単なる歴史認識の違いじゃない。歴史認識問題という、日本独特の病があるわけです。

今回の、慰安婦の共同申請で大変注目したのは、こういう文章なんですね。「申請が日本の名誉を傷つけるものであると誤解して、申請に反対する者もいる」と。「我々の意図は日本を非難することではない。歴史、人権、平和について、人道意識のために人々を啓発することにある」と書かれているんです。何が日本の名誉を傷つけるのか、何が日本を非難することになるのか、ということが解っていない。私は是非、共同でシンポジウムをやったらいいいと思いますね。申請をした人たちと私たちと。「新しい教科書をつくる会」の副会長の頃、南京虐殺について大虐殺派と幻派と中間派でシンポジウムをやろうと計画したことがあります。中間派に「なぜ数万の虐殺ということを仰いますか」と聞いたら、「神のみぞ知る」と仰った。虐殺派は参加しませんでした。

私が東京都の男女共同参画の審議会の委員になる時、800人ほど反対しました。第一次安倍政権で男女共同参画会議の議員になるという時に、私になるなら全員やめると言ったと聞きました。全員辞めていただいたらよかったんですけども、私は800人の反対があった時に、公開質問状を出しました。一対一で議論をするなら、上野千鶴子さんという方を指名しますと。二対二なら私は、長谷川三千子という人を入れて、そちらも二人選んでください。三対三なら林道義という方を加えて討論したい。場所と時間はどうぞ決めてくださいと言って任せましたが、絶対に乗ってきませんでした。

「反日日本人」と私たちが言っている言葉は、その人たちは嫌いな筈なんですね。その人たちときちっと議論する必要があるんじゃないか、というふうに思っています。そういう問題提起をさせていただいて、終わります。(拍手)

【質疑応答】

A (質問者)

どうもありがとうございました。80年代に歴史問題にどうしてなったかということで、渡辺先生が教科書の問題を取り上げられましたが、私は背景として、80年代というのは日本が豊かで戦争もしない。負けた国なのに、非常に豊かになった時だった。そうするとアメリカは、勝ったのになんで日本はこんなに豊かなんだと。それからずっと共産主義を信奉しておった人は、共産主義がいいのに、なんで日本はこんな豊かになったんだ。中国も韓国もみんな、なんで日本がこんなに恵まれているんだという嫉妬心から、これを責めてお金をせびろうという魂胆が働いたと思うんですね。

日本側は、やくざが来ると、金持ちですから「金持ち喧嘩せず」で、お金払ってまあまあと言う風に収めたのが失敗の一番の元で、やはり日本の戦後の豊かさ、これが大きな原因だったのではないかと思うんですが、如何でしょうか。どなたか。

西岡 先ほども言いましたように、80年代には韓国の全斗煥政権も、それから中国の鄧小平政権も日本の経済協力を狙ってたわけです。それに、反日日本人が提供した嘘を利用したというのは間違いないと思うんです。但し、経済協力は日本人としてそういう枠組みになったんで、そのことが嫉妬だと考えるのはちょっと行き過ぎではないかと思いますけど。経済協力をなるべく有利にしようと思うのに、日本側がゴールを動かしたから、向うに使われてしまったということではないかなと思います。但し、その結果間違った認識が国内に広がった結果、韓国も中国も悪影響を受けていて、韓国は今の状況になったし、中国も正しい自国の歴史を認識できないということは、自国に跳ね返ってくると私は思います。

B(質問者)

どうも有難うございました。近隣諸国条項というものが出来てるんですけども、教科書検定で近隣諸国条項を廃止することは出来ないんでしょうかね。我々の子供とか孫とかが学んでいる殆どの教科書は、東京書籍とか、反日的なことを一杯書いて検定を通っているわけですけど、その辺のところを何とかする方法はないものなのかと思ってるんですけど、如何でしょうか。

高橋 私は自衛隊の幹部学校なんかでよく講演するんですが、そこには韓国から、今の大統領の警備責任者なんかをしているような方が来ております。私、いつも教科書問題の話をします。あなた方は安重根を英雄として扱っています。そのことに私は何の抗議もしません。それはあなた方が韓国の国民としての誇り、愛国心というものを育てるためだから、義務教育の段階はお互いに自国を大事にするということを尊重し合いましょうと。でも、統一の教科書を作ることは出来ません。富士山を見る時に、神奈川県と静岡県で見え方が違うわけで、同じ教科書は出来ません。教科書は本来、内政干渉をすべきではないんです。義務教育の段階では、お互いに自国を尊重するということを大事にしましょうということを宣言をして、教科書検定の近隣諸国条項というのは、あくまでも誤った、誤報から始まった話ですから、それは私は本来廃止すべきだと思います。

西岡 この間、藤岡信勝先生に伺ったところ、教科書検定の現場で、最近では近隣諸国条項を理由にして原稿の改訂を求められたことはないと言っていました。近隣諸国条項が出来た直後は、当時韓国政府と中国政府がこれだけは許せないと言われていた項目があるんですが、それについて検定意見をにつけないという運用をされてたんですね。最近はその項目についても意見をつけている。ですから、運用の仕方は色々あって、特に安倍政権になってからの運用の仕方は、かなり変って来ているということも明らかになっています。

高橋 近隣諸国条項そのものは、アジアの近隣諸国に配慮するということです。日本青年会議所が高校生の調査をして、領土領海を正解できたのは一割いなかったわけで

す。つまり、尖閣諸島については中国の立場も教えますし、竹島については韓国の立場も教える。両方が両論併記で書かれると、日本の高校生には領土領海についての歴史的事実が解らない、という現実があったわけですね。

しかし、アジアの近隣諸国に配慮するということで先ほど申し上げたのは、まず自国の立場を義務教育段階は尊重するということをお互いに尊重しあいましょうと。そして自国の立場をきちっと説明をするという教科書をお互いに作りましょうと。それが尊重するということになるわけで、ですから近隣諸国に配慮するということを廃止するのは、あまりにも厳しすぎるとすれば、今申し上げた日本の立場は日本の立場で尊重して、韓国中国それぞれの立場で義務教育段階は尊重する。お互いにそれを尊重しあいましょう、という風に確認すればいいんじゃないか、と私は思います。

杉田 もしも廃止となれば、これを廃止するという政治家を一人でも多く当選させることですよね。だから河野談話だって、河野談話がおかしいと思っている政治家が多かった時は、これを一生懸命やって、政府に検証させるところまでは行けたわけですよ。その後は解散になってしまって、廃止のところまでは結局行かなかったんですけども、今この何百人もいる国会議員の中で近隣諸国条項、多分知っている人が殆どいないんじゃないかという現状の中では、なかなか廃止に行かない。そこのところの勢力図を塗り替えていかないと、政治的には廃止っていう、先ほど先生方が仰った、教科書とかの上では色々配慮してということは出来ますが、政治的な廃止というのは、やっぱりそういう正しい歴史認識を持った政治家を一人でも多く増やさないことには、前に進まないんじゃないかと思います。

C(質問者)

今日のキーワードとして出て来たのが1980年代、そして反日日本人という言葉だったと思うんですけども、反日日本人て本当に日本人なんですか。(中略)それとも左翼が在日韓国・朝鮮人と一緒に活動しているのか。そこのところを、私は区別すべきだと思っています。

渡辺 反日的日本人こそが、日本人なんです。日本人の、特に指導層の中には、わが内なるGHQ史観、東京裁判史観というものがある。それはどういうことかって言いますと、こういうことなんです。

先ほど杉田さんがそういう質問をしてくださったんですけども、これは日本人の気質、そういうものを受け入れる日本人のセンチメントに問題があるんじゃないかというお答えをしましたけれども、一面そうです。特に戦後日本的なセンチメントに、大いに関係があるということです。私はさっき左翼マルキストの問題を提起致しましたけれども、マルキストではないごく普通の日本人が、そのことを当り前のように受け入れていたという、そのことが問題なんじゃないかな。

この間、話が飛びますけれども、一週間ぐらい前でしょうか、藤原ていさんがお亡くなりになりましたね。ご承知のことと思いますが、『流れる星は生きている』という、中国の東北三省からの家族を救った逃避行の物語ですよ。実は、自分の経

験を少し言いますと、うちの親父は鞍山^{アンシャン}、鉄の町ですね。そこで商売をしていました。それで商売が軌道に乗ったんで、家族全員こっちへ来いということになりました。父は単身で赴任していたんですけれども、仕事が軌道に乗ったんで我々が行こうとして準備している時に戦争が終って、私は中国人孤児にならずに済んだ、ということなんですけれども。

親父は単身、日本に帰ってくるんですが、釜山^{プサン}を経て、二年かかって帰ってきてるんですね。何故そんなことを言っているかという、私は自分史を書く機会があって、親父のことを書こうとしたんですけど、気が付いてみたら何も知らないんですよ。兄貴なら知ってるだろうと思って聞いたんですけれども、全然親父からその二年間のことを聞かなかったと言うんです。何を言いたいかという、我々の心の中に、戦前期にアジアを侵略して、暴虐の限りを尽したんだから、親父の苦勞、抑留者の苦勞なんかは当然だと、そう思うことによって、何かの心のバランス感覚を取ろうと、私どもだけでなく普通の人はやってたんじゃないか。そういう、我が内なるGHQ史観というか、東京裁判史観というか、そういうものがあつた。そういうことで心の平衡を保っていた、私はそういう可能性があると思うんです。

ですから、さっきはエスタブリッシュメントの中に左翼マルキスト思想が埋め込まれてきたことが問題なんだと言いましたけれども、彼らの意見が国民に幅広く拡散していった要因があるということを自覚すべきでしょうね。だから私は反日的日本人、一部の反日的日本人を取り上げて、それを俎上に上げるだけでは問題は解決しない。わが内なる何者かを洗い流すという仕事も大いに大事だというふうに思います。反日的日本人は、紛れもない日本人だというのが私の答えです。

西岡 私は韓国・朝鮮問題専門家で、在日韓国人・朝鮮人の友人が沢山います。

南京問題、日中問題については解りませんが、慰安婦問題、教科書問題に限って言うと、材料を提供したのは日本人です。在日韓国人の中には大きく分けて二種類あって、韓国的な文化をなんとか保とうとしている人と、日本に殆ど同化している人がいる。後者にも二種類がある。朝日新聞を読んで反日日本人に同化している人と、そうじゃなくて普通の日本人に同化している大多数の人がいる。例えば、在日韓国人の中の差別反対運動をしている人たちで、卒業式に日の丸を飾ることを反対する人たちがいるんですね。でも韓国に行くと、韓国には日の丸が飾ってあります。ですから日の丸反対を言う在日韓国人は、本当の韓国人とはまったく異なる思考方式を持っている。日本の反日日本人に同化しているのです。

私は1983年に中曽根総理大臣がソウルを訪問した時に、ちょうど専門調査員でソウルにある日本大使館に勤めていたんで覚えている。街中に日の丸が飾られていました。しかし、韓国の旗と対等に二つ。その時は、旧朝鮮総督府の建物が残ってたのですね。旧朝鮮総督府の建物に、日の丸が揚ったんです。でも、韓国の旗と対等に掲揚された。つまり韓国からすると、日本の統治時代は日の丸を自分たちの国旗として掲揚させられたが、そのときは日本の国旗を外国の国旗として扱えたということです。それが独立したということでした。外国の国旗を尊重するという常識が、韓国にあった訳です。私は韓国留学時代、韓国の友達に、「おまえんち日の丸ないのか、愛

国心ないな」と言われましたから。

しかし、日の丸反対を言う在日韓国人は、そういう常識がないのです。日本の朝日新聞を読んでいるから、日の丸は悪い。そういう日本人に同化しちゃってるんで、それは正に日本の反日が作った反日在日韓国人の反日運動で、韓国に行くとそういう考え方は全然ないです。最近それがまた、先ほど言ったように、日本発で韓国に広まってしまって、困ったもんだなと思っていますが、そもそも在日韓国人は60万人で、1億2千万人のうち0.5%ですから、それに我々が影響を与えられていたとしたらなんと情けない日本人か、ということになると思います。

D (質問者)

ここにおられる方は多くは、東京裁判史観であるとか戦後のGHQの洗脳放送であるとか、その辺りはかなり認識されている方が多いんだろうと思うんですけども、最も聞きたかったのは、今でもエスタブリッシュメントは反日の人が多いという状況の中で、例えば蓮舫議員が今回の選挙で百何十万票も取ったという現実があって、左翼がとか、リベラルがとか、色々言い方はありますけれども、現実是我々が認識しているような社会ではないというのが実態なんだなと。

そういう私は、ユーチューブであるとかインターネット、いろんなところで、或いは本で理解したことを自分の家族に話しても、なかなか聞いてもらえないというのが現実なんです。ただ、皆様有識者の方から見ると、今マスコミが問題だし、外務省も問題だし、国連も問題だし、いろんな問題点が一杯あると思うんですけど、どういうところから一般の人が取り組めるのかというのを示唆していただくと励みになるんですけど、その辺のことをちょっとお願いしたいと思います。

高橋 是非、歴史認識問題研究会の会員になっていただきたい。(笑)

私は、日本人の精神的劣化というのは世代を超えて起きてると思っております。私は66歳ですけども、65歳以上の万引きが三割を超えて、十代の万引きよりも多いんですね。定年退職した後、どう生きるかという根本問題がある。

どう自分に向き合って生きていけばよいかわからなかったと述べた清原問題は、清原個人の問題じゃなくて、私は日本人全体の問題だと思っております。日本を取り戻すと何度も言われますが、取り戻す日本て何なんだと。それをお爺ちゃん、お婆ちゃんの世代、私も団塊の世代の走りですけども、自信を失った世代から私たちは教育を受けました。この私たちの世代は、自信を持って伝えることが何もなく。その親の世代、そしてその子供の世代、という三世代続いている問題が背景にある。

ですから、まず身近なところから、取り戻す日本て何なんだ。私は日本人の生き方だと思っているんですが、日本人がどういう姿勢で生きてきたのか、その生き方を取り戻す。身近なところから、そういうことを始める以外にないんじゃないかと思います。歴史をしっかりと実証的に見つめる中で、研究会もこれから定期的にやっていますし、論文集もどんどん出していきますので、今笑いが起きましたけれども、是非研究会の会員になっていただいて、一緒にこの問題を考えていければと思います。宜しくお願い致します。(拍手)

杉田 すみません。今の質問で最後になってしまうんですが、私から先ほどの質問に対する回答を、一言だけ申し上げたいと思います。

国連に行った時に私は、これは欠席裁判だと思いました。今まで私たちが声を上げていないところで、左翼にいいようにされてたわけです。この間私、初めてテレビに出させていただきました。「朝まで生テレビ」という番組でしたが、テレビも欠席裁判だと思いました。私たちがいない間に、本当にそういう反対側の考え方を持った人たちにいいようにされて、その情報が垂れ流しにされていた。それをどうしていけばいいのかということは、やっぱり私たちが出ていかないといけない。国連側の委員会の場に行ってるのが、左翼のNGOばかり。でも、私たちが知ってる団体は実はNGOで、皆、国連のステイタスを持ってるんですよ。ピースボートも持ってる。新日本婦人の会も持ってる。日弁連も持ってる。

でも、私たちが知ってる保守系の、いろんな団体がありますけど、国連に出て行って発言する団体で、一つもないんですよ。

西岡 我々家族会・救う会は、国連人権理事会で20年前から活動してきました。やれば出来るのです。

杉田 救う会はそうですね。そういうふうなところが半々にならないと、やっぱり駄目だと思いますし、テレビの問題に関しては、そんなコメンテーターを出してる番組があったら、もう高橋先生とか、西岡先生とか、渡辺先生とか、もしくは杉田水脈をコメンテーターに出せと（拍手）。皆さんがテレビ局に電話やメールを、少しでも多く出していただくことが、まず我々が出来ることじゃないかということと、もう一つ、今日ご出席をいただいた方は、皆さん必ずアンケートを書いていただけますでしょうか。

この歴史認識問題研究会も、また更なる活動を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。本日は最後までご清聴下さり、有難うございました。（拍手）

特集 2

中国との歴史戦

論文

中国人と誣告—歴史問題化の手法

北村 稔（立命館大学名誉教授）

はじめに

誣告とは故意に事実を偽って告げることであり、特に他人を罪に陥れるために告訴することをいう。刑法では誣告は虚偽告訴罪として処罰され、告訴でなくても他人の処罰を求めての申告も、虚偽告訴罪となりうる。

中国人が日中関係史上の種々の出来事を歴史問題化させる基本的手法は、誣告だと捉えると納得がいく。嘘の告発で自分たちの正当性を言い募り、他方で敵（日本）を非道で正義に背く存在だと貶めるのである。ちなみに中国人の誣告は、多くの場合は反日的日本人とのコラボとして出現する。昨今かまびすしい中国人慰安婦問題は、その典型である^{注1}。

筆者は別冊『正論』26（平成28年3月）に、「＜南京＞遺産登録に見える中国の病理、誣告の横行＜谷寿夫死刑判決書＞」を発表し、南京事件を取り巻く誣告の実態と今日まで続くその連鎖に焦点を絞り、誣告を出現させる中国社会の病理を解剖した^{注2}。

本稿では日中関係史に留まらない各種の歴史事象を分析対象に取り上げ、歴史問題を立ち上げる中国人の手法を分析する。

＊ 中国人が中国人を誣告する

中国人自身が記述する中国近現代史においても、誣告は頻繁に出現する。

日本でも20万部近く売れた、ユン・チアン（Jung Chang）・ジョン・ハリデイ（Jhon Halliday）共著の『マオ 誰も知らなかった毛沢東』（土屋京子訳、講談社、2006年11月。以下、『マオ』と略記）という書物がある。原書のMAO: The Unknown Storyは、2006年6月にロンドン、ニューヨーク、トロントで同時に刊行された。

『マオ』は、毛沢東を残酷非道な人間として徹底的に貶めることを目的とした書物であるが、執筆の根底には、中国共産党員であった愛する父親を文化大革命で廃人にされたことへの、著者ユン・チアンの深い怨念が存在する。この怨念につき動かされたユン・チアンは、文化大革命を発動した毛沢東を、その人生の出発点から利己的で残忍であり不道德な性格の持ち主であったと誣告し、さらにこの毛沢東の性格が文化大革命を含む中国近代史上の種々の悲惨な事件を出現させたのだという観点から歴史を脚色し、従来の常識を覆す「種々の歴史事件の真相」を提示する。毛沢東の個人的性格が中国史全体に悲劇をもたらしたという観点は、毛沢東が歴史の行方を左右する皇帝的権力を持っていた事の承認である。

筆者（北村）は2008年に、「ユン・チアン『マオ 誰も知らなかった毛沢東』を読み解

く—中国人の特異な歴史認識の正体—」と題する文章を発表した³³。この文章は『マオ』の書評であるが、副題に示される〈特異な歴史認識〉という表現からは、筆者（北村）が未だこの時点では、中国人による歴史問題化を誣告だと明確に把握していなかったことを示す。

ユン・チアンが行う毛沢東の人格への攻撃と、毛沢東の人格に基づく歴史事件への〈新解釈〉は、巧みに仕組まれた誣告であり、別の角度からみれば歴史への過度の脚色である。

『マオ』が、毛沢東の人格への誣告の基礎に据えるのは、1918年当時、湖南第一師範学校で学んでいた24歳の毛沢東が教科書であるドイツ人哲学者のフリードリッヒ・パウルゼン『倫理学体系』（中国語訳本、原書名はSystem der Ethik）の行間に、注釈として書き込んだ個人的な見解である。

『マオ』には、次のように述べられている（日本語版上巻、35-6頁）。

「・・・この注釈（書き込み—北村）には、毛沢東の人格の中心的要素が表れており、その後の六十年の人生において、変わることなく毛沢東の統治を特徴づけることになった。毛沢東の倫理観の核心はただひとつ、〈我〉があらゆるものに優先するという概念だ。・・・毛沢東は自分に個人的利益をもたらすもの以外は、いっさい何も信じなかった。・・・自分の衝動と軋轢を生じる場合には、良心など顧みる必要もない、と書いている。・・・毛沢東の倫理観は、絶対的な自己中心性と無責任が中核をなしていた。・・・毛沢東の人格において、もう一つ明らかに見えてきた要素は、動乱と破壊に対する嗜好である。・・・毛沢東は死に対してさえ無頓着な姿勢を表明している。・・・二四歳の毛沢東がはっきり表明したこれらの見解は、生涯を通じて毛沢東思想の核心に存在し続けた」。

ユン・チアンは、毛沢東が以上のような個性の持ち主であったがゆえに、毛沢東の最初の妻の楊開慧に対する冷酷な仕打ちが発生したのであり（楊開慧は毛沢東との間に二児を設けたが、毛沢東のゲリラ活動中の1930年に故郷の長砂で地方軍閥により銃殺された—北村）、日中戦争では他の共産党員の意見に反してでも勢力温存のために日本軍と戦わなかったのである（ゲリラ戦闘の基本戦術は、「敵進めば我引く」すなわち「強敵と正面からはぶつからない」ことであった—北村）、という。さらにその冷酷残忍な性格ゆえに大躍進政策や文化大革命で人命をもてあそぶかのような大混乱がもたらされ、その結果として数千万人に及ぶ膨大な犠牲者が出現したのであり、核技術をソ連から買うためには、国民の飢餓を顧みない食糧輸出も平気だったのだ、と³⁴。

『倫理学体系』に書き込まれた毛沢東の注釈は、原文で読むことができる³⁵。

ちなみに毛沢東が「注釈」を書いた当時の中国では、青年知識人の多くが、宗法制度（宗族内の規律・規則）を支える儒教倫理が個人の人格を押しつぶしていると考えていた。文学者の魯迅が雑誌『新青年』に「狂人日記」を書き、儒教倫理は〈人を食う封建道徳だ〉と攻撃したのは、毛沢東が注釈を書いた同じ年の1918年である。このような背景のもとで考えれば、毛沢東が宣言した〈我〉の絶対的肯定とは「個人の尊厳」への叫びであり、『マオ』のいう単なる「利己主義」の絶対的肯定ではない。『マオ』は、毛沢東のこの部分の文意を改竄している。『マオ』（上巻、36頁）で、「・・・この世界には人間がおり

物事があるが、全ては＜我＞の為にある」と訳される原文は、為我（＜我＞の為）ではなく、因我（＜我＞による＝私という存在に基づく）なのである。存在の根本は自分であるというアイデンティティーの確認であり、すべての存在は自分のためにあるという「利己的」な意味ではない。（原書の英語版ではonly for meと翻訳されている）、

同様に『マオ』が批判する＜毛沢東の動乱と破壊に対する嗜好や死に対する無頓着＞も、中国語原文の内容は、「乱世を好むものではないが」ということわりを付けた上での、毛沢東による死と生の循環に対する哲学的感慨である。

ユン・チアンの手口は、文章の一部だけを切り取って文意を歪める「断章取義」の典型である。

＊ 日中関係史の記述に時事問題を流し込む手法

次に本題の日中関係史に戻り、日本でも有名になったラーベの日記を取り上げてみたい。ラーベはドイツのシーメンス社の代表者として1931年から南京に滞在し、日中戦争の勃発時から日本軍の南京占領中を通じ南京に留まっていた人物である。筆者は2008年にPHP研究所から中国人の友人である林思雲氏との共著で、『日中戦争－戦争を望んだ中国、望まなかった日本』を刊行した。執筆に際しては全体の構成を北村が作成し、章単位で執筆部分を定め、林氏の中国語原文を筆者が日本語に翻訳して全体の記述を統合した。

ちなみに林氏の担当部分には、ラーベ日記（1937年11月9日）の中国語訳（江蘇教育出版社、1997年）からの引用部分として、以下の文面が存在する。

「私の判断では、日本軍の陸路による進軍は間違いなく容易ではない。ヒンデンプルクライン（ドイツ軍が第一次世界大戦中に西部戦線に構築していた要塞群を中心とする防衛線―北村注）のような戦線を突破しなければならず（中国側は上海・南京間にドイツ軍事顧問の指導で強固な防衛陣地を建設していた―北村注）、人員の重大な死傷をみるであろう。水路を征服するのもそんなに容易ではない。少なくとも揚子江の水雷封鎖を一掃しなければならず、江陰付近の要塞を破壊しなければならない。日本軍は大規模に毒ガスを使うことによってのみ南京を攻略できるといわれているが、日本人は実際にそのようにやるだろう」。

そしてこれに続く地の文章で林氏は、「しかし実際には、日本軍は毒ガスを使うこともなく、・・・わずか一か月で首都の南京を占領したのである」と記述していた。北村は何の疑いもなく、林氏の記述するラーベの日記の中国語訳を日本語に置き換えたのであるが、この部分にはすさまじい誣告の存在することが明らかになる。経緯は以下のとおりである。

『日中戦争－戦争を望んだ中国、望まなかった日本』は、数年後に茂木弘道氏が事務局長を務める「史実を世界に発信する会」により英訳されることになり^{注6}、北村は英訳担当のアメリカ人のプレナー女史（Connie Prener）が作成し、茂木氏を経由して送られてくる英訳原稿を十数回にわたり校閲した。ちなみにプレナー女史の英訳は素晴らしく、こ

んなに日本語を深く理解するアメリカ人がいるのかと舌を巻いた。そして何回目かの原稿校閲のさいプレナー女史が、ラーベ日記の英語版(*The good man of Nanking*, 1998)には毒ガス云々の記述は無いと知らせてきた。北村は早速に手元にあったラーベ日記の日本語版(『南京の真実』、1997年)を調べると、毒ガス云々の記述はない。英語版と日本語版がドイツ語版ラーベ日記(1996)を翻訳したことを考えれば、中国語版の翻訳者がドイツ原文にない脚色(誣告である)を行ったと考えざるを得なかった。

このたび筆者は本稿の執筆にあたり、立命館大学図書館が所蔵するドイツ語版原典の記述を、プレナー女史が依拠した英語版と対照した。そして以下の事実を確認した。すなわち英語版はドイツ語版を逐語訳的に訳出している事、更にはあろうことか、ドイツ語版原文には中国語版(1997年)に出現する1937年11月9日の記述そのものが存在しないのである(前日の8日と翌日の10日の記述はある)。

毒ガス云々を11月9日のドイツ語原文の記述に書き込んだのではなく、ラーベ日記には存在しない11月9日の記述をまるまる捏造したのである。

ちなみにこの重大な捏造については、プレナー女史の指摘に基づき英語版と日本語版を調べた際に気付くはずであった。しかし当時は毒ガスの記述のみに執着しており、まさか日記の中に新たな日付を捏造するなどとは考えも及ばず、「心ここに在らざれば視れども見えず」の言葉どおり、見逃してしまったのである。中国人の誣告のすさまじさを、認識していなかったのである。

この誣告の背景について、筆者(北村)は以下のように考える。中国語版の刊行に先立つ1993年には、多国間で化学兵器廃棄条約が調印され1997年に発効した。このあと日本は、中国に遺棄されていた化学兵器の廃棄事業を中国との協力のもとに展開する。ちなみに1996年の時点で、NHKが遺棄された化学兵器に関する中国現地取材を行っていた。この辺りの状況を踏まえ、歴史問題化への翼賛として中国側が毒ガス云々の記述を捏造したと思われる。

＊ 蔣介石への誣告—上海クーデター

中国共産党が編纂する歴史にとどまらず、日本の中国近現代史研究においても蔣介石が共産党員を虐殺したと記述される「上海クーデター」とは、概ね以下のような内容である。＜第一次国共合作(1924-27年)中の1926年7月に、蔣介石は国民革命軍総司令として広州を出発し、北京占領を目指して北伐を遂行していた。しかしその途上で、対立が高まっていた共産党員たちの粛清を決意し、国民革命軍が占領した直後の上海で、1927年4月12日に多数の共産党員を逮捕し処刑した＞。

筆者(北村)は二十年あまり、第一次国共合作の研究にたずさわり、『第一次国共合作の研究—現代中国を形成した二大勢力の出現』(岩波書店、1998年)を刊行した。使用した資料は多岐にわたり、国共合作の仲立ちをしたソ連側からの資料や、国民党が1995年になり公開した当時の会議資料などが含まれるが、共産党側の資料に関して言えば、中国国内で思想自由化が急速度で進行していた1980年代に刊行されたものが中心である。これらの資料では、中国が台湾との接近を試みる最大の障害となっていた「上海クーデター」に対して、正面からの否定ではないが当時の種々の「事実」を提示することによ

り、その不存在を暗示しようとする夥しい記述が出現していた。たとえば、従来から蒋介石の「上海クーデター」の象徴的場面として掲げられてきた「共産党員が斬首される処刑写真」は、北伐軍に対抗して上海を占領していた孫伝芳配下の兵士たちが、蒋介石の北伐軍の上海接近を知らせるビラをまいた労働者たちを逮捕して処刑した写真であることなどが、理解されるのである。

たしかにこのあと上海を占領した蒋介石軍は4月12日に共産党員たちを一時的に拘束したが、処刑などは程遠いはなしであった。そして蒋介石は4月18日に国民政府所在地を広州から南京に移転させたが、南京国民政府の成立式典にはソ連政府の代表が出席し、蒋介石には国共合作を一方的に破棄する心づもりは、この時点では存在しなかった。この間の詳細な経緯は拙著をお読みいただくしかないが、蒋介石の「上海クーデター」で発生したとされる共産党員の処刑は誣告である。後の日本軍による南京占領に際して「大虐殺」が発生したという中国側の誣告と同質の構造を持っている。ちなみに日本軍の南京占領に際して「大虐殺」が発生したという誣告は、蒋介石の率いる国民党が仕組んだものである。

おわりに

以上のような誣告を出現させる中国人の精神的背景については、冒頭に掲げた『正論』の原稿に加えて、『月刊HANADA』の2006年10月号に掲載された拙稿「中国人の異常な精神構造」を参照していただきたい。中国の著名な哲学者である李澤厚の研究をベースにして、中国人の精神世界を解剖したものである。そして、主観的願望（自分たちの倫理観）と客観的事実とを一体化させようとする朱子学の基本原理が、誣告を促すという結論にたどり着いた。

朱子学という性即理とは、人間の＜本性＞と客観世界を律する＜理＞が一体化していることを宣言する言葉である。言い換えれば、自分たちの主観意識に対して無条件の客観性が与えられたのであり、朱子学により中国人は究極の「自己中」を実現させることになった。したがって中国人にとって、「誣告すること」は「他人を罪に陥れるために嘘をつく罪―虚偽申告罪を犯すこと」ではなく、性即理への確信を基礎に、自分たちの主観的願望を実現するために、その願望を客観的事実だと言い募ることなのである。したがって主観的願望が変化すれば、誣告は簡単に取り下げられるか、修正される。蒋介石「上海クーデター」に対する中国側の対応の変化が、それを物語る。

注

注1 北村稔「中国人慰安婦問題の虚構を暴く」（『日本』平成29年6月号）参照。

注2 黒竜江大学の『北方法学』に掲載された姚志偉「十告九誣・清代誣告盛行之剖析」（＜十件の告訴のうち九件は誣告・清代の誣告盛行の解剖分析＞）を援用した。この論文は中国人自身が執筆し、誣告の蔓延を十七世紀以来の歴史的背景と社会的背景のもとに論じており、中国人の立ち上げる歴史問題化の手法を把握するうえで多くの示唆に富む。但しその分析は、誣告を生み出す中国人の精神世界にまでは及んでいない。

注3 『吉田富夫先生退休記念中國學論集』（汲古書院）、所収。

注4 大躍進政策は、毛沢東が1958年から61年まで主導した農業と工業の大増産運動。大量の餓死

者をだす大失敗に終わり、責任を取った毛沢東は国家主席の地位を劉少奇に譲った。しかしこのあと毛沢東は、1966年から劉少奇打倒の文化大革命を発動した。農民の飢餓を顧みない食糧輸出の実態は、北村稔『中国の正体』（PHP文庫、2015年）第四章＜幸福になれない中国人＞を参照。

注5 「倫理学原理批語」（毛沢東文献資料研究会編・竹内実監修『毛沢東集』補巻九、蒼蒼社、1985年）。

注6 *The reluctant combatant : Japan and the Second Sino-Japanese War* by Kitamura Minoru and Lin Siyun ; translated by Connie Prener, University Press of America, c2014

論文

ファシズム概念と歴史戦

島田 洋一（福井県立大学教授）

中国の「世界ファシズム戦争」論

昭和戦前期、特に満州事変（1931年）以降の日本は「ファシズム国家」だったのか。この問いは、国際政治およびその反映としての国内政治において、近年新たな重要性を帯びるに至っている。その主要因は、中国共産党政権が展開する「歴史戦」にある。

中国の公式見解によれば、第二次世界大戦は日独伊という「邪悪、闇、反動」を体現するファシズム勢力の侵略に、中ソ米英ら「正義、光、進歩」を体現する勢力が立ち向かった「世界反ファシズム戦争」ということになる。

2015年9月3日、北京で、軍事パレードを伴って大々的に举行された「反ファシスト戦争勝利70周年記念」式典における習近平中国国家主席の演説から、主要箇所を引いておこう。同主席の傍らには、プーチン・ロシア大統領、朴槿恵韓国大統領、潘基文国連事務総長らが立っていた。

「中国人民の抗日戦争と世界の反ファシズム戦争は、正義と邪悪、光と闇、進歩と反動の大決戦だった。この惨烈な戦争中、中国人民の抗日戦争は最も早い時期に始まり、最も長く続いた。……この偉大な勝利は、日本の軍国主義の中国を植民地とし、奴隷のように酷使しようというたくらみを徹底的に粉碎し、近代以来、外からの侵略に対する戦いで連戦連敗だった民族の恥辱をすすいだ。……あの戦争中、中国人民は多大な民族の犠牲を以て、世界の反ファシズム戦争の東方の主戦場を支え、反ファシズム戦争勝利のために大きな貢献を果たした。……その中で、中国人の死傷者は3500万人を超えた。旧ソ連の死者は2700万人を超えた。……中華民族は一貫して平和を愛してきた。発展がどこまで至ろうとも、中国は永遠に覇権を唱えない。永遠に領土を拡張しようとはしない。永遠に自らがかつて経験した悲惨な境遇を他の民族に押しつけたりはしない」^①

ここにはいくつもの誇張や歪曲、そしてむしろ中国自身の自画像と言うべき部分がある。

まず二点、指摘しておきたい。

第一に、犠牲者の多い順に20世紀の三大殺人者を挙げると、一位毛沢東、二位スターリン、三位ヒトラーとなる。前二者は外国人以上に自国民をより多く死に至らしめた点に大きな特徴がある。言い換えれば、スターリンと毛沢東は、その対内政策に関する限り、ヒトラー以上に広範囲に亘って非人道的だった。

ヒトラーは、誰もが安心して非難できる最も「派手な」悪役であるものの、権勢を振

るった期間が短かった分（約12年間）、前二者よりも犠牲者数は少ない（もちろんその事実が、何らヒトラーの罪を減じるものではない）。

第二に、第二次世界大戦は、通常、1939年9月1日のドイツ軍によるポーランド侵攻で始まったとされるが、9月17日のソ連軍によるポーランド侵攻もワンセットで捉えられねばならない。独ソ不可侵条約（同年8月23日締結）の秘密議定書において、独ソによる東西からのポーランド分割が合意されていたからである。攻撃的な同盟を組んで大戦を引き寄せた勢力があったとすれば、それはドイツとソ連であった。

なお、この時期までのアメリカでは、ナチスを「ブラウン・ボルシェビズム」（褐色共産主義）、ソ連を「レッド・ファシズム」（赤色ファシズム）と呼ぶなど、ドイツとソ連を同一次元の存在として取り上げる議論が盛んであった。その様相が一変したのが、ドイツの電撃戦成功（パリ陥落）を受けてその3か月後、1940年9月27日に調印された日独伊三国同盟であった。以後、ドイツと日本（そして付随的パートナーとしてイタリア）を危険なファシズム勢力として一括して捉える傾向が強まっていく。

当時の米国における知日派の代表と言うべきジョゼフ・グルー駐日大使も、「ドイツの軍事マシーンとシステム、輝かしい成功が、強いワインのごとく日本の頭を参らせたようだ」と事態を嘆じる電報を本国に送っている。^②

「現に欧州戦争または日支紛争に参入しおらざる一国」に攻撃された場合、三国はあらゆる方法で相互に援助する（第三条）としたこの同盟条約は、事実上米国を唯一の対象としており（ソ連は「欧州戦争」に参戦していた）、米国内でも正しくそう受け取られ、いたずらに反日感情を高めた。あくまで防御同盟であったにせよ、あの非人道的なナチスと組んだという事実は、今日に至るまで反日歴史戦のカードとして使われ続けている。日本外交史上、最大級の失敗だったと言わざるを得ない。

以上、まず二点の指摘をしつつ、中国が、「歴史を鑑とせよ」と日本に迫り、「歴史を改竄するいかなる企てにも断固として反対する」と声高に叫ぶ時、いかなる歴史認識を前提としているかを習近平演説で確認した次第である。

付け加えれば、中国の歴史戦の狙いについても常に意識しておかねばならない。大きく三つに整理できよう。

第一は、日本の精神的武装解除、すなわち中国がアジアに「覇権を唱え」、「領土を拡張」する上で障害となる地域大国日本の内部に贖罪史観、加害者意識を浸透させ、抵抗意思を萎えさせることである。

第二は、「反省しない日本」への敵愾心を国内で掻き立て、共産党一党独裁体制の維持を正当化することである。

第三は、自由、民主、法の支配、人権といった「現在」の問題に焦点が当たらぬよう、過去に注意を逸らすことである。

この点、先の習近平演説に、自由や民主といった言葉が一度も出てこないのは示唆的と言える。例えばアメリカの政治家が第二次大戦を振り返った演説を行う場合、「自由と民主主義が守られた」と、繰り返し強調するのが通例である。中国の独裁者にはそれが出来ない。自らの現在への批判に繋がるため、体制概念であるファシズムを大きく掲げながら、体制の中身に触れられないのである。

それゆえ、中国が喧伝する「反ファシズム」は「反・日独伊三国同盟」とほぼ同義であ

り、敗北した日独伊＝悪であるゆえに、それを打ち破った中ソ米英の側は、必然的に正義だと規定しているに過ぎない。政治思想論としては何らの中身もない、というより中身を意図的に空洞にしたプロパガンダであり、それ以上でも以下でもない。

ところが日本においては、こうした中国側の戦略的意図に気づかず、ないしは意識的に気づかぬふりをして、かつてファシズム国家であった日本が、今また自民党安倍晋三政権のもとでファシズムに回帰しようとしている、従って中国が懸念を覚えるのも当然といった議論が、野党政治家や進歩派メディアからしばしば聞かれる。

以下では、こうした内外の「反知性的」な日本＝ファシズム国家論に対し、若干の知的検討を加えていきたいと思う。

ファシズムと「開発独裁」の相違

よく指摘されるように、ファシズムという言葉は大いに濫用され、単に政敵を「乱暴な悪人」と決めつける以上の意味をもたない場合が多い。そのため、無意味な言葉として、全面的に斥ける立場を取る保守派の研究者も多い。それは一つの見識ではある。しかし、歴史的経緯に即して以下のように定義するなら、政治分析上有用な概念たり得ると思う。

ファシズムが用語として国際的市民権を得たのは、1920年代に、イタリアのムソリーニが、共産主義でも資本主義でもない「第三の道」として打ち出して以降である。「ファッショ」はイタリア語で、束ないし結束を意味する。ムソリーニは自らの地位を「ドゥーチェ(統領)」と呼称した。

国家主義的な独裁を永遠の統治原理としつつ、資本主義のエネルギーを抑圧体制活性化のために用いるというのがその「第三」ないし折衷策たる所以である。ムソリーニは議会制民主主義をあからさまに侮蔑し敵視した。

ドイツのヒトラーも、国民全体の指導者「フューラー(総統)」を名乗り、統制の強化、批判勢力の弾圧を進める一方、経済については、主要産業のカルテル化を進めつつも一定の競争原理の維持を図った。「国民全体を国家主義化すれば経済の国有化は必要なくなる」と、自らの立場を社会主義と差別化する言葉をヒトラーは残している。

なお、ファシズムに異常な人種主義が加わったのがナチズム、ナチズムにさらに破滅的な対外拡張主義が加わったのがヒトラーリズムと整理することもできよう。

さて、「国家主義的な独裁を永遠の統治原理としつつ、資本主義のエネルギーを抑圧体制活性化のために用いる」をファシズムの定義とするなら、中国が掲げる一党独裁下の「社会主義市場経済」こそ、まさに現代におけるファシズムの典型と言える。中国は、「改革開放」を掲げた鄧小平時代に、毛沢東流の原始共産主義からファシズムに移行した。「反ファシズム」を言うなら、その対象として上げられるべきは何よりも中国共産党政権でなければならない。

1949年の中華人民共和国設立以来、中国は、経済的混乱や絶対的貧困を乗り越えるための必要悪としてではなく、体制の基本的かつ永続的な原理として独裁を位置づけてきた。その点で、同じアジアのシンガポール、韓国、台湾などのいわゆる「開発独裁」とは質的に異なる。

この、独裁を統治の根本原理とするか、それともあくまで緊急避難措置と捉えるかが、

ある体制がファシズムか否かを分ける重要ポイントと言えよう。

比較ファシズム研究の視点から

比較ファシズム研究の権威スタンリー・ペイン米ウィスコンシン大名誉教授は、大著『ファシズムの歴史1914－1945』で、昭和戦前期の日本について、「東条英機は決して軍事独裁者ではなかった。極右勢力はその内閣が弱体で統制を欠いていると批判していた。東条の個人的な権力はチャーチルやルーズベルト以下だったのではないか」と述べている。^③

また、「日本はドイツのような社会全般の過激化に陥ることはなく」、統制強化を唱える勢力が政府内外に存在したものの、「ドイツのシステムを単にコピーしようといった動きは決してなかった」と指摘している。そして、「日本には、全能の独裁者、ナチス的な党、SS（親衛隊。ユダヤ人大虐殺などに当たった。島田注）など存在しなかったし、反対派に対する強制収容所システムも一度も存在しなかった」点で、ドイツとは大きく異なるとしている。

同書はさらに、「軍事的には枢軸（独伊）側と結びついてしたが、民主主義の側で戦ったとされるソ連や国民党中国より、日本社会の自由の度合いは高かった」というイスラエルのベン＝アミー・シロニー・ヘブライ大学教授の言葉を引いて、賛意を表している。

著名な歴史家であるデヴィッド・レイノルズ英ケンブリッジ大学教授も、『ミュンヘンからパール・ハーバーへ』の中で、「ファシズムという用語が日本に当てはまるかは、明らかに疑問である。唯一のカリスマ的な指導者というのは存在しなかったし、軍や官僚機構における従来のエリートが政治をコントロールしていた。多くの点で、第二次大戦中の日本は、『民主陣営』で戦ったソ連や国民党中国より統制の度合いが低かった」と述べている。^④

これら海外の優れた比較政治研究者や近現代史家の見解は、日本の史学界の主流より遙かに常識的と言えよう。

昭和戦前期の日本に関し、ヒトラーと同様、「これでもか、これでもかと侵略戦争をやった」（五百旗頭真・前防衛大学校長）といった単純な見方も、いまだに日本の学界有力者から示されている。^⑤日本の軍事行動に、在中邦人の生命財産をテロから守る側面があったことなど、視野に入らないようだ。

この点、中国人学者（南京大学卒）である林思雲氏の次の指摘は興味深い。

「……中国人から見ると、このように片方だけに戦争責任を求める論法には傲慢さが含まれている。すなわち、日本を日中戦争の主導者と見なし、日本が戦争を拡大しようと思えば拡大でき、拡大させまいと思えば拡大させぬことができたのであり、戦争の方向は日本の意思でコントロールできたというものであるが、自発的に戦おうとした中国人の意思が軽視されている」。^⑥

林氏は、「実際には当時の日本は、決して戦争の方向をコントロールしていなかった」とし、日中戦争の「本当の発端」は、「小さな軍事衝突」であった蘆溝橋事件（1937年7

月7日)ではなく、「1937年の8月13日に発生した第二次上海事変である。そしてこの戦闘は、正しく中国側から仕掛けたのである(この日、蒋介石は上海に駐屯していた5000人あまりの日本海軍特別陸戦隊に対する総攻撃を命令した)。日中戦争が拡大した真の原因を言うとするれば、それは世論に煽動された双方の民衆の仇敵意識であると言わねばならない」と指摘している。

戦場がいずれの国にあったかではなく行為に即すなら、少なくとも、日中のうち日本のみをファシズム侵略国家と規定することはできないだろう。

イタリアとドイツの相違

日独伊をファシズム国家と一括りにする議論の不毛は、ドイツとイタリアの比較によっても浮き彫りになる。

ムソリーニ政権はユダヤ人も少なからず幹部に登用しており、ナチス的な異常な人種主義の要素はなかった。1932年に政治警察オブラ(OVRA)を新設して後も、拘留された政治犯の数は数百人規模で、ナチスや、いわんやソ連や共産党中国とは比較にならない。

また、1940年5月10日にドイツ軍がベルギー、オランダに侵攻、次いで20日にはフランスに侵攻して、西ヨーロッパを席卷する勢いとなったのを見て、6月10日、イタリアはドイツ側に立っての参戦を宣言したが、その軍事行動はイタリア系住民が多数居住する一部南欧地域の併合にとどまった。ナチスのような、軍事力による「生存圏」確保計画があったわけではなく(また能力もなかった)、時勢に便乗した権益確保以上の行為ではなかった。誤解を恐れずに言えば、イタリアと一括りにされても、日本としては大した実害はない。問題はナチスとの同一視であり、これには事実即して明確に反論する必要がある。

ドイツの敗色が濃厚となる中、1944年5月5日、ナチス親衛隊長のハインリヒ・ヒムラーが行った内部訓話から一部を引いておこう。

「ユダヤ人問題は、われわれの血の存続が掛かった、生死を分ける戦いにふさわしい妥協なき形で解決されねばならない。服従の精神と絶対的確信に基づきつつ、この軍事命令の遂行が、私にとっていかに難しいものか諸君は理解できるだろう。『男に関しては分かるが、なぜ子どもたちまで殺すのか』と諸君は問うかも知れない。が、過去の戦争のルールは捨てねばならない。ドイツ人たるわれわれとしては、いかに心が重かろうと、憎悪と復讐心に満ちたユダヤ人世代を成長させるわけにはいかない。われわれの心の弱さと臆病のため、われわれの子や孫の世代に苦勞の種を残すことを意味するからだ」。^⑦

これが、幼い子供を含め、ユダヤ人の絶滅(ホロコースト)に邁進した男の論理である。戦前期の日本のどの指導者の史料を当たっても、ヒムラーのような病的発言を見出すことは出来ない。

日本軍の慰安婦制度をホロコーストに喩える人々が日本国内にもいるが、自国をどの地点まで貶めているか自省すべきだろう。

「天皇制ファシズム」論の矛盾

先に引いたペイン教授の日独比較論中に、日本は「強制収容所システムを一度も持たなかった」との指摘があった。この点は、ナチス、ソ連、共産党中国などとの比較のみならず、戦時中のアメリカとの比較においても重要である。

よく知られる通り、アメリカでは第二次大戦中、主に西海岸に住む12万人の日系人が内陸部の収容所に強制移住させられた。正規の立法措置ではなく、ルーズベルト大統領の行政命令という形が取られ、62%は米国で生まれた2世、3世だった。

真珠湾のような日本軍による奇襲攻撃が米西海岸にもあり、日系人が協力者として破壊活動に走るのではという根拠のない噂に、軍人の一部が影響され、政治家が迎合してのことだった。当時のデウィット西部防衛司令官は、太平洋上の日本艦隊と西海岸の日系人の間に何らかの形で連絡があると信じていたという。強制移住に中心的役割を果たしたカリフォルニア州のウォレン司法長官（後に連邦最高裁長官）の言葉を引いておこう。

「遺憾なことに、多くの人々が、これまで破壊活動やスパイ活動がカリフォルニアで起こっていないから、何の計画もないと考えている。しかし、これこそ最も不吉なサインである。スパイは時を見計らっている。われわれは、誤った安全の感覚に誘い込まれている。私はそう信じている」^⑧

つまり、日系人による破壊活動の兆候がないことが、逆に怪しさの証明というわけである。牽強附会の極みという他ない。

ファシズムの具体的発現形態の一つが国内における強制収容所の存在だとすれば、その点、日本の方がアメリカよりファシズム度は小さかった。

日本史学界のファシズム論争

日本の近現代史学界においても、日本＝ファシズム論は断続的に論争を呼んできた。中でも、伊藤隆東大教授の「昭和政治史研究の一視角」（1976年）、「『ファシズム論争』その後」（1988年）の2論文は、必読文献と言え、今日的意義を失っていない。^⑨

紙幅の関係で、ここでは箇条書き的にいくつかの論点を紹介するに留めたい。

伊藤氏は「天皇制ファシズム」という学界用語について次のように言う。

「『ファシズム』がはなはだ曖昧な用語であるうえに、この『天皇制』なる用語もまたはなはだ曖昧な用語である。……この用語は日本近代の広い意味での政治支配体制全体を対象としているが故に、その政治的情動的な感触を除けば日本近代の政治支配体制という以上の意味をもたない。近来『古代天皇制』『近世天皇制』といった使い方をされるのだから、必ずしも近代に限定されるわけでもないらしい。とすると、戦前期に濫用された『国体』という用語との類似を感じざるを得ない。日本の広い意味の政治体制をプラスに評価する用語としての『国体』のちょうど裏側、つまりそれをマイナスと評価する用語と

して『天皇制』が存在するといつてよいであろう」。

それゆえ、「天皇制ファシズム」は何を限定したことにもならず、分析の道具たり得ないというのが伊藤氏の指摘である。その通りだろう。

伊藤氏はまた、大恐慌に続く1930年代について、「いずれの国家もその現実的な形態は異なるとしても、最底辺に至るまでの国民のエネルギーを総動員し、それを背景に権力の集中を図っていたのであって、それは実に1930年代の一つの世界的に共通した傾向であった」と述べ、日本史研究者はもっと国際的な視野を持たねばならないと説く。これまた的確な指摘と言える。

満州事変以降の日本をファシズムという言葉でくくるのではなく、具体的に「軍部の台頭」「戦時体制」などと表現していく方が、実証的研究に資するというのが伊藤氏の主張である。

以上、「日本はファシズムだったか」という設問に対し、さまざまに批判的検討を加えてきた。今後も引き続き、議論を精緻化させていきたいと思っている。

-
- ① 産経新聞社訳。なお、遠藤誉東京福祉大学国際交流センター長によると、1995年5月9日、ロシアの「世界反ファシズム戦争勝利50周年記念」行事に招待された江沢民国家主席が、ロシア側に触発されて、「中国政府と人民を代表して、すべての反ファシスト戦争勝利に貢献した国家と人民に熱烈なる祝賀を表する」と挨拶し、「この瞬間から、中国共産党の抗日戦争は『世界反ファシズム戦争』として位置づけられるようになった」。そして同年9月3日、中国において「抗日戦争勝利記念大会」が初めて全国的な国家行事として挙行され、その中で「世界反ファシスト戦争勝利記念大会」との位置付けもなされたという（ヤフー・ニュース、2015年8月26日付）。
- ② グルーの1940年8月1日付の手記。Joseph C. Grew, *Ten Years in Japan*, Hammond, 1941, p.281. この部分を引用した下記も参照。Ian Kershaw, *Fateful Choices*, Penguin Books, 2008, pp.118-9.
- ③ Stanley Payne, *A History of Fascism 1941-1945*, University of Wisconsin Press, 1995, pp.335-337.
- ④ David Reynolds, *From Munich to Pearl Harbor*, Ivan R. Dee, 2001, p.18.
- ⑤ 潮匡人『司馬史観と太平洋戦争』PHP、2006年、p.135.
- ⑥ 北村稔、林思雲『日中戦争』（PHP、2008年）p.95.
- ⑦ J. Nookes, G. Pridham eds., *Nazism 1919-1945, vol. 3, Foreign Policy, War and Racial Extermination*, University of Exeter Press, 1991, p.1200.
- ⑧ この点について、近年の出版物としては下記を参照。Richard Reeves, *Infamy*, Picador, 2015. Jan Jarboe Russell, *The Train to Crystal City*, Scribner, 2015. Bill Yenne, *Panic on the Pacific*, Regnery, 2016.
- ⑨ 前者は『昭和期の政治』（山川出版社、1983年）、後者は『昭和期の政治 [続]』（山川出版社、1994年）に所収。

論文

「中国人慰安婦」研究上の問題点

勝岡 寛次（明星大学戦後教育史研究センター）

日本軍の慰安婦については、従来は専ら朝鮮人（韓国人）慰安婦を指している場合が多く、中国人慰安婦のことが議論の俎上に上ることは、殆どなかったように思われる。

2014年6月、中国が南京事件とともに慰安婦関連資料をユネスコの「世界の記憶」（記憶遺産）に登録申請すると発表した辺りから、俄かに中国人慰安婦の存在がクローズアップされるようになった。しかしながら、中国人慰安婦の実態については、現在まで殆ど知られておらず、一般にも認知されていない。そんな中、『慰安婦の実際の被害者は40万人で、そのうち20万人は無給で売春を強要された中国人であった』という慰安婦「40万人説」・中国人慰安婦「20万人説」も、一部では声高に主張されるようになってきている¹⁾。

本稿は、中国人慰安婦の実数の問題もさることながら、この問題に関する日中双方の研究史・運動史を踏まえた上で、今日まで文献上で確認できる「中国人慰安婦」34名の証言内容をつぶさに検討することにより、従前の「中国人慰安婦」研究には多くの問題点があることを指摘したものである。

筆者は既に、『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』と銘打った共同研究の一環として、この問題について取り上げ、公表しているところであるが²⁾、本稿は当該論文を基に、その後の調査や他の共同研究者の研究成果も加味し、「中国人慰安婦」研究上の問題点について、改めて考察したものである。

中国人慰安婦研究はいつから始まったか

日本における中国人慰安婦研究の歴史は、そんなに古いものではない。筆者はこの問題に特化した文献リストを作成しているが（本稿付表①「中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧」を参照されたい）、確認できた113件の文献は、何れも1992年（平成4）以降のものであった。つまり、日本における中国人慰安婦の研究起点は、1992年と考えることが出来る。

では、本家本元（？）の中国ではどうか。高嶋航によれば、中国の「慰安婦問題」は『日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した』もので、1992年が起点になっている。それまで問題視されなかったのは、日本や韓国同様、『儒教道徳、ことに貞操観念の縛りがあった』ことに加え、『戦後、日本軍に蹂躪された女性たちは、日本軍の協力者、すなわち漢奸として事あるごとに糾弾されてきた』という政治的要因に因るものであり、『彼女たちは被害者としてではなく加害者として語られてきた』が、1992年以降ようやく被害者として認識されるようになった、という³⁾。

また、康健によれば、一部の中国人被害女性が被害事実を公表し始めたのは1992年か

らであり、《日本の弁護士と支援団体の協力の下》、中国人元「慰安婦」被害者が訴訟を起したのは1995年のことであった⁴⁾。

中国における慰安婦研究の第一人者である、上海師範大学の蘇智良氏が慰安婦研究を開始したのも、1992年に「一人の日本人教授」から《日本軍の慰安婦制度は上海が発生源》と指摘されて以降のことである⁵⁾。

以上のように、日本の文献を見ても中国の文献を見ても、いずれも中国人慰安婦研究の起点は1992年ということと一致する。では、何故1992年から、日中双方で中国人慰安婦研究が開始されているのだろうか。高嶋が、中国の「慰安婦問題」は《日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した》と指摘しているように、この問題は朝日新聞による慰安婦「強制連行プロパガンダ」⁶⁾と密接にリンクしている。即ち、朝日による「1992年1月強制連行プロパガンダ」が起点となり、これに刺激されて日中双方で開始されたのが、中国人慰安婦研究だったのである、

「原告探し」から始まった中国人慰安婦裁判の問題点

前記したように、1995年から2001年にかけて、中国人「慰安婦」と戦時性暴力の被害者が相次いで日本政府に対する損害賠償請求裁判を起しているが、《日本の弁護士と支援団体の協力の下》、中国で組織的な「慰安婦」被害者の「原告探し」が行われている。同裁判に携わった大森典子によれば、1994年10月、「中国人戦争被害調査団」として日本から約10名の弁護士が北京に行き、「慰安婦」被害者、強制連行被害者、七三一部隊被害者遺族、南京事件被害者からそれぞれ被害事実を聞き取り、《この弁護士が中心となって被害事実ごとに一九九五年八月から順次日本政府に対する裁判を提起していった》⁷⁾ というのである。

中国人「慰安婦」・性暴力被害者に関係する裁判は、以下の三つである。

- I 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第一次）：1995.8～2007.4（上告棄却）
原告：山西省の4名
- 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第二次）：1996.2～2007.4（上告棄却）
原告：山西省の2名
- II 山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟：1998.10～2005.11（上告棄却）
原告：山西省の10名
- III 海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟：2001.7～2010.3（上告棄却）
原告：海南島の8名

最高裁判決は、いずれも原告の上告を棄却し、国家無答責による原告敗訴に終わっているが、ここに注意すべきことの第一は、裁判の名称がIは中国人「慰安婦」、IIとIIIは「性暴力被害者」となっていることである。では、この二つの裁判の原告は、被害態様を異にするのか。答はノーである。

筆者は上記裁判の原告全員（24名）を含む、今日まで日本国内で明らかになっている中国人慰安婦及び性暴力被害者34名について⁸⁾、その証言内容をつぶさに検証したが（本稿付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照されたい）、上記裁判I～IIIの原告24名はいずれも性暴力被害者であって、中国人慰安婦ではないことが判明した

(付表②のNo.7～12がⅠの原告、No.13, No.16～24がⅡの原告、No.25～32がⅢの原告である)⁹⁾。

これは中国人被害者として初めてカミングアウトした万愛花(Ⅱの原告の一人)が、《私は慰安婦ではない》と一貫して主張したため¹⁰⁾、Ⅱ以降は裁判の名称を中国人「慰安婦」から「戦時性暴力被害者」と変更せざるを得なかったのだろうが、原告の被害はいずれも性暴力被害であり、ⅠとⅡⅢで被害態様の相異があるわけではない。この点で、「慰安婦」と「戦時性暴力被害者」は概念が混乱しており、大きな問題があると言わざるを得ない。

第二に、24名の原告は、全員が山西省(16名)か海南島(8名)の出身者である。筆者が調査した34名の証言者全員についてみても、34人中18人は山西省孟県の性暴力被害者、8人が海南島の性暴力被害者で¹¹⁾、両者を併せると76%(34人中26人)にもなった。これは如何にも不自然であり、広大な中国大陆の中で、何故この二つのスポットだけに、性暴力被害が集中しているのか。この点の究明が必要である。

慰安婦と戦時性暴力(レイプ)の被害者は、峻別する必要がある

中国人「慰安婦」裁判においては、「慰安婦」と「戦時性暴力被害」の概念が厳密に区別されておらず、混同されている点に大きな問題点があることを先に指摘した。

この点は、前述の蘇智良氏も同様である。彼は“*Chinese Comfort Women*”(Oxford University Press, 2014)の中で12名の証言者を登場させているが、証言内容から見たその内訳は、4名が慰安婦、残り8名は性暴力被害者である(付表②を参照)¹²⁾。にも拘らず、蘇氏は両者を全く区別することなく同書の中で混在させ、タイトルにあるように、一様に「中国人慰安婦」(Chinese Comfort Women)として取り上げている。つまり、「慰安婦」と「性暴力被害者」の区別が、全く出来ていない。或いは両者の相異を、故意に無視している¹³⁾。

ここで、少し定義めいたことを述べておくと、「慰安婦」とは日本国内の公娼制度の延長として戦地に設けられた慰安所で、軍人相手の売春業に従事した女性のことを指す。これは、当時は合法と見なされており、支那事変において強姦が多発したために、それを防止する必要から慰安婦を募集し、各地に慰安所が設けられたことは周知の通りである。

これに対して、「戦時性暴力」(強姦)は当時においても重大犯罪と見なされていた。軍は戦時性暴力の加害者に対しては、一般刑法による強姦罪を適用していたが、昭和17年2月、刑法を改正して戦地強姦罪を新設し、《戦地又は帝国軍の占領地に於て婦女子を強姦したる者は無期又は一年以上の懲役に処す》(88条の2)との条文を、新たに加えている。

こうした意味での戦争犯罪は、既に連合国による戦争裁判(東京裁判及びB C級戦犯裁判)によって裁かれ、日本もそれを受け入れることによって最終的に決着している。例えば、日本軍占領下のインドネシアで生じたオランダ人女性の強制監禁・強姦事件の首謀者であった日本軍人・軍属11名は、戦後、B C級戦犯として裁かれ、死刑1名、懲役7年～16年10名という実刑判決を受けている(スマラン慰安所事件)。

しかしながら、同時に留意すべきは、こうした戦争犯罪の事例は日本軍が組織的・計

画的に関与したものではなく、あくまで一部軍人の惹き起した違法行為だったということである。その意味で、当時であっても違法な戦争犯罪と認識されていた、こうした「戦時性暴力の被害者」と、当時は合法だった「慰安婦」とは、明確に区別して考える必要がある。

そのような見地に立って、34名の証言者を慰安婦か、戦時性暴力の被害者かという観点で分類すると、慰安婦と解し得るものは僅か4名（12％）に過ぎず、圧倒的多数（30名、88％）は性暴力被害者であることが判明する（付表②を参照）¹⁴⁾。中国人「慰安婦」と言いながら、その実態は当時においても犯罪だった戦時性暴力被害者の証言でしかない。中国人「慰安婦」の研究は、蘇智良氏の研究に典型的に表れているように、この点があまりにも杜撰で、「研究」の名に値しないとわざとるを得ない。

尤も、日本側研究者は両者を明確に区別している場合が多いので、公平を期すために、その点についても言及しておきたい。例えば、石田米子・内田知行両氏は、山西省のような《前線の農村地帯の戦時性暴力は、「慰安所」型と南京型〔攻略時集団強姦型：引用者註〕の中間型》であり、《孟県における性暴力被害は、「慰安所」「慰安婦」ではその実態をとらえきれない》と指摘している¹⁵⁾。山西省孟県における戦時性暴力の被害者が、「慰安婦」ではないことを明瞭に認識している、と言える。

とはいうものの、彼らの研究は基本的に戦時性暴力被害者の「証言」のみに依拠しており、現地調査を何度も行って証言の「裏を取る」努力はしているものの、果してそれが日本軍による組織的犯罪なのか、それとも一部兵士による戦争犯罪（逸脱行為）なのか、中国全土で同様のことは起っていたのか、それとも特殊な例外的事象に過ぎないのかといった点の検証は、全くと言っていいほど行っていない。ましてや、性暴力以外の中国人慰安婦の研究については、殆どお手上げ状態と言ってよい。この点については、《まだまだ全体像の見えない実態があることだけは自覚しておかなければならない》¹⁶⁾と、彼ら自身も認めている通りである。

それにしても戦時性暴力の被害者が、山西省孟県と海南島ばかりに集中している理由は何なのだろうか。この点の究明が、先行研究では明らかに疎かにされている。そこで以下、この二つの地域で起った戦時性暴力被害の背景について概観し、その共通点について考察してみたい。

山西省孟県における性暴力被害の背景

山西省孟県における性暴力被害者18名の証言は¹⁷⁾、いずれも日本軍に拉致・連行され、長期間にわたり監禁された上で拷問・強姦（輪姦）を受けたという悲惨極まりないものだが、彼女たちが被害にあった一番の理由は、この地域が共産ゲリラの拠点に近く、八路軍（共産党軍）との関係を日本軍に疑われたためだった¹⁸⁾。一番典型的なのは万愛花（付表②のNo.16）の場合で、彼女は《私が共産黨員だったから、強制連行されたのだ》と、自ら証言している¹⁹⁾。

日本軍が孟県県城を占領したのは昭和13年1月のことだが、孟県のすぐ北の五台山は八路軍が司令部を置き、共産ゲリラの根拠地となっていた。昭和15年8月と9月には共産ゲリラに急襲されたこの地域の日本軍が大きな被害を受け（所謂「百团大戦」）、日本軍は

その報復として晋中作戦を発動する。

しかし、広大な中国大陆に対して日本軍の投入できる兵員数は限られており、小兵力の分遣隊を各地に分散配置する以外になかった（高度分散配置）。こうして各地に小兵力が分散すると、憲兵はおろか上官の目さえ届かない中で、特に古参の下士官兵を中心に軍紀が弛緩し、戦争犯罪の温床になった地域も、一部にはあったようである。このことは陸軍でも夙に認識しており、「支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策」（昭和15年9月19日）では次のように述べている²⁰⁾。

《事変勃発以来ノ実情ニ徴スルニ赫々タル武勲ノ反面ニ掠奪、強姦、放火、俘虜惨殺等皇軍タルノ本質ニ反スル幾多ノ犯行ヲ生シ為ニ聖戦ニ対スル内外ノ嫌悪反感ヲ招来シ聖戦目的ノ達成ヲ困難ナラシメアルハ遺憾トスル所ナリ》

《支那事変勃発ヨリ昭和十四年末ニ至ル間ニ軍法会議ニ於テ処刑セラレシ者ハ掠奪、同強姦致死傷四二〇、強姦、同致死傷三一二、賭博四九四ニ達シアリ…抑々此種事犯ハ皇軍ノ本質ニ反ル悪質犯ニシテ軍紀ヲ紊ルノミナラス事変地民衆ノ抗日意識ヲ煽リ治安工作ヲ妨ケ支那側及第三国ノ宣伝資料ニ利用セラレテ皇軍ノ声価ヲ傷ケ延イテハ対外政策ニモ不利ナル影響ヲ及ホシ聖戦目的ヲ阻害スル等其ノ弊害誠ニ大ナルモノアリ》

この状況は、昭和17年末に至っても改善の兆しを見せていない。北支那方面軍司令部作成の「軍紀振作ノ対策ニ就テ」（昭和17年12月16日）では、《方面軍軍紀振作ノ実情ヲ視ルニ…強姦犯、略奪犯等最モ忌ムヘキ犯罪依然トシテ多発シアル》状況を報告している²¹⁾。前記した陸軍刑法改正による戦地強姦罪の新設（昭和17年2月）も、かかる前線の状況に対応した措置と思われる。

山西省孟県の性暴力被害者の多くは、日本軍の兵士によって山上のトーチカ（砲台）やヤオトンと呼ばれる洞窟に拉致連行され、連日強姦や拷問が繰り返されたこと、身代金を払ってやっと解放されたことを²²⁾、一様に証言している。これについては、石田米子・内田知行両氏による詳細な聞き取り調査があり、被害者側の証言を丹念に記録するとともに、その背景を究明している²³⁾。

これに対して、加害者側（元日本兵）の証言は圧倒的に少ないのだが、孟県を警備した固兵团衛生兵の松本栄好氏は、次のように証言する²⁴⁾。

《ある日、例のごとくに討伐に出かけた。いつもは集落を急襲しても、いるのは鶏と豚ぐらいであるが、その日はどうしたことか逃げ遅れた人たちがいた。そこで、七、八人の女性たちを捕らえて陣地に連れてきて、兵舎の中に監禁したことがある。（中略）

隊長は叩き上げの曹長で、なかなかの人物と私は見受けていた。しかし、どんな人格者の隊長といえども、その兵隊たちの行動を阻止することはできないのである。

兵隊たちの中には、万年上等兵と言われている、いわば兵隊のごろつきがいる。（中略）

一応、軍律はあるのだけれども、前線ではあってもないのと同じである。（中略）

隊長は、こういうごろつき兵隊をうまく取りまとめていかなければならない。そして、こういう連中がいわゆる「戦果」をあげるのである。中国の人たちを捕らえること、捕らえた者を殺すこと、女であれば犯すこと、そういうことを、ちょうど猟師が獲物をしとめ

たときに覚えるような快感をもってやる。こうなったら、もうどうしようもないのである。

私は、その女性たちの性病検査をやらされた。そして兵隊たちに、注意しろよと言いながら医務室に山ほどあったコンドームを配布した。今思うと、拒否すべきことだったと思うが、拒否できなかったというより、拒否しなかった。性病予防は衛生兵の仕事だからである。(中略)

一週間ほど経って、隊長は兵隊たちを集めて言った。「もうよかろう。帰そう」と。そして、その女性たちを解放して、その代わりに村長に言いつけて、性を売ることを仕事としている二人の女性を兵舎に入れた。その女性たちの性病検査も私の仕事だった。これが、上社鎮の分遣隊で私たちが、否、私が実際に行ったことである》

上記の監禁・レイプについては、松本氏が実際に目撃した事実かどうか疑問も残るが²⁵⁾、この証言の中で寧ろ注目すべきは、監禁・レイプされた女性を、一週間後には隊長が「解放」し、その代わりに慰安婦を兵舎に入れていることである。監禁・レイプは犯罪だという意識が、隊長にはあったからこそ、彼女たちを解放し、合法的存在であった慰安婦に代えたのだろう。

しかし、共産ゲリラと直接対峙する最前線である分遣隊には、慰安婦は通常はいない。山西省で宣撫官をしていた青江舜二郎の回想を見ると、次のようにある²⁶⁾。

《現地に日本人娼婦がゝ配給、されることはほとんどなく、何ヶ月に一度わずか四、五日の滞在で朝鮮の女たちがトラックではこぼれて埃っぽくやって来る。それがまるで文字通りゝ天女、のようであった。》

では、慰安婦を「調達」できない場合にはどうするのか。山西省上社鎮の住民から聞き取り調査をした前掲の石田米子は、同地における「女性の被害」について、次のようにまとめている²⁷⁾。

《日本軍はここに入ってくると、鎮の中街に朝鮮人「慰安婦」十数人を連れて来て「慰安所」をつくった(百団大戦の前)。彼女たちは百団大戦で日本軍と一緒に撤退、その後はそのような施設はつくられなかった。百団大戦前の日本兵は規律がわりあいあって、あまりひどいことはしなかったが、再占拠してから野蛮になった。女性を拉致して砲台に連行することはその頃から始まった。》

以上から解ることは、次のようなことである。慰安所と慰安婦の存在は、確かに強姦の抑止・軍紀の維持に有用だった。だが、慰安婦がいなくなると同時に軍紀は低下し、女性の拉致・連行が常態化した、というのである。

しかし、慰安婦がいなくなった全ての分遣隊で、こうした監禁・レイプが常態化していたのかといえば、どうもそうではないようだ。当時山西省遼県の分遣隊にいた近藤一氏は、この点について、《軍隊というのは場所や入った部隊、またその入った年代、時期によってガラッと違ってきます》、《中隊長が違いますと、部下の兵隊の性質が違ってきます》と指摘している²⁸⁾。強姦や拷問などの残虐行為が行われるかどうかは、中隊長が率

先してそれを行うかどうかによって決ったことは、山東省で衛生兵をしていた桑島節郎氏が、次のように証言していることから解る²⁹⁾。

《〔昭和十九年〕六月四日、討伐隊が寒里東方の東公留蜜村で五名の若い女性を捕えた。いずれも二十歳前後、山奥にはめずらしい断髪でインテリ風、一見して八路軍側の女子工作員と思われた。柏崎中隊長なら、ウムをいわず即座に裸にして拷問をくわえるところであるが、小川中隊長はそういう手荒なことはしない。しばって中隊に連行したのみであった。

中隊長が残虐行為をしなければ、部下もやらない。第一中隊は〔柏崎中隊長の転任で〕小川中隊長になってから、すっかりおとなしい中隊になってしまった。三光作戦といい住民殺害といい、これはやはり、第一線の指揮官である中隊長が先頭きってやらなければ、行なわれなかったということがいえよう。》

こうした実態は、陸軍自身も認識していた。大本営陸軍部研究班が昭和15年11月に作成し、各方面に配布した「支那事変ニ於ケル犯罪非違ヨリ観タル軍紀風紀ノ実相並ニ之ガ振肅対策」には、次のようにある³⁰⁾。

《事変間各部隊ニ於ケル振作ハ部隊ニ依リ著シキ差異アリ…例ヘバ出征当初ヨリ深甚ナル注意ヲ以テ軍紀ノ振作ヲ図リシ部隊ハ克ク当初ヨリ嚴肅ナル軍紀ヲ保持スルヲ得タルニ反シ嚴然タル統率ヲ欠キ常ニ事勿レ主義ヲ以テ臨ミ動モスレバ部下ノ歡心ヲ求ムルニ汲々トシテ不軍紀事件発生スルモ之ヲ不問ニ附シアリシ部隊ハ事犯ヲ累加シ遂ニハ重大事件ヲ生起シ統率至難ニ陥リシガ如キ…或ハ指揮官ノ交代ニ依リ其ノ部隊ノ軍紀ノ状況急変セルモノアルガ如キ…是ナリ》

第一線における軍紀の維持は、上に立つ人間次第というところが、多分にあったのだ。前掲の近藤氏は又、次のようにも言う³¹⁾。

《そもそも私らの中隊では、将校よりも下士官のほうが威張っていました。独混四旅〔独立混成第四旅団〕の中隊将校は、ほとんどが幹部候補生あがりだったから、「このインテリが、娑婆では威張っていられても、軍隊では星の数よりメシの数がものをいうんだ」ということで、馬鹿にしていたんです。》

《分遣隊には普通は少尉が隊長である将校分遣と、下士官が隊長をする下士官分遣があって、将校分遣は大体統率がとれているのですが、下士官分遣は下士官や古年兵のやりたい放題です》

「ごろつき兵隊」の「やりたい放題」は、下士官分遣の場合に起りがちであったと言えるだろう。

このようにレイプや監禁は、広大な中国大陆の何処でも起っていたわけではない。

第一にそれは、八路軍と日本軍がせめぎ合う（従って憲兵の監視の目が届かない）最前線でのみ起り得た、特殊なケースだったと言える。第二に、最前線であっても上官、通常

は中隊長がしっかりしている場合には、軍紀は厳正に保たれ、強姦や監禁などの不法行為は起らなかった。第三に、《将校よりも下士官の方が威張って》いて、《どんな人格者の隊長といえども、兵隊たちの行動を阻止することはできない》ような場合に、部下の横暴を上官が制止できず、結果的にレイプや監禁が野放し状態になる場合があった。しかしこれらは何れも、本来なら戦地強姦罪を適用すべき、明白な戦争犯罪である。

前記の石田・内田氏は、《孟県の事例は、特殊例ではなくて広範に発生した現象の代表例である》、《孟県の性暴力被害者の被害の形態は…日本軍総体の性暴力の構造の中で発生し、それを構成していたものである》と、さしたる根拠もなく述べているが³²⁾、どうしてそんな断定が出来るのか。山西省孟県で起った性暴力は、上記のように幾つもの要因が重なって起きたと考えられる特殊なケースであって、合理的な理由もなく、こうした特殊事例を一般化すべきではない。広大な中国全土で同様のことが「広範に発生した」などという証拠は、何処にもないのである。

海南島における性暴力被害の背景

次に、海南島における性暴力被害の背景を検討したい。

日本軍が海南島を占領するのは昭和14年2月のことだが、ここは元々抗日勢力の非常に強いところで³³⁾、共産ゲリラ（遊撃隊）による抗日闘争に、日本軍は絶えず悩まされることになる。海南島を占領統治した海軍は、「Y作戦」と呼ばれる軍事作戦を、占領期間中に9度も発動しているが、度重なる軍事作戦遂行にも拘らず、「敵勢力」は一向に衰える兆しを見せなかった。『海南警部府戦時日誌』によれば、「敵勢力」は昭和17年6月時点では約1万人とされているが、漸次増加し、昭和19年3月時点では《全島の二共産党ノ組織拡大化ヲ図リツヽアリ》という情勢で、「敵勢力」は1万5千人を超える趨勢にあった。

そのような中で、昭和17年6月の「Y6作戦」では《作戦実施上支障無キ限り努メテ民家ノ焼打等ハ実施セザルコト》としていたのが、同年11月の「Y7作戦」になると《共産部落ハ之ヲ清掃ス》《敵匪ト通ゼシ者ハ嚴重処分ス》というふうに変化する³⁴⁾。

典型的な村人の証言として、以下のようなものがある³⁵⁾。

《この村は共産党の遊撃隊の活動が活発で、（中略）日本軍は若い男を見ると、遊撃隊と見なして捕まえた。日本軍には望楼を造るために水汲みなどの仕事をさせられた。その望楼を遊撃隊が襲撃して、日本兵13名を殺したことがある。》

《遊撃隊による望楼への襲撃の後、日本軍はこの襲撃に対する報復として白砂村を襲い、すべての家を焼き払った。》

これは「百団大戦」後の晋中作戦と同じであり、海南島の状況は山西省孟県と酷似していた、と言えるだろう。こうした背景の下で孟県同様、憲兵の目の届かない最前線にいる兵士の軍紀の弛緩から、戦時性暴力が日常化していた可能性も考えられる。

海南島の性暴力被害者8名の証言を見ると、日本軍によって拉致・監禁され、長期間にわたり強姦を受けたという事例が大部分だが³⁶⁾、これとは別に、レイプした日本兵が後で「処刑」された、という村人の証言もある³⁷⁾。

《昨年亡くなった女性は、当時日本兵に乱暴され、乱暴されたとき染料を日本兵の服になすりつけた。その日本兵はその後上司に罰として処刑された。それはおそらく強姦したためというよりも、軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑されたのではないか。》

軍服を染料で汚したぐらいで、「処刑」される筈はあるまいから、この兵士は《軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑された》のではなく、軍服に染料がついていることを上司に見咎められ、強姦が発覚して「処刑」された、と解する方が自然だろう。

また、海南島の被害者4人を取材した班忠義氏は、次の様な興味深い指摘をしている³⁸⁾。

《四人には被害場所や相手の階級に違いはあるけれど、「奉仕」する相手が固定した個人であること、報酬のないこと、「上」（本部）から「慰安婦」が来るときに限って二、三日休ませてもらえることなど、いくつかの共通点があった》

このことは、彼女たちが軍の公認する「慰安婦」ではなく、性暴力の被害者だったことを如実に示すものである。彼女たちは、軍公認の巡回慰安婦が派遣された「ときに限って」、「休ませてもらえ」た——換言すればそれは、軍紀に違反することを承知の上で、軍上層部の関知しないところで秘かに行われていた（発覚すれば、当然処罰の対象となる）戦争犯罪だったのである。

海南島の場合、日本兵は数人でグループを組み、一人を見張り役に立たせた上で、強姦乃至輪姦に及んでいる事例も多い。例えば、蘇智良氏の紹介する「中国人慰安婦」（性暴力被害者）の一人、黄有良（付表②、No.26）は《門を警護する兵士がいつもいて、彼らは私たちをどこにも行かせなかった》と言い³⁹⁾、林亜金（同、No.29）は《ドアは二重鍵になっていて、いつも日本兵が外に立って家を警護していました》、《普通は3、4人の兵士が私の部屋に一緒に来ました。その内の一人がドアを見張っていました》と証言している⁴⁰⁾。見張り役が必要だったということは、見つければ処罰の対象になる戦争犯罪であることを、日本兵自身が自覚していた証拠、と言わざるを得ない。

海南島については、元日本兵の証言は皆無で、被害者側の証言しか出てきていないが、山西省孟県の場合と同じく、これは上官や憲兵の目の届かないところで起った、例外的な戦争犯罪と見なさざるを得ない。海南島戦時性暴力損害賠償請求訴訟の二審判決（2009.3.26）も次のように述べ、「日本軍の正規の命令や作戦活動」の一端だったという原告側の主張を斥けているが⁴¹⁾、妥当な判断であろう。

《陸海軍軍人による戦地又は軍の占領地における強姦又は強姦致死傷については刑法よりも重い刑罰をもって処断することとしていたことが認められる事実関係の下において、本件加害行為をもって、日本軍の正規の命令や作戦活動及び占領政策から行われたものであることを認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ず、これに関与した日本軍人が作戦活動から離れて、又は作戦活動とは別に何らの権限や正規の命令に基づかず、自らの性欲を満足させるために行ったものと推認されるのであって、日本国の一連の諸政策に基づくものであるとも、その諸政策が必然的に生み出したものであるとも認めるに足

りない。》

山西省孟県と海南島における性暴力被害の共通性と特殊性

以上、山西省孟県と海南島の性暴力被害の各々の背景について見てきたが、戦時性暴力の被害者が山西省孟県と海南島にばかり集中している理由は何なのだろうか。この点の究明が、先行研究では明らかに疎かにされている。前述の通り、この両地域は日本軍が共産ゲリラと直接対峙せざるを得なかった、特殊な地域だった。秦郁彦によれば、《抗日ゲリラ関係者との攻防は、生死を賭けての闘争だけに、取調べにさいし苛烈な拷問や虐待が加えられることは珍しくなかった》⁴²⁾。

中国人として初めてカミングアウトした万愛花は、既に度々引用したように、《私は慰安婦ではない。だれが何と言おうと慰安婦ではない。私が共産党員だったから、強制連行されたのだ》と明言しており、「強制連行」といっても朝鮮人の場合とは全く理由を異にする、日本軍のゲリラ対策の一環だったことが解る⁴³⁾。同様の地域は、他にもあったのだろうか。

日本軍は、共産ゲリラとの攻防が繰り返された河北・山西省を、「敵性地区」（抗日根拠地）・「准治安地区」（抗日遊撃区）、「治安地区」（被占領区）の三つに分けていたが、「准治安地区」と「治安地区」では、性犯罪の発生率に大きな違いがあったことが、研究者によって指摘されている⁴⁴⁾。

《「准治安地区」において中国女性にとって受難であったのは、強姦・輪姦被害が多かったことである。同区においては、被害者側が日本の憲兵に訴える可能性があったので、「死人に口無し」の言葉どおり、証拠隠滅をする心理から、強姦・輪姦後に殺害してしまうケースが多かったのである。「治安地区」では、日本軍当局によって婦女陵辱行為は厳しく禁止され、日本兵の側でも同区では強姦はまかりならないと自覚していたから、河北省の「治安地区」にある都市においては、…組織的な性犯罪はほとんど行われなかった》

つまり、日本軍の性犯罪が多発したのは、憲兵による治安が行き届かない、八路軍と直接もしくは間接的に対峙していた地域（准治安地区・抗日遊撃区）に限られることが、ここからは窺える。中国の性暴力被害者のカミングアウトが山西省孟県と海南島に集中しているのは、このことと恐らく無関係ではあるまい、と思われる。

前記した通り、中国人「慰安婦」裁判を提訴するために、この両地域には1994年以降、日本人弁護士が大挙して押し寄せ、「原告探し」をした。その結果、性暴力被害者の発掘が進んだという事情もあるだろう。

しかし、このことは逆に言えば、中国全土で慰安婦を探し回っても、結局山西省と海南島でしか、原告になりそうな「玉」は見当らなかった。それも慰安婦ではなく、戦時性暴力の被害者しか見つからなかった、ということなのである。

こうして、中国人女性に対する元日本兵の性暴力が大きくクローズアップされ、今日に

至っているが、多くの研究者はこうした戦時性暴力を《一部兵士の軍紀逸脱行為によるもの》とは見ていない。《軍の作戦に基づいた組織的なもの》⁴⁵⁾であり、《まぎれもなく日本軍の作戦それ自体が引き起こしたもので…個別の不良兵士が私人として犯した偶発的な事件では決してない》⁴⁶⁾と結論づけているのが現状である。だが、果してそれは公正な態度と言えるのだろうか。

日本側の研究者は、中国側の政治宣伝に過ぎない「三光作戦」を鵜呑みにし、山西省における八路軍の「燼滅掃討」を目指した前述の晋中作戦を、組織的な「ジェノサイド」であったと喧伝する⁴⁷⁾。しかし、日本軍の『第一期晋中作戦戦闘詳報』にある以下のような注意事項は、故意に無視して報じないのである⁴⁸⁾。

《無辜ノ住民ヲ苦マシムルハ避クヘキモ敵性顕著ニシテ敵根拠地タルコト明瞭ナル部落ハ要スレハ焼棄スルモ亦止ムヲ得サルヘシ

但シ此ノ場合ニアリテモ虐殺掠奪ニ類スル行為ハ厳ニ戒ムルヲ要ス》

この「虐殺掠奪ニ類スル行為」の中に戦時性暴力（強姦）も含まれることは、言うまでもない。また、華北の治安維持に当たった第36師団司令部が作成した「防犯資料」（昭和18年）には、強姦に対する次のような軍当局の考えが記されている⁴⁹⁾。

《2、強姦ハ四悪ノ一ニシテ支那民衆ヨリ最モ恨マルル犯行ナリ

3、暴力ヲ加ヘタルトキノミ強姦ニアラス兵威ニ怖レ無抵抗柔順ナルニ乗スルコト元ヨリ強姦ナリ誤解アルヘカラス

4、強姦ハ最低一年以上ノ懲役ニシテ死刑マテ到ル重罪ナリ》

「四悪」とは掠奪・強姦・放火・拉夫の四つだが、《内地（含朝鮮、台湾）ニ稀有ニシテ〔支那〕事変地ニ特ニ多キモノ〔ハ〕掠奪、強姦》であるとの認識から⁵⁰⁾、軍はその根絶をしばしば指示していた。

また、北支那方面軍参謀長の通牒（昭和13年6月27日付）によれば⁵¹⁾、そもそも方面軍は、強姦に対しては最初から次のような強い姿勢で臨んでいたものであり、この方針が中途で変更されて、強姦は勝手次第となった、もしくは「ジェノサイド」政策に転じたなどということは、筆者は寡聞にして聞いたことがないのである。

《各処ニ頻発スル強姦ハ単ナル刑法上ノ罪惡ニ留ラス治安ヲ害シ軍全般ノ作戦行動ヲ阻害シ累ヲ国家ニ及ホス重大反逆行為ト謂フヘク部下統率ノ責ニアル者ハ国軍国家ノ為メ泣テ馬稷ヲ斬リ他人ヲシテ戒心セシメ再ヒ斯ル行為ノ発生ヲ絶滅スルヲ要ス若シ之ヲ不問ニ附スル指揮官アラハ是不忠ノ臣ト謂ハサルヘカラス》

山西省孟県や海南島で発生したような日本兵の性犯罪は、こうした軍の凡ゆる規律保持の努力にも拘らず、そのコントロールの及ばない地域でのみ発生した戦争犯罪であり、飽くまで例外的な事例でしかないのである。

中国人慰安婦の「性奴隷」説・「強制連行」説・「20万人」説は本当か

最後に、中国人慰安婦問題に関する代表的中国人研究者の見解について、その妥当性を検討しておきたい。

前述の蘇智良氏は、「軍妓」と「慰安婦」を明確に区別する。前者は何処の国にもあったもので、《ほとんど貧しい生活を脱出するために、やむを得ずこの道をえらんだ》ものだが、後者は《日本軍がアジア諸国の女性を強制して、軍隊の性奴隷にさせた》もので、《日本軍の組織的、計画的な連行或いは騙しによるものであった》とする。《日本軍国主義者は中国大陸、台湾、朝鮮、東南アジア及び少数の白人女性を強迫して、軍隊の慰安婦にさせた》、《慰安婦の最も正確な説明は日本軍の性奴隷ということである》というのが、蘇の基本的な見解である⁵²⁾。

ここには、日本軍が「組織的、計画的」に中国人女性を「強制連行」し、日本軍の「性奴隷」にした、と書かれている。だが、その主張は学問的に証明されていない。蘇氏は“*Chinese Comfort Women*” (2014) の中でも、自身が聞き取り調査した102人中、87人が《直接日本軍に拉致され》、10人が《日本軍協力者の中国人に拉致された》などと書いているが⁵³⁾、実際には氏が同書で取り上げた証言は12人に過ぎず⁵⁴⁾、殆どの証言は公開されていないため⁵⁵⁾、その真偽のほどは不明である。慰安婦問題に関する、中国の代表的研究者がこういう姿勢では、学問的中立性・客観性は到底担保し得ない、ということを指摘しておく。

百歩譲って、証言を公開した12人に限って論ずるとしても、被害者の証言はそれだけでは「事実」とは認められない。慰安婦の証言は70年以上前の本人の「記憶」でしかなく、その証言を「事実」として立証するためには、本人の供述を立証する物的証拠や、それを裏付けるに足る、近親者・友人・知人等による傍証が必要である。蘇氏はそうした綿密な裏づけ調査を一切行っていないが、本人の一方的供述を紹介するだけでは、日本軍の「組織的、計画的」な「強制連行」が立証されたことにはならないのは、言うまでもない。

蘇氏の主張する中国人慰安婦＝「性奴隷」説にしても、同様である。氏は、中国語による代表的著作である『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999）の中でも、《慰安婦制度とは、日本軍国主義が中国とアジアの国家を侵略した時期に、戦争を継続させる目的から、各国の女性を強制的に日本軍兵士の性奴隷にし、日本軍に性奴隷を計画的に配備した計画である》と主張しているが⁵⁶⁾、軍妓は《貧しい生活を脱出するために、やむを得ずこの道をえらんだ》ものだが、慰安婦は日本軍に強制連行された「性奴隷」だというのは、当時の中国の妓女の実態をあまりにも無視した暴論、と言わざるを得ない。

北村稔氏によれば、『慰安婦研究』には《膨大な数の中国人妓女が存在したという歴史的事実への言及は皆無》であり、《すべての妓女を日本軍により悲惨な境遇を迫られた性奴隷に変容させ》たため、記述上の混乱を惹き起し、《虚実が入り乱れて展開され》るという結果になっている⁵⁷⁾。

国連のクマラスワミ報告（1996）以降、慰安婦は「性奴隷」であるという誤った言説が国際社会に広まっているが、日本軍慰安婦は本稿で定義した通り「日本国内の公娼制度の延長として戦地に設けられた慰安所で、軍人相手の売春業に従事した女性」を指し

ており、労働の対価としての金銭的報酬を得、前借金を返済すれば原則として自由の身になれたという意味において、「奴隷」とは概念の範疇を明確に異にする。

北村稔氏によれば、《日本軍は妓女健康診断等で関与したが、中国人慰安婦制度は中国の売春制度の土台のうえで展開された売春の一形態》であり⁵⁸⁾、「性奴隷」などではない。慰安婦を「性奴隷」と言いくるめるのは、日本人研究者の間でもよく見られる通弊だが⁵⁹⁾、中国人女性に対する元日本兵の性暴力だけを大きくクローズアップさせ、「性奴隷」とオーバーラップさせるような形で、戦時性暴力被害者＝「性奴隷」＝中国人慰安婦という、誤った図式が漠然と成立しているように思われる。

だが、本稿でも度々指摘してきたように、当時においても重大犯罪とされていた戦時性暴力被害者と、合法的な存在だった慰安婦は全く異なる存在である。中国人慰安婦に「性奴隷」というレッテルを安易に貼ることで、慰安婦と戦時性暴力被害者の区別を曖昧にするようなことは、あってはならないことだと考える。

蘇氏の主張するもう一つの柱である、慰安婦総数「40万人説」、中国人慰安婦「20万人説」について、最後に検討したい。氏のこうした見解は、『慰安婦研究』（1999）で初めて公表されたものだが、計算式の根拠が極めて薄弱である。慰安婦の総数「40万人説」は、正確には「36万人～41万人」とするものだが、それは次のような計算式に拠っている。

まず、当時の日本兵総数を300万人として⁶⁰⁾、これを29で割る。29というのは兵士29人につき1人の割合で慰安婦がいたという意味で、慰安婦と兵員の「適正比率」（パラメーター）を指す。《当時、「ニクイチ」という言葉がかなり流通していたようである》という吉見義明氏の見解に基いたもののようだが⁶¹⁾、吉見氏はその典拠を明示しておらず、それが正しいという史料的根拠は何処にもない。典拠がはっきりしているのは、適正比率100であり、昭和14年4月の上海第21軍軍医部長の報告に《兵100人につき女1名の割合で慰安隊を輸入す》とある⁶²⁾。現に吉見自身が適正比率100でも計算しているし⁶³⁾、適正比率を50や150で計算する研究者（秦郁彦）もいる⁶⁴⁾。

次に、これに慰安婦の「交代率」（回転率）3.5～4を掛ける。交代率というのは、病氣・死亡・廃業などによる慰安婦の入れ替りの度合のことだが、これも研究者によって異なり、交代率を1.5で計算する研究者（秦郁彦・吉見義明）もいれば、2で計算する研究者（吉見義明）もいる⁶⁵⁾。交代率3.5～4という極端に高い数字は、蘇智良氏だけである。

こうして得られた数字が、36万人（交代率3.5）～41万人（交代率4）という慰安婦の総数になるのだが、《そこから朝鮮人慰安婦数の14万人から16万を減じ、更に日本人慰安婦の2万人とその他の国籍の慰安婦数を減じる》ことによって、中国人慰安婦20万人という数字を導き出したらしい⁶⁶⁾。

日本側研究者で、蘇智良氏の主張するような膨大な数の慰安婦に言及する学者は、誰もいない。吉見義明氏は総数を5万～20万人とし⁶⁷⁾、中国人慰安婦の数については特に言及していない。秦郁彦氏の試算では、日本軍慰安婦の総数は多めに見ても2万人前後、中国人を含む「現地人」はその内の三割程度（6千人）とする⁶⁸⁾。尚、秦氏の試算によると、各国別の日本軍慰安婦の内訳は、日本人4：現地人（中国人を含む）3：朝鮮人2：その他1であり、中国人慰安婦も朝鮮人慰安婦も数千のオーダーにしかならない。中国人慰安婦「20万人説」が如何にデタラメか、ということである⁶⁹⁾。

註

- 1) 2016年12月31日、米CNNテレビでの蘇智良氏（中国慰安婦問題研究センター所長）の発言。
- 2) 勝岡寛次「日本における中国人慰安婦の研究と運動」。『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』は、中国人慰安婦問題研究会（代表西岡力）が平成28年6月17日に公表し、日本政策研究センターHP上で公開している。
- 3) 高嶋航「中国における「慰安婦」研究の現在」、『史林』88-1、2005年1月、27頁。
- 4) 康健「中国人元「慰安婦」被害事実調査」、『季刊戦争責任研究』71、2011年春季号、68頁。中国人元「慰安婦」（性暴力被害者）として初めて名乗り出た万愛花が来日したのは、1992年12月のことである。
- 5) 蘇智良「慰安婦、の緊急調査」、『季刊戦争責任研究』27、2000年春季号、19頁。
- 6) 朝日新聞による慰安婦「強制連行プロパガンダ」については、西岡力「92年1月強制連行プロパガンダ」と朝日の責任」（「朝日新聞慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書）所収、平成27年2月19日、日本政策研究センターHPで公開）を参照されたい。
- 7) 大森典子・安達洋子「中国人「慰安婦」訴訟の10年を振り返って」、『季刊戦争責任研究』47、2005年春季号、14頁。
- 8) 34名の証言者を抽出したプロセスを、ここで説明しておく。現在までに筆者が確認し得た中国人慰安婦・性暴力被害証言者の内訳は、以下の通りである。
 - ・中国人慰安婦・性暴力被害者裁判原告（1995～2001提訴）：24人（第一次4人・第二次2人・性暴力10人・海南島8人）
 - ・蘇智良『慰安婦研究』（1999）所収の証言者：3人
 - ・女性国際戦犯法廷（2000）証言者：2人
 - ・石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』（2004）所収の証言者：10人
 - ・展示パンフレット『ある日、日本軍がやってきた』（2008）所収の証言者：18人
 - ・梶村太郎・村岡崇光・糟谷廣一郎『「慰安婦」強制連行』（2008）所収の証言者：1人
 - ・蘇智良・陳麗菲“Chinese Comfort Women”（2014）所収の証言者：12人
 - ・班忠義監督映画「太陽がほしい」（2015）所収の証言者：7人
 以上を合計すると、延べ77人となるが、証言者はかなりの部分で重複しているので、重複分を除けば34人となる。（重複の詳細については、付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照されたい。一人の人名に対して複数の○が付いている場合が、証言の重複を示す。例えば、No.16の万愛花の場合、中国人「慰安婦」裁判（山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟）の原告として証言している以外に、5つの○が付いているので、証言が6種類あることになる。）
- 9) 付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」の見方について一言しておく、冒頭の横見出しの「被害状況」の右に、「慰安婦か性暴力か」という欄がある。これは証言の「被害状況」から見て、その証言者が慰安婦か、それとも性暴力被害者かを判断して、そのいずれかを該当欄に記入したものである。
- 10) 1992年12月に初めて来日した万愛花は、「日本の戦後補償に関する国際公聴会」で証言した。彼女は「慰安婦」と呼ばれることを一貫して拒否し、「私は慰安婦ではない。だれが何と言おうと慰安婦ではない。私が共産党員だったから、強制連行されたのだ」と主張していた（班忠義『声なき人たちに光を―旧軍人と中国人「慰安婦」の20年間の記録』、2015、35頁）。
- 11) 全34名の証言者中、山西省孟県の性暴力被害者はNo.7～24の18名、海南島の性暴力被害者はNo.25～32の8名である。
- 12) 付表②の横見出しの「蘇・英語本」の欄に○が付いているのが、蘇智良氏が当該本で採り上げた証言者12名である。この内、慰安婦と判断されるのはNo.1（雷桂英）、2（周粉英）、4（陸秀珍）、5（袁竹林）の4名、性暴力被害者と判断されるのはNo.3（朱巧妹）、6（譚玉華）、13（尹玉林）、16（万愛花）、26（黄有良）、27（陳亞扁）、29（林亜金）、33（李連春）の8名である。
- 13) 島田洋一氏は、この点について次のように指摘している。《その場限りのレイプより悪質な長期・組織的な集団レイプが「慰安婦」という位置づけになっている。本書では、「慰安婦」という用語が、ほとんどの場合、慰安所で性的サービスを提供する女性という通常の意味で使われていない。真偽は別として、「中国における日本軍の性暴力証言集」とでもすべき内容でありながら、それでは慰安婦「ブーム」に乗れず、また、慰安婦問題の拡大という政治目的も達成しにくくな

- るため、「中国人慰安婦」というタイトルにしたと言わざるを得ない。》(島田洋一「『中国人慰安婦』について」、『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』平成28年(2016)6月17日、日本政策研究センターHP、31頁)
- 14) 付表②の証言者全34名の内、慰安婦と判断されるのはNo.1(雷桂英)、2(周粉英)、4(陸秀珍)、5(袁竹林)の4名だけで、残り30名は全て性暴力の被害者である。
 - 15) 石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』創土社、2004、242頁。本書の書名を「慰安婦」とせず「性暴力」としたのも、慰安婦と性暴力被害者を区別している現れだろう。
 - 16) 同上、251頁。
 - 17) 付表②の横見出しの「場所」が、証言者が被害を受けた場所を記入した欄になっている。これを見ると、付表②のNo.7～24(李秀梅・劉面換・周喜香・陳林桃・侯巧蓮・郭喜翠・尹玉林・尹林香・侯冬娥・万愛花・南二僕・張先兎・趙潤梅・高銀娥・王改荷・趙存妮・楊時珍・楊喜何)の18名が、山西省孟県における性暴力被害者である。
 - 18) 付表②の「証言」欄を見ると、No.9～12(周喜香・陳林桃・侯巧蓮・郭喜翠)、No.15～16(侯冬娥・万愛花)、No.21(王改荷)の7名がそのことを証言している。
 - 19) 註10に同じ。
 - 20) 瀨瀬厚編・解説『軍紀・風紀に関する資料』(十五年戦争重要文献シリーズ第6集)不二出版、1992、18、24頁。
 - 21) 吉田裕・松野達也編集・解説『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』現代史料出版、2001、363頁。
 - 22) 因みに、この「身代金」については、次のような考察があることを紹介しておく。《原告らが拠点から釈放される条件として、銀元や羊毛を要求されているのは、中国の土匪がよくやることで、これは漢奸といわれる中国人が強要したことに違いなく、日本軍が要求したとは考えられない。》(笠原十九司「日本軍の残虐行為と性犯罪—山西省孟県の実例」、『季刊戦争責任研究』17、1997、50頁)
 - 23) 前掲『黄土の村の性暴力』、35～185頁。本書では20人の証言を整理しているが、性暴力被害者本人の証言は、この内9人である。付表②のNo.13(尹玉林)、No.16(万愛花)、No.18～24(張先兎・趙潤梅・高銀娥・王改荷・趙存妮・楊時珍・楊喜何)の9名の被害者が、それに該当する。尚、No.17(南二僕)についても、死亡した本人に代り、養女と弟の証言を取っている。残り9名の証言は、当時を知る村の古老や老婦人等からの聞き取りである。これら20人の証言が第一部の大半を占め、本書の核心部分である。
 - 24) 松本栄好「私が中国で戦った「聖戦」の実態」、『子どものとき戦争があった』いのちのこぼれ社、2011年、108～110頁。
 - 25) 別の証言では松本氏は、レイプ等の戦争犯罪を目撃した事実は「ありません」と答えている。ケネディ日砂恵「必ず出てくる「第二の吉田清治」」、『WiLL』2015.1、248頁。
 - 26) 青江舜二郎『大日本軍宣撫官—ある青春の記録』芙蓉書房、昭和45年、229頁。
 - 27) 内海愛子・石田米子・加藤修弘編『ある日本兵の二つの戦場—近藤一の終わらない戦争』社会評論社、2005年、354頁。
 - 28) 同上、61～62頁。
 - 29) 桑島節郎『華北戦記』図書出版社、1978、158頁
 - 30) 前掲『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』、182～183頁。
 - 31) 前掲『ある日本兵の二つの戦場』、61、63頁。
 - 32) 前掲『黄土の村の性暴力』、262、264頁。
 - 33) 日本軍は『海南島が中国共産党の発祥の地の一つであり、一九三四年以降数年にわたって全島が「赤化」していたという認識をもっており、占領当初から、共産党軍に対する警戒心を強く持っていた』という(文公輝「日本による海南島軍事占領について—日本軍関係資料と実地調査を中心に」、『大阪人権博物館紀要』9、2006、85頁)。
 - 34) 齊藤日出治「海南島における住民虐殺と統治政策—「Y作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図」、『大阪産業大学経済論集』12-1、2010年9月、20頁。
 - 35) 齊藤日出治「日本軍統治下の海南島における侵略犯罪の調査報告」、『大阪産業大学経済論集』15-1、2014年3月、60頁。
 - 36) 付表②、No.25～32(譚玉蓮・黃有良・陳亞扁・譚亞洞・林亞金・陳金玉・鄧玉民・黃玉鳳)の

- 「被害状況」欄を参照。
- 37) 註35に同じ、49頁。
 - 38) 班忠義「中国・海南島の元「慰安婦」たち」、『週刊金曜日』5-24、1997.6.27、29頁。
 - 39) Peipei Qiu, with Su Zhiliang and Chen Lifei, *“Chinese Comfort Women – Testimonies from Imperial Japan’s Sex Slaves”*, Oxford University Press, 2014, p.128.
 - 40) Ibid., p.137.
 - 41) 2010年3月2日、最高裁は原告側の上告を棄却したため、本判決が最終判決として確定した。
 - 42) 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999、200頁。
 - 43) 註18の7名の証言を参照のこと。
 - 44) 笠原十九司「中国戦線における日本軍の性犯罪」、『季刊戦争責任研究』13、1996秋季、10～11頁。
 - 45) 笠原十九司「日本軍の残虐行為と性犯罪」、『季刊戦争責任研究』17、1997秋季、45頁。
 - 46) 前掲『黄土の村の性暴力』、242頁。
 - 47) 笠原十九司「日本軍による性暴力の構造」、『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ』（日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録第4巻）、緑風出版、2000年、217頁。
 - 48) 「討伐隊ニ与フル注意」、独立混成第四旅団「第一期晋中作戦戦闘詳報」（第12号）、アジア歴史資料センター（国立公文書館所蔵）。
 - 49) 「防犯資料 別紙 自昭和18年3月至昭和18年5月 第36師団司令部（2）」、アジア歴史資料センター（防衛省防衛研究所所蔵）。
 - 50) 前掲『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』、145頁。
 - 51) 「軍人軍隊ノ対住民行為ニ関スル注意ノ件通牒」、吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992、210頁。
 - 52) 蘇、前掲「「慰安婦」の緊急調査」、20頁。
 - 53) Su, Chen *“Chinese Comfort Women”*, op.cit., p.8.
 - 54) 付表②のNo.1～6（雷桂英・周粉英・朱巧妹・陸秀珍・袁竹林・譚玉華）、No.13（尹玉林）、No.16（万愛花）、No.26～27（黄有良・陳亞扁）、No.29（林亜金）、No.33（李連春）の12名である。
 - 55) 同書の注には、「これらの統計は蘇智良の〔インタビュー〕記録に基づいており、他の中国人研究者及び機関による記録は含まれていない」（Su, Chen *“Chinese Comfort Women”*, op.cit., p.200）とあるが、蘇の『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999）にも自身のインタビュー記録は1件も含まれておらず、そこで紹介された中国人8名の証言は、全て他人のインタビューの引き写しである。（『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』（日本政策研究センターHP）より、西岡力「総論」、北村稔「蘇智良『慰安婦研究』を評す」を参照した。）
 - 56) 蘇智良『慰安婦研究』上海書店出版社、1999、13頁。
 - 57) 北村稔「蘇智良『慰安婦研究』を評す」、『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』平成28年（2016）6月17日、28、32頁。
 - 58) 同上、25頁。北村氏は、邵雍『中国近代妓女史』（上海人民出版社、2005）に依拠して立論していることを補足しておく。
 - 59) 例えば、吉見義明氏も、『日本軍が性奴隷制度としての「慰安婦」制度をつくったのは事実であり』、『女性たちには、居住の自由、外出の自由、〔接客を〕拒否する自由、廃業の自由がなかった。その意味で、性奴隷状態にされたのである』などと述べている（吉見義明「日本軍「慰安婦」制度の本質は何か」、『日本の科学者』Vol.50-1、2015.1、18、23頁）。しかし、慰安婦には「外出の自由」もあれば、酔客の接客を「拒否する自由」も「廃業の自由」もあった（秦郁彦『慰安婦問題の決算』PHP研究所、2016、22頁。拙著『「慰安婦」政府資料が証明する〈河野談話〉の虚構』明成社、2014、79～97頁）。吉見氏の理屈は、完全に破綻している。
 - 60) 総兵力「300万人」というのは、1944年11月時点での外地所在の陸海軍軍人軍属の総数（概数）だが、秦氏によればこの母数にも問題があり、『南方は全軍敗退期に入っていて、その数か月前に続々と満州、中国、内地から送り込まれた増援部隊は着くとすぐに決戦場に投入され、慰安所へ通う余裕はなかった』という理由から、秦氏は総兵力を250万人として試算している（秦、前掲書、404頁）。
 - 61) 吉見義明編・解説『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992、83頁。
 - 62) 波多野澄雄・茶谷誠一編『金原節三陸軍省業務日誌摘録』前編、現代史料出版、2016、28頁。

- 63) 吉見、前掲『従軍慰安婦』、79頁。
- 64) 秦は、『昭和史の謎を追う』下（文藝春秋、1993、328頁）では適正比率50で試算し、前掲『慰安婦と戦場の性』（新潮社、1999、406頁）では、適正比率150で試算している。いずれにしても、適正比率29は少なすぎると判断されていることが判る。
- 65) 秦は『昭和史の謎を追う』『慰安婦と戦場の性』の両方で交代率1.5を用い、吉見は『従軍慰安婦』で交代率1.5と2の両方で計算している。
- 66) 北村、前掲「蘇智良『慰安婦研究』を評す」、26頁。尚、北村氏は蘇智良が朝鮮人慰安婦14万人から16万人と算出した根拠について、同じ個所で次のように述べている。《蘇智良は、朝鮮人慰安婦を14万人から16万人と算出した根拠を注記していない。しかしこの前後のページで、金一勉「荒船発言」（『現代之目』1972年第4号）を根拠に「戦時死亡の緒先人慰安婦は14.3万人に達した」と記し、更に北朝鮮の政府機関紙『民主朝鮮』（1996年8月15日刊）を根拠に「日本帝国主義が朝鮮を占領した40年間に20万人以上の朝鮮婦女を強制的に慰安婦にした」と記しており、この二つを根拠に14万人から16万人を算出したと考えられる。荒船発言とは、衆議院議員の荒船清十郎氏が1965年11月20日の選挙区の集会で、「朝鮮の慰安婦が14万2千人死んでいる」と発言した出来事である。》
- 蘇氏がここで依拠した朝鮮人慰安婦「14万2千人説」は、荒船が「勝手にならべた数字」に過ぎず、蘇氏の中国人慰安婦「20万人説」は、アジア女性基金からも次のように批判されている。《蘇智良氏もこの荒船発言を知り、これに依拠して、朝鮮人慰安婦が14万2000人いたとすれば、36万、ないし41万の慰安婦総数のうち、中国人慰安婦は20万人にのぼると結論しています。これも荒船発言に誤導された推論だと考えられます》（「慰安所と慰安婦の数」、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」）
- 67) 吉見、前掲『従軍慰安婦』、79～80頁。尚、吉見は最近では8～20万人と言っているようである。
- 68) 秦、前掲『慰安婦と戦場の性』、406、410頁。
- 69) 尤も上には上があるようで、高嶋航によれば、近年は「慰安婦概念の拡大」により、中国側の主張する慰安婦数は劇的に増大する傾向にあり、例えば呉天威「日軍史無前例的強暴中華婦女一被強姦者多於慰安婦」（『抗日戦争研究』1999.2）では、クマラスワミの「慰安婦は日本が戦時に犯した組織的強姦および奴隷制の犯罪である」という定義を援用し、中国人慰安婦及び強姦された中国人は少なくとも百万以上に上る、としているそうである（高嶋、前掲「中国における「慰安婦」研究の現在」、53頁）。

付表①① 中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧①

①

1 ①資料集①

No(	編者(	「論文タイトル」(	『雑誌名』巻号(	発行年月(
		『書籍タイトル』(	発行所(	
1(	吉見義明(	『従軍慰安婦資料集』(	大月書店(	1992.11(
2(	(	『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』全5巻(	龍溪書舎(	1998.7(

①

2 ①一般①

No(	著者(	「論文タイトル」(	『雑誌名』巻号(	発行年月(
		『書籍タイトル』(	発行所(	
3(	倉橋正直(	『従軍慰安婦問題の歴史的研究』(	共栄書房(	1994.8(
4(	吉見義明(	『従軍慰安婦』(	岩波書店(	1995.4(
5(	藤井忠俊(	「中国占領地における徴集と慰安所の展開」(	大月書店(	1995.8(
		(吉見・林編『共同研究日本軍慰安婦』所収)(		
6(	西野瑠美子(	「中国「慰安婦」と日本の責任」(2)(	『法と民主主義』312(	1996.10(
7(	笠原十九司(	「中国戦線における日本軍の性犯罪」(	『戦争責任研究』13(	1996 秋季(
8(	桑山紀彦(	「中国人元「慰安婦」の心的外傷とPTSD」(	『戦争責任研究』19(	1998 春季(
9(	秦郁彦(	『慰安婦と戦場の性』(	新潮社(	1999.6(
10(	林伯耀(	「天津の日本軍『慰安婦』供出システム—偽『天津特別市政府』警察局の公文書資料から」(『女性・戦争・人権』2所収)(	行路社(	1999(
11(	林博史(	「中国での慰安所現地調査について」(	『戦争責任研究』27(	2000 春季(
12(	西野瑠美子(	「上海の慰安所・現地調査報告」(	『戦争責任研究』27(	2000 春季(
13(	川田文子(	「南京レイプと南京の慰安所」(	『戦争責任研究』27(	2000 春季(
14(	蘇智良(	「“慰安婦”の緊急調査」(	『戦争責任研究』27(	2000 春季(
15(	尹明淑(	「中国人軍隊慰安婦問題に関する研究ノート」(	『戦争責任研究』27(	2000 春季(
16(	吉見義明(	「南京・上海の慰安所と上海派遣軍軍医部」(	『戦争責任研究』27(	2000 春季(
17(	内海愛子(	「戦時性暴力と東京裁判」(日本軍性奴隷制を裁く—2000 年女性国際戦犯法廷の記録第1巻『戦犯裁判と性暴力』所収)(	緑風出版(	2000.5(
18(	本澤二郎(	「中国初の“慰安婦”国際シンポジウム」(	『マスコミ市民』378(	2000.6(
19(	経盛鴻(	「南京の慰安婦と慰安所」(	『戦争責任研究』28(	2000 夏季(
20(	宋連玉(	「上海での中国「慰安婦」問題国際シンポジウムに参加して」(	『戦争責任研究』28(	2000 夏季(
21(	松井やより(	「「女性国際戦犯法廷」をなぜ開くのか」(	『戦争責任研究』28(	2000 夏季(
22(	陳麗菲・蘇智良(	「中国の慰安所に関する調査報告」(日本軍性奴隷制を裁く—2000 年女性国際戦犯法廷の記録第4巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ』所収)(	緑風出版(	2000.12(

23(	松岡環(	「南京大虐殺下における日本軍の性暴力」(同上)(	緑風出版(	2000.12(
24(	林伯耀・張友棟編・訳(	「天津の日本軍「慰安婦」供出システム」(同上)(	緑風出版(	2000.12(
25(	西野瑠美子(	中国における慰安所設置と「慰安婦」徴集(同上)(	緑風出版(	2000.12(
26(	笠原十九司(	日本軍による性暴力の構造(同上)(	緑風出版(	2000.12(
27(	袁竹林(	「ある慰安婦の証言(『華月月報』1999年8月号より)」(	『中国女性史研究』10(	2001.1(
28(	吉見義明(	「日本軍性奴隷(「従軍慰安婦」)制度研究の現段階」(	『戦争責任研究』38(	2002 冬季(
29(	西野瑠美子(	「中国に疼く「慰安婦」の歴史」(	『新日本文学』58-3(	2003.4(
30(	笠原十九司(	「中国の前線における日本軍兵士の意識」(	『戦争責任研究』43(	2004 春季(
31(	高嶋航(	「中国における「慰安婦」研究の現在」(	『史林』88-1(	2005.1(
32(	吉見義明(	「南京事件前後における軍慰安所の設置と運営」(『現代歴史学と南京事件』所収)(	柏書房(	2006.3(
33(	川田文子(	「南京レイプと南京の慰安所」(同上)(	柏書房(	2006.3(
34(	吉見義明(	「強制」の史実を否定することは許されない」(	『世界』765(	2007.5(
35(	吉見義明(	「米下院「慰安婦」決議案と河野談話」(	『戦争責任研究』56(	2007 夏季(
36(	川田文子(	東京裁判で証言された南京レイプ(	『戦争責任研究』58(	2007 冬季(
37(	糟谷廣一郎(	「[中国・桂林ルポルタージュ] 私は“日本鬼子”の子」(『「慰安婦」強制連行』所収)(	金曜日(	2008.6(
38(	(	資料紹介「東京裁判と性暴力—中国とフィリピンを例に」(	『戦争責任研究』61(	2008 秋季(
39(	(	『ある日、日本軍がやってきた—中国・戦場での強かんと慰安所』(	アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(	2008(
40(	吉見義明(	「「従軍慰安婦」問題研究の到達点と課題」(	『歴史学研究』849(	2009.1(
41(	吉見義明(	「日本軍「慰安婦」問題について」(	『戦争責任研究』64(	2009 夏季(
42(	倉橋正直(	「中国戦線に形成された日本人町—従軍慰安婦問題補論」(	『キリスト教社会問題研究』58(	2010.1(
43(	天児都・麻生徹男(	『慰安婦と医療の係わりについて』(	梓書院(	2010.4(
44(	吉見義明(	「吉見義明教授から橋本徹市長への公開質問状(吉見義明教授インタビュー)」(	『中帰連』53(	2013.10(
45(	吉見義明(	「日本軍「慰安婦」制度の本質は何か」(	『日本の科学者』50-1(	2015.1(

①

①

3①慰安婦裁判関係①

No(	著者(	「論文タイトル」(『書籍タイトル』(	『雑誌名』巻号(発行所(	発行年月(
46(	安達洋子(	「中国人元「慰安婦」を迎えて」(	『歴史地理教育』557(	1996.12(
47(	大森典子(	「中国人「慰安婦」訴訟」(	『戦争責任研究』15(	1997 春季(
48(	大森典子(	「元「慰安婦」たちの訴訟(中国」(	『法学セミナー』512(	1997.8(

49(	(	「集会から(中国人慰安婦裁判原告侯巧蓮さんの話を聞く会ほか」(	『あごら』242(	1998.8(
50(	吉池俊子(	『私の頭は壊れてしまった…』中国人「慰安婦」裁判原告侯巧蓮さん」(	『女たちの21世紀』17(	1999.1(
51(	石田米子(	「中国・山西省10人の女性の「打官司(提訴)」とその性暴力の性格(	『女たちの21世紀』17(	1999.1(
52(	康健(	「中国戦争被害者(元「従軍慰安婦」及び強制連行労工の対日賠償請求事件における法的支援に関わる活動概況について」(	『法と民主主義』339(	1999.6(
53(	中国人「慰安婦」訴訟弁護団等編(	『その勇気を無駄にしないで—中国山西省での性暴力被害者の証言・訴状』(	同弁護団(	1999(
54(	坂口禎彦(	「中国人「慰安婦」第1次訴訟東京地裁判決批判」(	『戦争責任研究』33(	2001 秋季(
55(	小俣光子(	「黄土高原の小さな村の性暴力—中国山西省性暴力被害者の訴え」1～5(	『あごら』298, 299, (300, 302, 304(	2004.10～2006.1(
56(	川口和子他(	「山西省性暴力被害者裁判と関連する活動」(	『戦争責任研究』47(	2005 春季(
57(	大森典子・安達洋子(	「中国人「慰安婦」訴訟の10年を振り返って」(	『戦争責任研究』47(	2005 春季(
58(	山手治之(	「中国人「慰安婦」二次訴訟東京高裁判決について」(	『立命館法学』(300/301(	2005(
59(	金子美晴(	「海南島元「慰安婦」たちの闘い」(	『中帰連』36(	2006. 春(
60(	坂口禎彦(	「中国人慰安婦訴訟・海南島事件」(	『軍縮問題資料』313(	2006.12(
61(	大森典子(	「中国人「慰安婦」訴訟と山西省性暴力被害者訴訟」(	『軍縮問題資料』314(	2007.1(
62(	川上詩朗(	「中国人「慰安婦」第二次訴訟の最高裁判決と今後の闘い」(	『軍縮問題資料』321(	2007.8(
63(	坪川宏子(編集・解説(	資料紹介「日本の裁判所が認定した日本軍「慰安婦」の被害事実」(上)(下)(	『戦争責任研究』56, 57(	2007 夏季(
64(	大森典子(	『歴史の事実と向き合って—中国人「慰安婦」被害者とともに』(	新日本出版社(	2008.12(
65(	藍谷邦雄(	「「慰安婦」裁判の経過と結果およびその後の動向」(	『歴史学研究』849(	2009.1(
66(	大谷猛夫(	「中国人戦争被害者が国と企業を訴えた裁判の現状と支援の動き」(	『戦争責任研究』64(	2009 夏季(
67(	金子美晴(	「中国海南島における戦時性暴力被害と裁判及びその支援について」(	『戦争責任研究』64(	2009 夏季(
68(	坂口禎彦(	「判決報告「中国・海南島戦時性暴力被害者訴訟」」(	『軍縮問題資料』358(	2010.10(
69(	坪川宏子・大森典子(	『司法が認定した日本軍「慰安婦」』(	かもがわ出版(	2011.12(

①

①

4 ①山西省性暴力関係①

No(	著者(	「論文タイトル」(	雑誌名・巻号(	発行年月(
		『書籍タイトル』(	発行所(	
70(	万愛花(	「私は日本軍が死ぬほど憎い」(『世界に問われる日本の戦後処理①「従軍慰安婦」等国際公聴会の記録』所収)(	東方出版(	1993. 5(
71(	班忠義(	「中国人「元慰安婦」たちが語る真実」(	『週刊金曜日』4-30(	1996. 8. 9(
72(	秦郁彦(	「慰安婦「身の上話」を徹底検証する」(	『諸君!』28-12(	1996. 12(
73(	林博史(	「中国人元「慰安婦」の証言」(	『戦争責任研究』15(	1997 春季(
74(	笠原十九司(	「日本軍の残虐行為と性犯罪」(	『戦争責任研究』17(	1997 秋季(
75(	藤原彰(	「「三光作戦」と北支那方面軍」(1)(2)(	『戦争責任研究』20(	1998 夏季(
			(((((	秋季(
76(	桑山紀彦(	「中国山西省(性暴力被害者におけるPTSDの検証(第2次報告)(	『戦争責任研究』25(	1999 秋季(
77(	石田米子(	「記録されない記憶—山西省における戦争被害調査・記述の中の性暴力」(『芝蘭集—好並隆司先生退官記念論文集』所収)(	(	1999(
78(	石田米子(	「中国華北の戦場における日本軍の性暴力の構造—山西省の現地調査から見えてくるもの」(『女性・戦争・人権』2所収)(	行路社(	1999(
79(	石田米子・大森典子(	「中国山西省における日本軍性暴力の実態」(日本軍性奴隷制を裁く—2000 年女性国際戦犯法廷の記録第4巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ』)(	緑風出版(	2000. 12(
80(	石田米子(	「講演記録 中国山西省における日本軍性暴力に関する調査について」(	『人文研究』144(	2001(
81(	石田米子(	「中国における日本軍性暴力被害の調査・記録に取りくんで」(	『中国女性史研究』11(	2002. 1(
82(	石田米子・内田知行編(	『黄土の村の性暴力—大娘たちの戦争は終わらない』(	創土社(	2004. 4(
83(	石田米子(	「沈黙を強いる構造と自尊感情を回復する関係」(	『岡山部落解放研究所紀要』13(	2004(
84(	内海愛子・石田米子・加藤修弘編(	『ある日本兵の二つの戦場—近藤一の終わらない戦争』(	社会評論社(	2005. 1(
85(	石田米子(	「中国農村における聞き取りから見えた戦時性暴力の構造」(	『鳴門史学』18(	2005(
86(	小濱正子(	「口述史料を利用した中国近現代史研究の可能性—山西省孟縣の日本軍性暴力研究をめぐる」(	『東洋史研究』64-2(	2005. 9(
87(	青木茂(	『日本軍兵士・近藤一 忘れえぬ戦争を生きる』(	風媒社(	2006. 3(
88(	班忠義(	『ガイサンシーとその姉妹たち』(	梨の木舎(	2006. 9(
89(	倉橋綾子(	「私たちをつかんで離さない「過去」」(	『世界』765(	2007. 5(
90(	班忠義(	「中国人「慰安婦」の知られざる人生を追って—班忠義監督に聞く」(	『女性のひろば』345(	2007. 11(

91(	内田知行(	「中国における戦時性暴力をめぐる記憶と記録」 『戦争と民衆』所収)(	旬報社(	2008.4(
92(	石田米子(	「中国における日本軍性暴力被害の調査・記録に 取りくんで」(『新編日本のフェミニズム 10』所収)(	岩波書店(	2009.2(
93(	松本栄好(	「証言(私を侵略戦争に突き進ませたものは 何か」(	『神奈川支部情報』17(	2010.6(
94(	石田米子(	「活動と交流 八路軍記念館での性暴力パネル展 開催顛末」(	『中国女性史研究』20(	2011.2(
95(	松本栄好(	「私が中国で戦った「聖戦」の実態」(『子どもの とき戦争があった』所収)(	いのちのこば社(	2011.8(
94(	近藤一・宮城 道良(	『最前線兵士が見た「中国戦線・沖縄戦の実相」』(	学習の友社(	2011.9(
95(	江上幸子(	『『黄土の村の性暴力—大娘たちの戦争は終わら ない』共振する丁玲の小説と』(	『戦争責任研究』74(	2011 冬季(
96(	田宮昌子(	「山西省孟県仙人村調査報告—「個人史から考え る日中近現代関係史」の一環として」(	『宮崎公立大学人文 学部紀要』19-1(	2011(
97(	石田米子(	「日本軍性暴力を中国農村の被害女性から考え る—「慰安婦」と呼ばれることを拒否し続けた万 愛花さん」(	『中帰連』53(	2013.10(
98(	ケネディ 日 砂恵(	「必ず出てくる「第二の吉田清治」」(	『WILL』121(	2015.1(
99(	班忠義(	『声なき人たちに光を—旧軍人と中国人“慰安 婦”の20年間の記録』(	いのちのこば社(	2015.9(
100(	班忠義(	「ドキュメンタリー映画『太陽がほしい』中国人 被害者の証言の伝達者として」(	『女性のひろば』440(	2015.10(
101(	班忠義(	『太陽がほしい—「慰安婦」とよばれた中国人女 性たちの人生の記録』(	合同出版(	2016.3(

①

5①海南島性暴力関係①

No(	著者(	「論文タイトル」(	雑誌名・巻号(	発行年月(
		『書籍タイトル』(	発行所(	
102(	西野瑠美子(	「私が見た海南島海軍病院の「慰安婦」たち—元 海軍従軍看護婦の体験」(	『週刊金曜日』5-19(	1997.5.23(
103(	班忠義(	「中国・海南島の元「慰安婦」たち」(	『週刊金曜日』5-24(	1997.6.27(
104(	藤原彰(	「海南島における日本海軍の「三光作戦」」(	『戦争責任研究』24(	1999 夏季(
105(	紀州 鉦山の 真実を明ら かにする会(	『海南島で日本はなにをしたのか—虐殺・略奪・ 性奴隷化、抗日反日闘争』(	写真の会パトローネ(	2005.5(
106(	文公輝(	「日本による海南島軍事占領について」(	『大阪人権博物館紀 要』9(	2006(
107(	斉藤日出治(	「海南島における住民虐殺と統治政策」(	『大阪産業大学経済 論集』12-1(	2010.9(

108(	齊藤日出治(	「日本軍による海南島の侵略犯罪に関する調査報告」(	『大阪産業大学経済論集』14-1(	2013.2(
109(	齊藤日出治(	「日本軍統治下の海南島における侵略犯罪の調査報告」(	『大阪産業大学経済論集』15-1(	2014.3(

①

6 ①戦犯供述書・中帰連関係①

No(	著者(	「論文タイトル」(	雑誌名・巻号(	発行年月(
		『書籍タイトル』(	発行所(	
110(	中国帰還者 連絡会会員(	「座談会「従軍慰安婦」を語る」(	『中帰連』5(	1998.6(
111(	(	「中国の「慰安婦」問題雑感」(	『中帰連』5(	1998.6(
112(	川田文子(	「中国戦犯供述書にみる日本軍の性暴力」(	『戦争責任研究』23(	1999 春季(
113(	康健(	「中国人元「慰安婦」被害事実調査」(	『戦争責任研究』71(	2011 春季(

①

付表②①中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表①

①

* (氏名の横列に○が二箇所以上あるのは、証言が重複していることを示している。)
* (「裁判原告」欄に「第一次」「第二次」「性暴力」「海南島」とあるのは、以下のそれぞれの慰安婦裁判の原告であることを示す。 (「第一次」「第二次」：中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟、性暴力：山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟、「海南島」：海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟)

1、東海岸地域 (南京・上海周辺) * (場所の分類は蘇智良・陳麗菲 “Chinese Comfort Women” の区分に基づく。)

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	証言内容の要略	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中本文 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示パノ 展示 (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
1	雷桂英 (Lei (Guiying	1929? 2007	河北省 唐山	軍の売春宿とは知らず、10歳前後から子守・女中として 住み込み、13歳で慰安婦に。この売春宿は日本人夫妻が 経営。兵士はコンドームを使用していた。半年間拷問さ れ、1943年末に慰安所から逃亡。	慰安婦						○ (pp. 81-88	
2	周粉英 (Zhou (Fenyng	1917 2008	江蘇省 如皋	日本軍の如皋侵攻 (1938) 直後に拉致誘拐。外出は許さ れず。慰安所は中国人女性経営。毎月1元ほど貰った (展示パノプの証言と矛盾)。兵士は軍票で料金を支払 い、日本人医師が定期的に検診。女主人からコンドーム を渡されていた。3ヶ月後、傀儡政府書記の身請けによ り解放。	慰安婦					○ p.13 お金を二 度も受け 取らず。 (証言矛盾)	○ (pp. 89-93 (	
3	朱巧妹 (Zhu (Qiaomei	1910 2005	上海市 崇明島	日本軍の崇明島占領 (1938) 後、強姦され、将校専用の 性奴隷とされた。善段は自分の家に行ったが、トーチカの 一室に連日込まれ、週5回以上強姦された。日本軍が同 島から撤退した1939年に解放。	性暴力①						○ (pp. 94-97 (	
4	陸秀珍 (Lu (Xiuzhen	1917 2002	上海市 崇明島	日本軍の崇明島占領後の陰曆2月 (1938)、誘拐され、 軍の慰安所に連行された。施設の回りの散歩は許されて いた。隊長に独占され、缶詰を貰うこともあったが、お 金は貰わなかった。中国人夫妻が慰安婦を監督し、日本 兵は強姦の際、コンドームを付けず。たまたま中国人医師 が検診した。陰曆5月に慰安所から逃亡。	慰安婦						○ (pp. 98-101 (	

2. 華中・華北の戦闘地帯

No	氏名 (英訳)	生年 没年	場所	被害状況 その他	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中文本 (1999)	女性戦犯法 延 (2000)	石田本 (2004)	展示パノ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
5	袁竹林(Yuan Zhulin	1922 2006	湖北省 武漢	1940年7月、中国人女性(慰安所経営者の妻)に旅館で清掃婦を募集していると騙され、鄂城の慰安所に監禁され「マサコ」という名の性奴隷とされる。日本兵はチケツを買ったようだが、1元も貰ったことはない。且本の規定では兵はコンドームを使うことになっていたが、兵の多くは使わなかった。41年4月、逃亡に失敗したが、藤村という将校専属の妾となり、慰安所からは解放され、食堂で働く。1941年、藤村の部下の西山により、藤村からも解放された。	慰安婦			○ pp.116-122 コンドーム 使用が普通 だった旨を 証言し、蘇の 英語本の証 言と食い違 いあり。		○ p.16	○() pp.98-101()	○ pp.47-51 p.80
6	譚玉華(Tan Yuhua	1928	湖南省 益陽	1944年陰暦9月、日本兵に誘拐され、将校専用の売春宿に監禁された。外出は許されず、武装した兵が監視していた。同年11月、両親に依頼された地元で維持会長 の尽力で帰郷。	性暴力①						○() pp.108-113()	
7	李秀梅	1927	山西省① 孟県①	1942年陰暦8月、日本兵により自宅から進圭村の日本軍駐屯地へ拉致・連行され、ヤオドン(岩山住居)に監禁。5ヶ月間強姦を受けた後、大股股により自宅に搬送。	性暴力①	第一次 (1995)				○ p.35	()	
8	劉面換	1927 2012	山西省① 孟県①	1943年陰暦3月、日本兵により自宅から進圭村の日本軍駐屯地へ拉致・連行され、ヤオドンに監禁。約40日間強姦を受け、病氣になり、父親が銀と羊を送って解放。	性暴力①	第一次 (1995)				○ p.35	()	○ pp.27-32 p.78
9	周喜香	1925	山西省① 孟県①	18歳の時共産党に入党(村の婦連主任)、1944年3月、共産党の会合中に日本兵に襲われ進圭村に拉致連行、民家に6日間監禁・強姦された。その後入路軍により救出。	性暴力①	第一次 (1995)				○ p.34	()	
10	陳林桃	1923	山西省① 孟県①	夫が八路軍。1943年陰暦7月、日本兵により進圭村の日本軍駐屯地へ拉致・連行され、「夫の居場所を吐け」と拷問の上、約20日間監禁・強姦された。家族が金を渡して解放。	性暴力①	第一次 (1995)	○ pp.330-331			○ p.35	()	

No	氏名 (英訳)	生年 没年	場所①	被害状況 その他	慰安婦か、 性暴力か	裁判原告	蘇・中文本 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示 ¹⁾ 7 (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
11	侯巧蓮 (英訳)	1929 1999	山西省① 孟県①	1942 年陰曆 3 月、村長の父が八路軍に協力していたことから、日本軍に拷問を受け、進封村に連行された。ヤオトンで連日強姦され、約 40 日後、銀 700 元を日本軍に払い 解放。	性暴力①	第二次 (1996)	○ p.331 侯巧良?			○ p.32	(	
12	郭喜翠	1927 2013	山西省① 孟県①	姉の夫が八路軍に協力していることを密告され、1942 年陰曆 7 月、日本兵・清郷隊 (地元の傀儡組織) に捕えられ、進封村に連行。半月間強姦・輪姦され、家族が清郷隊に金を支払い 解放。その後も都合 3 度、進封村に連行・強姦。	性暴力①	第二次 (1996)				○ p.34	(	○ pp.33-34 p.78
13	尹玉林(Yin Yulin)	1922	山西省① 孟県①	1941 年 2 月、村に來た日本兵に見つかり、自宅で強姦される。その後一年余り、自宅で強姦が続き、山の上でも強姦された。1942 年陰曆 9 月に再婚、他村に移住して解放された。	性暴力①	性暴力 (1998)			○ pp.37-44		○(pp.114-118(p.79	○ p.36, p.79
14	尹林香(Yin Linxiang)	1919 2000	山西省① 孟県①	尹玉林的姉。被害状況は同上。(	性暴力①						(	○ pp.37-38, 79
15	侯冬娥((蓋山西)	1921 1992	山西省① 孟県①	抗日婦女救国会会長。「蓋山西」とは山西一の美人の意味。万愛花とともに 1992 年に來日する直前、亡くなった。山西省の性暴力被害者の象徴的存在。	性暴力①		○ p.331-332			○ p.35	(	
16	万愛花(Wan Aihua)	1930 2013	山西省① 孟県①	1942 年、共産党に入党、抗日副村長。同年初夏から翌年にかけて、日本兵に 3 回捕えられ、その都度進封村に連行された。二度目は強姦されたが(裁判の証言と食い違いあり)、二度目からは激しい強姦・拷問を受ける。その都度逃亡を繰り返すが、三度目は病死の状態となり、日本軍に裸のまま川に捨てられたところを地元の老人に救われ、九死に一生を得る。	性暴力①	性暴力 (1998)		○ pp.111-114	○ pp.93-110	○ p.33	○(pp.119-125(p.78	○ pp.23-25 p.78
17	南二僕((英訳)	1923 1967	山西省① 孟県①	1942 年春、実家に押し入った日本兵下士官が強姦、近くの民家に拉致し軟禁。その後数ヶ月にわたり当該下士	性暴力①	性暴力 (1998)			△ (養女・弟)	○ p.28	(	

					原告は養女楊秀惠。				pp.49-56 pp.73-76			
18	張先兎	1926 2015	山西省① 孟県①	官により強姦を受け、遂には身籠り男児を出産した。その後逃亡するも、文化大革命中に「歴史的反革命」の烙印を押され、自殺。 1941年1月、日本兵・警備隊（中国人による対日協力組織）により西煙鎮の自宅から拉致、河東砲台のヤオトンに監禁され、約20日間強姦され続けた。家族が借金して工面した400銀元を日本軍に払い、解放。 1941年4月、日本兵・警備隊により輪姦の上、西煙鎮の自宅から河東砲台のヤオトンに拉致・監禁、約40日間輪姦が続く。家族が土地や建物を売って得た210銀元を日本軍に差し出し、解放。	性暴力①	性暴力 (1998)	○ p.29	○ pp.83-86	○			
19	趙潤梅	1925	山西省① 孟県①	1941年4月、日本兵・警備隊により輪姦の上、西煙鎮の自宅から河東砲台のヤオトンに拉致・監禁、約40日間輪姦が続く。家族が土地や建物を売って得た210銀元を日本軍に差し出し、解放。	性暴力①	性暴力 (1998)	○ p.29	○ pp.79-83	○			
20	高銀娥	1925	山西省① 孟県①	1941年4月、南社村に押し入った日本軍と警備隊により捕えられ、河東砲台のヤオトンに連行され、連日強姦された。1,2週間後、夫が200銀元を日本軍に渡し、解放。	性暴力①	性暴力 (1998)	○ p.29	○ pp.76-79	○			○ pp.34-35 p.79
21	王改荷	1919	山西省① 孟県①	共産党員で、抗日婦女救国会主任。夫も抗日村長として八路軍に協力していた。1942年春、抗日組織の会議中に日本軍が急襲、拷問の後河東砲台のヤオトンに連行、連日強姦・拷問を繰り返す。20数日後、父親が土地・家財を売って得た120銀元を日本軍に渡し、解放。	性暴力①	性暴力 (1998)	○ p.30	○ pp.114-117	○			
22	趙存妮	1918 2004	山西省① 孟県①	1942年陰曆8月、日本軍の急襲で捕まり、西煙砲台のヤオトンに拉致・連行され、連日強姦される。約半月後、家族が借金をして作った銀380元を日本軍に渡し、解放された。	性暴力①	性暴力 (1998)	○ p.29	○ pp.111-114	○			
23	楊時珍	1924 2002	山西省① 孟県①	兄は日本軍に協力する商務会の会計をしていたが、1941年、42年、日本兵が自宅に押し入り、輪姦された。その後も自宅で強姦されたり、下士官専属となり強姦が繰り返されたが、現金を日本兵に渡し解放された。	性暴力①	性暴力 (1998)		○ pp.44-46	○			
24	楊喜何	1919 1998	山西省① 孟県①	1942年暮れ、2人の日本兵が実家に押し入り、強姦。その後も1年近く同じ2人が実家に押し入り、強姦を	性暴力①	性暴力 (1998)		○ pp.46-49	○			

繰り返した。

3, 華南の前線

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	被害状況 その他	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中文本 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示・ソフ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
25	譚玉蓮	1925	海南島① 保亭県①	黎族。1943 年春、日本軍の拠点のある南林に「戦地後勤服務隊」として徴用されたが、日本兵によって強姦され、粗末な慰安所に一年以上監禁された。1945 年半ばに逃亡。	性暴力①	海南島 (2001)						
26	黃有良(Huang Youliang	1927	海南島① 陵水県①	黎族。1941 年陰曆 10 月頃、日本兵に自宅で強姦され、数日後村の兵営に監禁され、屋間は労働に従事し、夜は強姦された。翌 1942 年春、藤橋の慰安所に連行・監禁された。2 年間その慰安所いたが、検診を受けたこともないし、兵士がコンドームをしたのを見たこともない。お金を貰ったこともない。親戚が父親が死んだので葬儀に出させてほしいと日本軍を騙し、本人の偽の墓まで作って自殺したことにして、逃亡に成功。	性暴力①	海南島 (2001)	○ pp.322-325			○ p.46 <u>死んだのは母親、偽の墓も母子のもの</u> (証言に喰い違い)	○ pp.126-130	
27	陳亞扁(Chen Yabian	1928	海南島① 陵水県①	黎族。1942 年の或る日、自警団によって徴用に駆り出され、日本軍の兵舎で屋間は労働に従事、夜は強姦された。数か月後、藤橋の慰安所に強制連行・監禁された。そこには数週間いたが、日本兵はコンドームも付かず、検診もなかった。外出は一切許されず、排世も室内の産にした。母親の懇願で、自警団長が日本軍に頼み、解放。	性暴力①	海南島 (2001)				○ p.45 本書の表紙を飾る写真は、この女性である。	○(pp.131-134(本書の表紙を飾る写真は、この女性である。	
28	譚世同	1925	海南島①	黎族。1941、2 年頃、日本軍の「戦地後勤服務隊」に徴用され、駐屯地へ連行後、山の中で強姦される。駐屯地に監禁され、屋間は仕事、夜は強姦、その後も各地の慰安所を移動させられ、日本軍の敗戦直前逃亡。	性暴力①	海南島 (2001)					(	

29	林亜金(Lin(Yajin	1924	海南島① 保亭県①	黎族。1943年秋、稲刈り中に他の女性3名と日本兵に拉致・連行され、日本軍の慰安所に監禁される。日本兵はコンドームを使わなかったが、ビルをくれた。検診は一切なかった。5か月後、父親と親戚の懇願で、他の女性と一緒に解放された。	性暴力①	海南島 (2001)					○(pp.135-140)
30	陳金玉(Chen(Juyin	1926	海南島①	黎族。自宅に押し入った日本兵に、同僚の前で強姦される。3ヶ月ほど山に隠れるも、日本軍の駐屯地に連行され、3ヶ月間監禁・強姦された。	性暴力①	海南島 (2001)				(	
31	鄧玉民(Deng(Jumin	1925	海南島①	苗族。1943年頃、軍に徴用された際、駐屯地近くで農作業の際、日本軍将校に強姦され、以後2年間、毎日のように駐屯地の倉庫に監禁され、強姦された。体調悪化により解放。	性暴力①	海南島 (2001)			○ p.18	(	
32	黄玉鳳(Huang(Jufeng		海南島①	黎族。1943年末、日本軍協力者に脅迫されて日本軍に引き渡され、強姦された。駐屯地の中の「日本娘の部屋」に監禁、敗戦直前に逃亡。	性暴力①	海南島 (2001)				(	
33	李連春(Li(Lianchun	1924 2004	雲南省	1942年夏、市場で日本兵に集団強姦され、その後慰安所に連行・監禁される。日本兵はお金をくれなかったの で、昼間は日用必需品を得るために働いて稼ぐしか なかった。慰安所では1年ほどいたが、翌1943年に逃亡した。	性暴力①			○ p.157 写真のみ ?		○(pp.141-147)	
34	韋紹蘭(Wei(Shaolan		江西省 桂林	1944年末、日本兵に軍刀を突きつけられ、トーチカに連行され、軍医の性病検査を受けた。兵隊はコンドームを使用していたが、使用しない者もいた。監禁三ヵ月後、逃亡。帰国後、日本兵に強姦されて出来た息子を出産。	性暴力①					(	

* (上欄)に略記した典拠の、それぞれの正確な書名は、以下の通り。

「蘇・中文本」：蘇智良『慰安婦研究』1999、「女性戦犯法廷」：『女性国際戦犯法廷の全記録1』2000、「石田本」：石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』2004、

「展示パブリック」：『ある日、日本軍がやってきた』2008、「蘇・英語本」：Su Zhiliang and Chen Lifei, "Chinese Comfort Women" 2014、「班・映画」：班志義『太陽がまいる』2015

* (No.34の典拠は、糟谷廣一郎「中国・桂林ルポルタージュ」私は「日本鬼子」の子」『「慰安婦」強制連行』2008所収)である。

研究ノート

カイロ宣言の虚実

伊藤 哲夫（日本政策研究センター所長）

以下の拙稿は平成24年、中国政府が盛んに宣伝していた戦後日本の国際的地位に関わる「反日プロパガンダ」への反論の視点を提供する目的で書いた月刊誌（『明日への選択』）読者向けの解説である。ご一読いただければわかるように、内容は筆者が重要と考えた先行研究の内容紹介に留まり、本来なら独自の研究に基づく学術論文の掲載を目的とする本誌の性格にかなうものではない。ただ、編集者から戦後日本の法的地位に関わる一つの視点の提供という趣旨からお勧めをいただき、あくまでも解説資料として一部加筆の上、掲載させていただくこととした。

中国・尖閣宣伝への二つの反論

「カイロ宣言とポツダム宣言という、世界反ファシスト戦争の偉大な成果は、戦後の国際秩序の重要な基礎となるもの」（秦報道局長）と中国は最近、しきりに主張している。尖閣諸島はこの決定に基づき中国に返還されたのであり、その事実を否定することは「反ファシスト戦争の勝利の成果を否定」（同）するものだ、というわけだ。

かかる一方的かつ粗雑なもののいいようは、まさに中国流プロパガンダの典型ともいえようが、これを最近は、国際社会に対しても発信これ努めている。「ウソも百回繰り返せば本当になる」ではないが、そうだとすればそれに対して日本としても、いつまでも紳士然とおっとり構え続けているわけにはいかない。ここは声を大にして、断固たる反論を開始していくべきだろう。

なすべき反論は二つある。一つは尖閣諸島の国際法的事実に関わる反論と、もう一つは彼らの粗雑な歴史認識そのものに関わる反論である。ちなみにいっておけば、前者に対しては既に外務省もそれなりの反論は行っている。以下はその要点となるものだ（外務省ホームページ「尖閣諸島に関するQ & A」）。

- ① カイロ宣言及びポツダム宣言というが、両宣言は尖閣諸島とは何の関係もない。両宣言は「台湾及び澎湖島」の「中華民国」への返還を規定しているが、尖閣諸島は「台湾の一部」ではなく、「南西諸島の一部」というのがわが国の一貫した立場である。
- ② 両宣言はあくまでも大戦中における連合国側の戦後処理に関わる「基本方針」を示すものに過ぎず、戦争の結果としての「最終的な領土処理」を定めるものではない。それは正式には平和条約をはじめとする国際約束により行われるもので、従って両宣言は法的効果をもつ「最終的な領土処理」たりうるものではない。
- ③ 日本にとっての平和条約の最も基本となるものはサンフランシスコ平和条約である。そのサンフランシスコ平和条約は「南西諸島」を米国の「施政権下」におくこと

を規定したが、そこでは尖閣諸島は「南西諸島の一部」として確認されている。

- ④ この「南西諸島」すなわち沖縄は、その後1972年、日本に返還されたが、尖閣諸島もこの「南西諸島」の一部として同時に日本に返還された。

つまり、尖閣諸島は「カイロ宣言とポツダム宣言」とも「世界反ファシスト戦争」とも何の関係もなく、一貫して日本の領土としてあり続けてきたということだ。

さて、尖閣問題に対する反論としては、これで論点は全て尽きていよう。要は関係ないものは関係ない、という以外のものではないからだ。とすれば、残るは彼らの粗雑な歴史認識そのものに対する反論、ということになる。「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」などという主張は、いかにも中国人的な「プロパガンダ用ストーリー」という他ない大風呂敷だが、一言にしていえば余りにも歴史的事実を無視した恣意的かつ一方的な主張、と評する他ない。とはいえ、その誤りを指摘しなければ、いつまでもこんなウソ宣伝が世界に垂れ流され続けることも否めない。その意味で以下、この主張に焦点を当て、筆者なりの反論を展開してみたい。

ちなみに、筆者はその際、対象を主にカイロ宣言に絞り、この議論を進めていきたいと考えている。ポツダム宣言はカイロ宣言の「履行」を明言してはいるものの、内容はこの宣言の規定の範囲を出るものではない。つまり、彼らの主張の基本、あるいは出発点はあくまでもこのカイロ宣言であり、まず論ずべきはこの宣言の本質だと考えるからだ。

幻想のカイロ宣言

さて、そこで議論はそのカイロ宣言とは何かということになる。以下、五百旗頭真氏の著書『米国の日本占領政策』上（中央公論社）を参考にしつつ、このカイロ宣言の概略と問題点を明らかにしたい。

カイロ宣言は1943年11月、ルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、中華民国の蒋介石総統の三首脳が、エジプトのカイロで会談した際の共同コミュニケであり、初めて日本に連合国の戦争目的を示した歴史的宣言として、学校でも教えられている。中国としては、その冒頭に「三大同盟国」とあり、「日本国の侵略を制止し、且つ之を罰する為、今次の大戦を為しつつある」と彼らの戦争目的が提示される中で、初めて英米と並ぶ「主要国」として中国が位置づけられたこと、以下のように満州と台湾の中国への返還が約束されたことが、「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」という話にまで拡大する根拠となるわけだ。以下はカイロ宣言のその中国と台湾に関わる一節である。

「右同盟国（三大同盟国）の目的は日本国より……満洲、台湾及び澎湖島の如き日本国が清国より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り」

中国はこれを「戦後の国際秩序の重要な基礎」とまでいい、「敗戦国たる日本は大人しく尖閣諸島を手放し、戦勝国中国のことを聞け」と主張するのだといえる。

たしかにカイロ宣言をそのような「戦後秩序」を規定した法的約束と捉えれば、尖閣諸島の領有はともかく、中国がこのカイロ宣言を盾に、自らを「戦勝国」と強引に主張して

くる理由はわからないでもない。しかし、問題は事実はどうだったか、ということなのである。彼らの願望というか信仰はともかく、少なくとも歴史的事実からいえば、それは彼らにとっては、あくまでも「一時の幻想」を与えられただけの政治的約束というのがここで明らかにしたいことなのだ。

まず指摘すべきは、それは米大統領ルーズベルトのきわめて幻想的な中国観が生み出した、ずさんな約束に過ぎなかったということである。大統領の中国に対する関心には当初より格別なものがあつたとされるが、それは「四年半にもわたって爆撃と飢えに抗し、よりよい装備の軍隊を持つ日本の侵略を何度も打ち負かしている」「勇敢な中国国民」という大統領の言葉にも象徴される、感傷的とさえいえる代物だった。そうした中で参戦当初、個人的に構想されたのが中国を戦後の「四大国」の一つとして、「アジアの中心勢力」としようとする現実離れした政策だったのだ。五百旗頭真氏は指摘する（前掲書）。

「ローズベルトは、機会あるごとに中国を大国として遇する意向を口にするようになる。たとえば、同年（1942年）5月にモロトフが訪米した際、彼は……大国が『世界の警察官』としての機能を果たすべきである、と説いた。そして、中国については、統一的な中央政府の樹立を条件としつつも、米英ソに中国を加えた四ヶ国を大国の座につくべき国としてあげた。その場合、中国は『日本に対して警察官の機能を果たす』ことを予期している旨、付け加えた。ローズベルト構想のなかで、戦後アジア秩序の中軸に『大国』たるべき中国が置かれていたのである」

とはいえ、問題は当の中国に現実にはそれだけの内実はあつたか、ということなのである。大統領がいかに個人的に期待しようと、現実の中国は「大国」どころか「独立国」としての実体さえ有していなかったし、そもそも日本軍に対し、まともに戦ってさえいなかった。とすれば、そんな現実性を欠いたずさんな思い入れが長続きするはずがない。そんな構想は「戦後国際秩序の重要な基礎」どころか、まさにカイロ宣言が形となったその瞬間から、実は崩壊を始める運命にあつたというのが実態だったのだ。

ルーズベルトのもう一つの幻想

ずさんな幻想といえば、こんな話もある。参戦当初、大統領は蒋介石に「中国が失ったすべての領土を回復させたい」と約束しようとした。しかし、そこにはそれにより当然問題となるであろう、ソ連がそれまで「通商上の利益」の保証を要求していた「満州」や、英国がアヘン戦争以来「租借」していた「香港」に対する、専門家による事前の入念な政策検討は一切なかったという。そのソ連の満州に対する要求が、皮肉にも後にヤルタ会談の場で、まさに手の平を返したように、「対日参戦の代償」としてスターリンに提供されることになることは後に改めて触れるが、大統領の中国に対する思い入れというのは、実はその程度の無責任で気紛れなものでもあつた、ということなのだ。

それだけではない。カイロ会談の場で、大統領は蒋介石に何と「琉球を欲するか」と一度ならず尋ねたという。蒋介石がそれを求めたというのではない。大統領の方から切り出したのである。蒋介石は当然、その歴史的正当性について思い巡らすと同時に、「米国を

安心させるため」(つまり、米国にいたずらな警戒心を抱かせないため)、琉球は欲しない旨、返答したという。日本にとってはまさにすんでのところでの琉球喪失の回避という話であったのだが、大統領にとっては敵国から領土を取り上げることなど、まさに庭の石を動かす程度の問題だったという話でもある。その戦後構想、すなわち中国の大国化構想なるもののずさんさをよく示す話だともいえよう。やはり五百旗頭氏は指摘する。

「国家の最高指導者が、領土画定のように困難な長期的問題を決定しようとする場合、入念きわまる準備が政府内でなされるのが、外交上の常識である。国務省を中心に起草と討議を何度もくり返し、政府内の方針が固まってくれば、関係国と事前に意見調整を重ね、首脳による高度な政治的決着を待つべき一部分を除いて、あらかじめ声明草案が出来上がった状態で頂上会談に臨むのが通常である。

しかるに、カイロへ赴くにあたってローズベルト大統領は日本処理をめぐる政策文書の山を持っていなかった」

※ なおこの問題については、産経新聞ロンドン支局長の岡部伸氏が、蒋介石が戦後、この沖縄を欲しないとの返答を覆えし、沖縄領有の主張を始めたことを明らかにしている。(「沖縄領有を主張した蒋介石」、『Voice』17年2月号)

しからばなぜ、大統領は一時的にせよ、かくまで中国に入れ込んだのだろうか。もちろん、大統領の感情的ともいえる中国への個人的思い入れは既に指摘したところだ。しかし、それとともに指摘しなければならないのは、「対日作戦上の考慮」という側面だったといつてよい。まずはヨーロッパ戦線への対処が先決、と考える大統領にとり、その一定の見通しがつくまでの間、日本軍の攻勢にどこまで中国が耐え続けてくれるかが問題だった。その中国が崩れ、逆に日本と単独で講和するようなことになれば、この戦争の帰趨はどうなるか。大統領はそんな悪夢におびえ、中国に対日抗戦を続けさせるため、彼らの心を米国につなぎ止めるためには、どんな代価をも支払うのが当然、と考えたのである。その結果が、中国への「大国」の地位の約束であった。

とはいえ、その中国は実は日本と真剣に戦いはしなかった。むしろ米国をして日本と本格的に戦わしめるべく、巧妙な策さえ弄したのである。彼らにとっての窮極の目的は、最後まで対日戦での甚大な犠牲を回避しつつ、むしろ共産軍との内戦を有利に進め、晴れて講和会議の席に「戦勝国」として臨むことにあった。それゆえそうした中国に対し、むしろ中国駐在の外交官たちは大統領に政策転換を求めることさえ躊躇しなかった。蒋介石は国民を守るという使命を果たすどころか、むしろ秘密警察と強権によって成り立つ腐敗した一党独裁の強化に狂奔するだけであり、ならば果たして、そのような政権をかくまで重要視する名分はどこにあるのか、と迫ったのだ。それが「民主主義の姉妹国家」なるものの現実だった。

「反ファシスト戦争の偉大な成果」の実態

カイロ宣言はその意味で、むしろ「大戦の成果」というより、「当面を糊塗する約束」という程度のものに過ぎなかった、というのが結果から見れば当たっている。カイロの地

で、大統領は蒋介石に初めて会った。そこで二人は語り合い、中国に「大国の地位」を約束したことは事実だといってよい。しかし一方、それを機会に、大統領はまさに憑きものが落ちるように、中国への期待を急速に低下させていったのである。蒋介石に直接会い、彼が戦争につき語り、弁明するところを聞きつつ、いかに自らが抱懷していた中国観が一時の幻想に過ぎないものだったかを、大統領は思い知らされた。そうした中で、中国は日本打倒のためのコマたり得ないことを認識したのだ。

そしてその時から、今度はそれに反比例するかのようになり、大統領の心を占めるようになっていったのがスターリンだった。皮肉な話だが、蒋介石への失望が大きければ大きいほど、今度はスターリンへの期待と幻想が拡大していったのである。蒋介石とは違い、スターリンはテヘランで、ドイツ降伏後、ソ連は対日戦に加わる旨を明確に約束した。中国に対して期待していた役割をはるかに超えるものを、スターリンは自ら大統領に提供すると言明したのである。

むろん、だからといってカイロ宣言で中国に与えた約束までもが反古になったわけではない。大統領はその約束を取り下げることは考えなかったが、ただ彼の心中、その約束の中身が急速に色あせたものとなっていったことは間違いない。中国はこのカイロ宣言を「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」と位置づけたが、実際は大統領にとってのこの宣言の戦略上の地位は、この時むしろヤルタ協定（実質的には協定というより密約）の方へ移っていったのである。

実はこのヤルタ協定の核となるものが最初に話し合われたのは、カイロ会談と前後する形で行われたテヘラン会談の場であったとされる。大統領の片腕であったハリマンはその回想録で、「スターリンはテヘランにおいて、ポーツマス条約廃棄の希望を明らかにした」と記しているからだ。しかし、大統領はそれに留まらず、「千島列島の引き渡し」までこの場で約束した可能性も指摘されている。スターリンから対日参戦を約束する言葉を聞いた大統領は、それに応えて「プラス千島列島」というあり得ない約束までしてしまったのだ。

ちなみに、日露戦争によるポーツマス条約でロシアが失ったものは、①南樺太、②旅順・大連を中心とする遼東半島の租借権、③南満州鉄道を中心とする南満州の權益、の三つであろう。スターリンはそれらのソ連への返還を要求したのである。

先にも触れたように、カイロ宣言の重要眼目は「満州の無条件返還」であった。しかし、中国国民がその約束に歓喜したまさにその時、大統領とスターリンはこのように、その満州に対する中国の頭越しによる「処理」をテヘランで話し合っていたのである。むろん、それに「千島の引き渡し」も加わる。とすれば、「領土拡張の何等の念をも有するものに非ず」とするカイロ宣言の言明はどこへいったのだ、といたくもなる。これは要するに大統領の杜撰でその場しのぎの個人的外交による逸脱とでもいうべきものであり、であるがゆえに戦後、米国政府はこれを公式的な約束ではなく法的には無効、との立場に転じたともいえよう。誠に皮肉な話ではあるが、かかる矛盾だらけの協定が「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」というものの実態であったのだ。

ヤルタ協定が現実の形となったのはその一年後の45年2月である。この時は既にソ連の対日参戦は既定事実となっていた。既に述べたように、協定の内容はあらかじめ固まっており、残った問題はソ連が要求する満州の扱いに関わる詰めだったが、それも結果的にはス

ターリンの強い圧力で全てクリアーされることになる。そこにはソ連のスパイによる大統領への執拗な工作もあったとされるが、かくてヤルタ協定は成立したのである。

その内容を改めて示せば、①樺太南部のソ連への返還、②大連商港のソ連の優先的利益の擁護と国際化、旅順口のソ連海軍基地としての租借権の回復、③東清鉄道及び南満州鉄道の共同運営、ソ連の優先的利益の保障、④千島列島のソ連への引き渡し——ということになる。五百旗頭氏によれば、それはカイロ宣言の「修正」としての意味をもつというが、筆者にいわせれば、要は大統領のずさんな戦後構想がしからしめた、露骨な「大国主義的取引」以外の何ものでもない。これをしも中国は「戦後の国際秩序の重要な基礎」というのであるならば、そんな国際秩序はまさに即刻打破されるべき対象に他ならない、とむしろ強調したい。

※ このヤルタ協定については様々な研究がなされているが、本稿執筆後に筆者が読むこととなった有馬哲夫氏の論文「スキャンダラスなヤルタ会談 前編・後編」（『Voice』2014年8・9月号）は、主にルーズベルト外交の舞台裏からそのデタラメさ、正当性のなさを論じていて大いに参考になる。

戦後秩序においては日本は秩序の柱だ

さて、以上が中国が「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」と称するものの実態であったが、最後に確認しておきたいのは、そのような「成果」は大戦中の「暫定的成果」に過ぎず、本当の戦後の国際秩序はその後大統領がトルーマンに替わり、ソ連との熾烈な冷戦が始まり、更には中国が共産化し、朝鮮戦争が勃発するという国際政治の大転換の中で、その内容は大きく修正されていったということだ。厳密にいえば、ポツダム宣言はその修正の初期段階に位置するものともいえるが、窮極的な秩序の画定は最終的にはサンフランシスコ平和条約でなされた、というのが筆者の認識なのである。

そこでは日本は「敵国」というより、むしろ「対等で友好的で協力的」な「完全な主権国家」ということになった。「敵国日本」の打倒ではなく、その日本が最も頼りがいのある「アジア安定の柱」として位置づけ直されたのだ。「世界反ファシスト戦争の偉大な成果」などというものがいかに場違いな主張か明らかだといえるが、そこで新たに問題となるサンフランシスコ平和条約については、稿を改めて論ずることとしたい。〈初出・『明日への選択』平成24年1月号〉

対日講和はカイロ宣言の否定の上に成立した（以下、後編）

前編では、中国が「戦後国際秩序の重要な基礎」と称するカイロ宣言について論じさせていただいた。確かに第二次大戦中の一時期を画する「歴史的宣言」であったことは事実としても、決してそれは戦後の国際秩序の基礎を形成するまでの意味と実態をもつものではなかった、というのがその趣旨であった。と同時に、戦争の結果としての「最終的な領土処理」を定めるのはその後の平和条約であり、決して戦中示された「戦争宣言」のようなものではあり得ない、との指摘も行った。つまり、カイロ宣言を《錦の御旗》とし

て掲げる中国の主張は、決して説得力のあるものたり得ない、としたのである。

本稿ではそれを受け、その戦後処理条約たるサンフランシスコ平和条約の重要性について、改めて論じさせていただくこととしたい。最初に結論を述べれば、同平和条約はカイロ宣言の骨格ともいふべき、以下に示す三点の根本的な否定の上に成り立っており、その結果としてカイロ宣言は、中国のいう「戦後国際秩序の重要な基礎」たる位置づけを完全に喪失することとなった、ということである。

その三点とは以下のようなものだ。

- ① 日本を「侵略者」（犯罪者）とし、連合国を「警察官」とする枠組み
- ② 中国を戦後秩序形成の「三大同盟国」（もしくは「四大同盟国」）の一つとする位置づけ
- ③ 台湾、及び澎湖島を「中華民国」に返還するとする約束

以下、この三点がどのように否定され、それとは根本的に異なるサンフランシスコ平和条約の規定となっていたか、を明らかにしてみたい。

冷戦以前は「四大国協調体制」

まず前編では、中国が「三大同盟国」として位置づけられたのはカイロ宣言の時のみで、その後はむしろ「米英ソ」が中心の枠組みとなっていた、と指摘した。ルーズベルトはカイロ会談で蒋介石を過大視していたそれまでの幻想に目覚め、今度はスターリンという新たな幻想に急速に傾斜していくことになった、といえるからだ。

その「スターリンとの同調」という路線の頂点となったのがヤルタ会談であったが、その枠組みはルーズベルトの死後もしばらく修正されることなく、あの歴史的な「トルーマン宣言」という形で「冷戦の開始」が世界に告げられた1947年3月まで、形の上では継続されることとなった。その事実を示すのが米英ソによる「三国外相会議」と呼ばれるものであった。

むろん、とはいえ平和条約の枠組みとなると、この「三国外相会議」だけで勝手に決められることではない。つまり、対独では仏、対日では中国を除外することはできず、それゆえ当初は対独では米英ソ仏、対日では米英ソ中といった枠組みの「四国条約案」という形のものが、まず考えられることとなっていたのである。すなわち、当時バーンズ米国務長官が構想したとされるもので、対日案の骨子は以下のようなものであった。

- ① 四カ国は、日本に関する「管理委員会」を設置し、25年間に亘り、日本全土における非軍事化の実施状況に関わる調査、及び監視を行う。
- ② 委員会は条約中の武装解除ならびに非武装規定に対する日本の違反、あるいは違背企図を防止する必要がある場合、四カ国に対し陸海空軍の「武力行使」を含む適宜の行動に出るよう勧告することができる。
- ③ 四カ国は条約期限満了の六ヶ月前、所定の管理継続をもはや必要としないか否かを決定するべく協議を行う。

（細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、なお以下の拙論はこの細谷氏の著書を主に参考にしつつ、展開させていただくものである）

一読してわかるように、これは明らかにカイロ宣言と共通の基盤をもつ「四力国＝警察官」と「日本＝侵略者」という上下の発想、あるいは米英ソ中による「四大国管理」といった、戦時中ルーズベルトが考えた戦後秩序構想を色濃く残すものだったといえる。これによれば、わが国はその「非軍事化」の実施状況を25年間に亘り、この四力国に「監視」されるのみならず、もしそれに対する「違反」、もしくは「違背企図」があると判断された場合には、四力国による先制的な「武力行使」を受けることもあり得る、とされていたのである。まさに「前科者」に対する「再犯防止包囲網」といって過言ではないが、更に念の入ったことには、加えて条約の「期限延長」もまた随意とされていたのである。露骨な「四大国支配」固定化の条約案という他ない。

ちなみに、この考え方は米国務省の対日平和条約第一次草案の骨子にも引き継がれることとなったが、前出の細谷千博氏はかかる条約の発想を以下のように評している。

「フレデリック・ダンはこのポートン・グループらが作成した講和条約草案について、その基礎にある世界情勢認識は、『第二次大戦期のものであり、冷戦期のもでない』として、厳しい批判をその著書の中で加える。たしかに四大国協調を前提とし、日本の非軍国主義化、民主化を講和条約の主目的としている点で、戦時中の思考様式の惰性の所産とみなされても仕方がない。連合国総司令部で政治顧問をつとめるシーボルト大使も、この草案については『平和報復的なやり方』『ベルサイユ条約の二の舞』と見方は手厳しい」（前掲『サンフランシスコ講和への道』）

つまり、そこには依然として戦時中の思考様式が「惰性」として残っているということであり、「冷戦」という新たな国際状況への対応という肝心な発想が欠落している、という指摘であった。

極東の最重要国家は中国ではなく日本

とはいえ、ここで論じたいのはそのような指摘ではない。むしろかかる戦時中の思考様式の惰性ともいべきものが、ようやくその後、冷戦の進行が露わになるとともに転換されることとなり、新たな形態のものに変わっていったという、もう一つの事実の方である。

その転換を中心になって主張したのが、「対ソ封じ込め政策」の立案者として名高いジョージ・ケナンであった。彼は前記した国務省の対日講和条約草案を、「冷戦状況の進行に鈍感で、戦時外交の延長線上にあり、大国協調の亡霊につきまとわれた非現実的なもの」と断ずるとともに、そのような講和準備作業が即刻停止されるべきことを、当時の国務省の上層部に意見具申したのである。すなわち、カイロ宣言やヤルタ協定にある「大国協調の亡霊」的な発想からの脱却が急務だ、としたのだ。

むろん、それは同じ国務省内でもこれに呼応する動きを呼び、政策企画部のデービス

による次のような勧告を生むことともなった。

「アメリカ政府の提案する、対日講和のとりきめは、日本と太平洋地域でのアメリカの目的を促進するものでなければならない。アメリカの中心的目標は、太平洋の経済に組みこまれた安定した日本、アメリカに友好的で、必要な場合には手を貸し、信頼できる同盟国日本の存在である。／出来上がった対日講和条約草案は、国際的監視体制のもとでの日本の急激な非軍事化と民主主義化にもっぱら関心を向けて、わが国の中心的目標の促進をはかることは余り念頭においてないかのようなのである」（前掲書）

つまり、冷戦という新しい国際状況の下で、アメリカの第一義的な目標は何か、という最も中心的な視点を考えれば、むしろ「安定した日本」、「同盟国日本」という視点こそが中心的目標となるべきであり、この対日講和条約草案のような依然として日本を敵対視し、危険視するようなものであってよいものか、としたのである。つまり、今やアメリカの国益からすれば、極東における最重要国家は中国ではなく、むしろ日本ではないか、としたのだ。

ところで、このような米国の路線転換の中で登場することとなったのが、かの「反共の闘士」ダレスであった。「冷戦はわれわれアメリカの自由社会を、枢軸国——あの一九四二年の暗黒の日々の枢軸国が脅かしたより、一層危険な状態にしている」というのが彼の冷戦認識であったが、彼はかかる認識から「ソビエトの指導者は、合衆国を包囲し、絞殺しようとする長期プログラムの実現に向けて着々とその歩を進め、既に多くの成功を収めている」とし、「自由社会の制度を究極的に覆滅しようとする」そのソ連との戦いの意義を強調するとともに、ソ連の「自由社会包囲プログラム」に対抗するグローバルな冷戦戦略という位置づけの中で、「西側陣営の一員としての日本の確保」という新たな課題を対日講和構想の中に据えていくことを説いたのである。

その結果が、先の国務省案とは根本的に性格を異にする「寛大な対日講和」の構想を示した「対日講和七原則」であった。そこには日本を「侵略国」とする発想はもはやなく、更には「四大国管理」などという発想もまた完全に姿を消し、賠償請求権や再軍備禁止といった発想すらも放棄されていたといえる。それはいい方を換えれば、要はカイロ宣言やヤルタ協定に見られるような対日敵視の発想を否定した、むしろ日本を「国際秩序の重要な基礎」と位置づける、まさに真逆な平和条約の構想でもあったといっていよい。

と同時に、そこでは台湾、澎湖島、南樺太、千島の地位については、米英ソ中による「将来の決定に委ねる」との考え方も、また新たに打ち出されていた。これらはカイロ宣言やヤルタ協定では、無条件に中国やソ連に返還、もしくは引き渡されるものとされていたが、これらに対して微妙な修正の手が加えられたのだ。今や明確な敵対国家となったソ連や中国に対し、何もこちら側から無条件で彼らに領土を譲ってまでやることはない、との判断であったろう。

「大国協調の亡霊」は根本的に否定された

むろん、この条約原則はソ連・中国による猛烈な反発を呼ぶこととなった。両者の主張はほぼ同様の内容といってよいが、ここでは50年12月の周恩来外相による声明を紹介したい（西村熊雄『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』鹿島平和研究所）。

- ① 中華人民共和国の参加しない対日講和条約の準備及び起草は不法かつ無効である。
- ② 四国外相会議による四国一致の原則が、対日講和条約締結の正当な手続きである。
- ③ カイロ宣言、ヤルタ協定、極東委員会で承認した降伏後の対日基本政策が、対日講和条約の主要な共通の基礎である。
- ④ 台湾及び澎湖諸島はカイロ宣言で中国に返還が決定した。南樺太及び千島列島は、ヤルタ協定でソビエトへの返還及び引き渡しが決定した。すでに決定したこれらの領土の処分をふたたび討議する理由はない。

つまり、このカイロ宣言、ヤルタ協定をなぜ無視するのか、というのである。それがここにいう「四国外相会議」「四国一致の原則」であると同時に、カイロ宣言、ヤルタ協定を対日講和条約の「主要な共通の基礎」とする指摘だったといっただけ。一読して明らかなく、いかに彼らがこのカイロ宣言、ヤルタ協定を重視し、それを基本に位置づけようとしていたかがわかるともいえる。

ところで、こうした中でダレスによる講和実現に向けての外交が進められていった。その前に立ち上がったのは当然この中ソであったが、実は英国もまた難題であった。英国の後ろにはオーストラリアやニュージーランドという英連邦国家が控えており、とりわけ彼らが「寛大な講和」に対する強い反対を唱えたからである。

その主張のポイントは、一つは日本に対する警戒・監視の視点は未だ弛めるべきではないとする指摘であり、もう一つは南樺太・千島は「ソ連に」割譲し、台湾は「中国に」割譲することを逆に明記すべし、とするものであった。ダレスはこれに対し、「まるで二つの巨大な岩石が前途の路上にだしぬけにおかれたようだ」と憤懣の情を露骨にぶちまけるとともに、かかる英国の反対を撤回・修正せしめるべく全力の外交努力を傾けていったのである。それは当然のことながら、米英両国間における実質三ヶ月にも及ぶ条約案の厳しいやり取りという熾烈な交渉経過ともなったが、結論からいえば米国案の基本線がほぼ最後まで貫かれるという画期的な結果となった。細谷千博氏は述べる。

「練り直された米英共同草案は、六月十四日（五一年）、交渉の双方の当事者によって承認される。この共同草案は、形式的には双方の主張を半々にもしりこんだ外観をいぜん保っていたにせよ、実質面では……重要な、とくに政治的性格を色濃く帯びた問題では、アメリカの主張が大部分貫かれるものとなっていた」（前掲書）

例えば、英国側が強硬に主張した対日警戒の規定——例えば日本軍国主義の復活防止を保障する規定、戦争犯罪人の特赦の権利を否定する規定、あるいは日本軍国主義体制の責任に言及する規定——等々は全て削除されるとともに、また日本の再軍備を制限す

る規定も同時に削除され、更に南樺太と千島、そして台湾については、単に「日本はこれらの領域に対する主権を放棄する」といった相手先を明記しない表現での決着となったのである。いずれにしても、それはカイロ宣言、ヤルタ協定、そして更にいえばポツダム宣言の規定の根本的な修正、もしくは否定という意味をもつものであることは否めない事実であった。

「日本封じ込め」の願望

さて、このようにして対日講和条約、すなわちサンフランシスコ平和条約は形づくられた。特記すべきはその前文冒頭に示された以下のような言葉である。

「同盟国及び日本国は、両者の関係が……主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し……」

つまり、これは例えば、「三大同盟国（米英中）は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり」としたカイロ宣言、あるいは「日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」としたポツダム宣言の規定と、いかに隔たったものとなったか、ということだ。

日本を「侵略者」とし、また「世界征服」を夢見た軍国主義国家とし、それを罰し、その力と影響力を永久に「除去」しようとするのがこの二つの宣言であるなら、サンフランシスコ平和条約は、逆に日本を「対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならない」としたのである。重要なのは、わが国にとっての戦後の正式の出発点となったのは、このサンフランシスコ平和条約の方だということだ（なお、このサンフランシスコ平和条約のこの点での意義については、拙著『憲法かく論ずべし』所収「戦後日本とサンフランシスコ講和条約」でも論じている）。

最後に、このサンフランシスコ平和条約に反対し、それへの参加を拒否したソ連のゲロムイコ外相のこのサンフランシスコ講和会議における反対演説の一部を紹介しつつ、この稿を終えたい。これこそが今日にまで及ぶ、反日国家の基本的主張に他ならないからだ。

「まず、この条約の基本となるべき原則は何か、日本が再び侵略国家となるのを防ぐにはどういう規定を設くべきか、日本の運命が再び軍国主義者……の手中に落ちないようにするためにはどういう規定を設くべきか、の問題が起こる。／会議参加国が周知の国際諸協定に規定されている原則から出発し、これが履行として日本の軍国主義の再生禁止を規定するならば、この問題は立派に解決できる。この国際諸協定とは、特にカイロ宣言、ポツダム宣言とヤルタ協定である。（中略）日本の侵略の反復を許さず、日本と他国との間に平和な関係を樹立しようと現実に希望するものは、この（協定の）目的を支持せずにはおれない」（前掲『日本外交史27』）

ここでもまた、錦の御旗とされているのはカイロ宣言、ポツダム宣言、そしてヤルタ協定だといってよい。これを見れば、今回再び中国が同じことを主張し始めている理由というものも、見えてくる気がしよう。要は今日なお彼らが夢見るのは、かつてジョージ・ケナンが「大国協調の亡霊」とまで呼んだ、かかる「日本封じ込め」の果てなき願望に他ならないといえるからである。〈初出・『明日への選択』平成25年1月号〉

歴史認識問題研究会役員名簿・活動概要等

歴史認識問題研究会役員名簿（平成29年4月1日現在）

会 長	：	西 岡 力	（モラロジー研究所歴史研究室室長・麗澤大学客員教授）
副 会 長	：	高 橋 史 朗	（明星大学特別教授・モラロジー研究所特任教授）
事 務 局 長	：	勝 岡 寛 次	（明星大学戦後教育史研究センター）
事 務 局	：	山 岡 鉄 秀	（モラロジー研究所歴史研究室研究員）
監 査	：	島 田 洋 一	（福井県立大学教授）
顧 問	：	伊 藤 隆	（東京大学名誉教授）
		櫻 井 よしこ	（ジャーナリスト）
		田 中 英 道	（東北大学名誉教授）
		渡 辺 利 夫	（拓殖大学学事顧問・前総長）

活動目標

- 1, 歴史認識問題の今日的状況の研究。歴史認識問題がいかなるプロセスで、どのような勢力により表面化し、拡散していったかについて、背景にある動きを含む体系的研究を行う。
- 2, 歴史的事実の実証的研究。歴史認識問題にまつわる日本非難に対して、当時の歴史的事実に基づく反論の材料を提供する。
- 3, 関係者の証言の整理、逸脱している関係資料の収集。
- 4, 公開シンポジウム・研究会の開催、研究誌『歴史認識問題研究』の発行。
- 5, 研究を土台にしたネット発信、英語による冊子発行、研究書英訳事業などの国際発信。必要に応じ、政府や関係機関などへの提言も行う。
- 6, 若手研究者と歴史教育実践者の育成を通じた歴史教育への貢献。

活動履歴（概要）

平成28年(2016)

- 9月30日 発足記者会見（日本記者クラブ）
- 10月 1日 歴史認識問題研究会（高橋史朗会長）正式発足
- 11月30日 発足記念シンポジウム（文京区民センター）
「歴史認識問題にどう立ち向かうか？」
基調講演：渡辺利夫
パネルディスカッション：渡辺利夫・高橋史朗・西岡力・杉田水脈

平成29年(2017)

- 4月 1日 会長、高橋史朗から西岡力に交代。
- 5月27日 第一回講演会（麗澤大学東京研究センター）
西岡力「韓国の左傾化の原因は従北反韓自虐史観だ！
—歴史認識を誤るのは亡国の道—」

定期研究会開催記録

回	日時	講師(肩書)	テーマ
1	28. 9.16	高橋史朗(明星大学特別教授)	歴史認識問題研究会発足の背景と緊急研究課題
2	28. 9.23	西岡 力(東京基督教大学教授・当時)	歴史認識問題とは何か
3	28.10. 7	勝岡寛次(明星大学戦後教育史研究センター)	運動史から見た「女性国際戦犯法廷」
4	28.10.22	研究会有志	ユネスコ「世界の記憶」について
5	28.11.11	山本優美子(なでしこアクション代表)	ユネスコ世界の記憶「慰安婦」申請の比較と問題点
		勝岡寛次(明星大学戦後教育史研究センター)	米軍の慰安婦尋問報告に対する、吉見義明と「なでしこアクション」の見解の相違(補足資料)
6	28.11.25	川久保剛(麗澤大学准教授)	国民としての自覚を育む市民教育の必要性
7	28.12.16	江崎道朗(評論家)	アメリカ政治史と草の根保守
8	28.12.22	西岡 力(東京基督教大学教授)	ソウル大学教授が「慰安婦性奴隷説」を全否定
		山本礼子(戦後教育史研究者)	War Guilt Information Program (WGIP) に関する資料調査および最近の先行研究
9	29. 1.27	島田洋一(福井県立大学教授)	日本はファシズム国家に非ず、共産中国こそファシズム国家だ
		久野 潤(名城大学非常勤講師)	いわゆる靖国問題の突破口—人物を祀り顕彰してきた日本人
10	29. 2.17	山下英次(大阪市立大学名誉教授)	「元寇」に関する偏向教育の源泉を探る —ここにもGHQ洗脳教育の痕跡
		篠原敏雄(国士館大学教授)	「国家論からの『東京裁判』論の新展開」
11	29. 3. 3	天児 都(麻生徹男軍医の娘・写真資料管理者)	写真をめぐる人々とのやりとり —父・麻生徹男の資料写真の管理者としての三十年—
		柳田夕映(柳田芙美緒写真室)	慰安婦の写真盗用問題
12	29. 3.17	田中英道(東北大学名誉教授)	文科省の新学習指導要領の聖徳太子について
		勝岡寛次(明星大学戦後教育史研究センター)	『季刊戦争責任研究』の量的分析
13	29. 3.31	北村 稔(立命館大学特任教授)	中国による歴史問題化のメカニズムと中国人強制連行問題をとりまく状況
		江崎道朗(評論家)	中欧諸国では「ソ連・共産主義」はいかに語られているか
14	29. 4.14	山岡鉄秀(モラルロジー研究所研究員)	北米—日系子女への苛めを否定する論理
		高橋史朗(明星大学特別教授)	教育勅語論争に欠ける歴史認識 海外日本人子女へのいじめの実態と外務省調査
15	29. 5.12	緒賀正浩(明星大学大学院)	教育勅語を巡る問題点
		田北真樹子(産経新聞政治部記者)	産経新聞の歴史戦
16	29. 5.26	古森義久(麗澤大学特別教授)	アメリカにおける歴史認識問題
		西岡 力(本研究会会長)	韓国の新政権と従北自虐史観
17	29. 6. 9	八木秀次(麗澤大学教授)	戦争プロパガンダの本質—国際社会を舞台にした倫理的優位性を勝ち取るための武器を使用しない戦争
		伊藤哲夫(日本政策研究センター代表)	カイロ宣言の虚実
18	29. 6.23	伊藤 隆(東京大学名誉教授)	いわゆる「歴史認識問題」についての私の考え
		Kevin Doak (Georgetown University教授)	アメリカの日本研究学者はなぜ日本を叩くのか？ "Why Do American Japanologists Bash Japan?"
19	29. 7.21	緒賀正浩(明星大学大学院)	教育勅語を巡る問題点(2)
		勝岡寛次(明星大学戦後教育史研究センター)	中国人慰安婦問題について
20	29. 8. 4	杉田水脈(前衆議院議員)	国連における歴史戦、保守派民間団体の活動を中心に
		山本優美子(なでしこアクション代表)	
		鄭 大均(首都大学東京特任教授)	徴用工とは誰だったのか

インフォメーション・コーナー

第2回歴認研シンポジウム(告知)

日 時：平成29年9月26日(火) 午後6時30分～8時30分(午後6時開場)

場 所：文京区民センター

東京都文京区本郷4-15-14 TEL：03-3814-6731

最寄駅：都営三田線・大江戸線「春日駅」A 2 出口、徒歩 2 分

東京メトロ丸の内線「後楽園駅」4 b 出口、徒歩 5 分

東京メトロ南北線「後楽園駅」6 番出口、徒歩 5 分

J R「水道橋駅」東口、徒歩15分

テーマ：「ユネスコ慰安婦登録を許すな——歴史認識問題の今」

登壇者

冒頭スピーチ・司会：櫻井よしこ(歴史認識問題研究会顧問・ジャーナリスト)

報告者：西岡 力(同会長・麗澤大学客員教授)

：高橋 史朗(同副会長・明星大学特別教授)

：山岡 鉄秀(モラロジー研究所歴史研究室研究員)

主 催：歴史認識問題研究会

資料代：1,000円

歴史認識問題に関する新刊書籍(2016年以降)

〈研究書〉

五百頭旗薫・小宮一夫・細谷雄一『戦後日本の歴史認識』東京大学出版会、2017

国際政治学会編『国際政治と歴史認識』有斐閣、2017

〈一般書〉

有馬哲夫『歴史問題の正解』新潮新書、2016

江崎道朗『アメリカ側から見た東京裁判史観の虚妄』祥伝社新書、2016

江崎道朗『コミンテルンの謀略と日本の敗戦』PHP新書、2017

岡崎久彦・渡辺利夫『中国は歴史に復讐される』扶桑社、2017(オンデマンド)

勝岡寛次監修・土屋たかゆき著『日本近現代史の真実』展転社、2017

ジェイソン・モーガン『アメリカはなぜ日本を見下すのか?』ワニブックス、2016

杉田水脈『慰安婦像を世界中に建てる日本人たち』産経新聞出版、2017

高橋史朗『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在』宝島社、2016

中西輝政・西岡力『なぜニッポンは歴史戦に負け続けるのか?』日本実業出版社、2016

藤岡信勝編著『国連が世界に広めた「慰安婦＝性奴隷」の嘘』自由社、2016

マイケルヨン・杉田水脈・高橋史朗・西岡力・徳永信一・山岡鉄秀「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ!』明成社、2017

山岡鉄秀『日本よ、もう謝るな!』飛鳥新社、2017

ついに『歴史認識問題研究』創刊号を皆様にお届け出来る日を迎えた。本号は「歴史認識問題とは何か」「中国との歴史戦」の2つの特集を組み、拙稿を含む6篇の論文・研究ノートとシンポジウム記録を掲載できた。どの論文も力作ばかりだ。北村稔論文は読み進む打ちに冷や汗が出てきた。外国の文献を翻訳するとき、勝手に原文に全くない内容を挿入してしまう捏造の常態化を、同論文は中国人の伝統的思考法との関連で鋭くえぐる。島田洋一論文は現在の中国はファシズム体制とみるべきだと、具体的論拠を挙げて精緻に議論する。中国共産党による「反日プロパガンダ」を批判する伊藤哲夫氏の研究ノートは、氏が主宰する『明日への選択』誌で既に発表されたものだが、北村・島田論文と併せ読むことで多くのことを学べると思い、編集部がお願いして本誌に収録した。

韓国のことわざに「はじめが半分だ」というものがある。第一歩を踏み出すまでの準備や覚悟をすることが、物事を成し遂げるための半分の要素を占めるという意味だ。実は、私は20年以上前から、このような雑誌を出す必要を切実に感じていた。誰かがやってくれないかという気持ちがあったが、やはり、必要を感じている人間が口火を切るしかなかった。

なぜ20年以上前、私がそのような必要を感じたのか。それは平成9年、慰安婦問題を巡る深夜テレビ討論に出演したときだった。論敵として向こう側に座っている面々の中に、「日本の戦争責任資料センター事務局長」という肩書きを持つ人物が座っていた。同センターはなんと平成5年から活動を開始し、当初は年4冊の機関誌を出していた。最近では年2冊となったが、いまでも活動を続けている。

本誌に掲載された勝岡寛次氏の力作論文には、付表①として「中国人慰安婦・戦時性

暴力に関する日本語文献一覧」がついている。そこには113点の文献が挙げられているが、なんとそのうち32点が同センター機関誌に掲載された論文だ。執拗に、日本を貶める研究を続けている日本人らがいる。それに比べて、私たち日本の名誉を守る研究をしてきた研究者は、目の前に次々に起きる問題と取り組むのが精一杯で、組織的な研究体制を作ることができなかった。私は平成2年から平成14年まで、韓国・北朝鮮問題専門誌『現代コリア』の編集長として韓国・朝鮮問題で反日勢力に反論してきた。しかし、同誌も既がない。

そのような問題意識から、私は志を同じくする研究者らと2つの共同研究を行い、研究報告を世に問うた。すなわち、『朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告』と『中国人慰安婦問題に関する基礎研究』だ。その参加者らと論議を重ねて、歴史認識問題研究会を作った。モラロジー研究所の廣池幹堂理事長には多大なご支援を頂き、同研究会機関誌の本誌も同研究所内にできた歴史研究室(室長西岡力)が発行所となった。本研究会は今井光郎文化道徳歴史教育研修会から研究助成を頂いている。それ以外にも多くの皆様のご支援を頂き研究会活動を続けている。ここに感謝の言葉を述べて、創刊号の編集後記としたい。(西岡)

歴史認識問題研究

(年2回発行)

創刊号(平成29年秋冬号)

発行日: 2017年9月20日

発行人: 西岡 力

編集人: 勝岡 寛次

編集部: 歴史認識問題研究会

発行所: 〒277-0065 柏市光ヶ丘2丁目1番1号

公益財団法人モラロジー研究所

歴史研究室

T e l : 04-7173-3197

F a x : 04-7173-3199

印刷所: 株式会社 長正社